

# 第 7 回

## 北 但 合 併 協 議 会 会 議 資 料

日 時 平成15年7月23日(水) 午後1時30分  
場 所 県立城崎大会議館

## 目 次

	会議次第	P 1 ~ P 2
	経過報告等	P 3 ~ P 4
報告第 19 号	新市名称募集の応募結果について	P 5
報告第 20 号	住民説明会の開催結果について	P 6
報告第 21 号	新市の将来構想案について	P 7
協議第 22 号	地方税の取扱い(その1)について	P 8
協議第 23 号	総務関係事務事業の取扱い(その1)について	P 9
協議第 24 号	企画関係事務事業の取扱い(その1)について	P 10
協議第 25 号	税務・住民関係事務事業の取扱い(その1)について	P 11
協議第 26 号	老人福祉関係事務事業の取扱い(その1)について	P 12
協議第 27 号	社会福祉関係事務事業の取扱い(その1)について	P 13
協議第 28 号	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について	P 14
提案第 9 号	慣行の取扱いについて	P 15
提案第 10 号	企画関係事務事業の取扱い(その2)について	P 16
提案第 11 号	老人福祉関係事務事業の取扱い(その2)について	P 17
提案第 12 号	健康・保健関係事務事業の取扱い(その1)について	P 18 ~ P 19
提案第 13 号	社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について	P 20
提案第 14 号	環境関係事務事業の取扱い(その1)について	P 21
提案第 15 号	建設関係事務事業の取扱い(その1)について	P 22
	参考資料	P 23 ~

## 第7回北但合併協議会会議次第

とき 平成 15 年 7 月 23 日(水)午後 1 時 30 分  
ところ 県立城崎大会議館

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 経過報告等

4. 会議録署名委員の指名

委 員

委 員

5. 議事

(1) 報告事項

①報告第 19 号 新市名称募集の応募結果について

②報告第 20 号 住民説明会の開催結果について

③報告第 21 号 新市の将来構想案について

(2) 協議事項

①協議第 22 号 地方税の取扱い(その1)について

②協議第 23 号 総務関係事務事業の取扱い(その1)について

③協議第 24 号 企画関係事務事業の取扱い(その1)について

④協議第 25 号 税務・住民関係事務事業の取扱い(その1)について

⑤協議第 26 号 老人福祉関係事務事業の取扱い(その1)について

⑥協議第 27 号 社会福祉関係事務事業の取扱い（その1）について

⑦協議第 28 号 水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について

(3) 提案事項

①提案第 9 号 慣行の取扱いについて

②提案第 10 号 企画関係事務事業の取扱い（その2）について

③提案第 11 号 老人福祉関係事務事業の取扱い（その2）について

④提案第 12 号 健康・保健関係事務事業の取扱い（その1）について

⑤提案第 13 号 社会教育関係事務事業の取扱い（その1）について

⑥提案第 14 号 環境関係事務事業の取扱い（その1）について

⑦提案第 15 号 建設関係事務事業の取扱い（その1）について

6. その他

①第8回協議会の開催について

(1)日 時 平成 15 年 8 月 27 日（水）午後 1 時 30 分～

(2)場 所 じばさんT A J I M A

(3)報告・協議・提案事項

○庁舎の方式メニューについて

○新市の将来構想について

○議会の議員の定数及び任期検討小委員会の検討経過について

○事務事業一元化調整案について

7. 閉 会

## 経過報告等

### 1. 前回の協議会において課題となった事項について

合併協定調書への理由明示について  
事務事業一元化調整のあり方について  
合併協定項目分類のあり方について  
協議会へ提案される一元化調整案の件数について

### 2. 幹事会・専門部会・分科会の開催状況について

#### 第8回幹事会

日時 7月9日(水)午前9時30分～  
場所 合併協議会事務所 会議室  
内容 1) 第7回協議会資料について  
2) 事務事業一元化調整について

専門部会・分科会の開催状況については、別添「参考資料(P25)」のとおり

### 3. 各小委員会等の開催状況について

#### 第11回新市まちづくり検討小委員会

日時 7月3日(木)午後1時30分～  
場所 合併協議会事務所 会議室  
内容 1) 新市まちづくり検討小委員会における意見及び対応状況について  
2) 将来像を実現するための方策を考えよう  
(基本方針のテーマ、地域構造図の検討)  
3) 次回の意見取りまとめ内容について

#### 第9回新市庁舎等検討小委員会

日時 7月4日(金)午後1時30分～  
場所 合併協議会事務所 会議室  
内容 1) 庁舎のあり方について

第 12 回新市まちづくり検討小委員会

- 日 時 7月10日(木)午後1時30分～  
場 所 合併協議会事務所 会議室  
内 容 1) 将来構想とりまとめ  
(基本方針の内容確認等)  
2) 将来構想案報告書(案)の確認

第 9 回新市名称検討小委員会

- 日 時 7月11日(金)午後1時30分～  
場 所 合併協議会事務所 会議室  
内 容 1) 新市名称募集の応募結果について  
2) 有効応募名称について  
3) 名称選定に向けた今後の取組みについて

新市まちづくり検討小委員会将来構想案報告書(案)点検確認作業

- 日 時 7月15日(火)午前9時～  
場 所 合併協議会事務所 会議室  
内 容 1) 将来構想案報告書(案)の確認

第 4 回議会の議員の定数及び任期検討小委員会

- 日 時 7月16日(水)午後0時30分～  
場 所 合併協議会事務所 会議室 他  
内 容 1) 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会視察  
2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

第 10 回新市庁舎等検討小委員会

- 日 時 7月18日(木)午後1時30分～  
場 所 合併協議会事務所 会議室  
内 容 1) 庁舎のあり方について

報告第 19 号

新市名称募集の応募結果について

新市名称募集の応募結果について報告する。

平成 1 5 年 7 月 2 3 日報告

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

新市名称募集の応募結果について

新市名称募集の応募結果について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 日承認

## 新市名称募集の応募結果について

1. 公募期間 : 平成 15 年 5 月 15 日 (木) ~ 6 月 30 日 (月)

郵送については、締切日当日の消印有効

2. 市町別・方法別応募件数

(応募数=件: 構成比: 人口比率=%)

	専用がき	官製がき	封書	応募用紙	メール	ファク	学校	計	構成比	人口比率
豊岡市	551	84	20	664	91	90	769	2,269	40.1	50.9
城崎町	48	5	1	123	16	4	123	320	5.7	4.6
竹野町	78	7	4	112	9	10	265	485	8.6	6.3
日高町	215	40	13	191	21	34	656	1,170	20.7	19.9
出石町	119	24	7	163	13	20	278	624	11.0	12.1
但東町	84	7	9	115	8	11	151	385	6.8	6.2
小計	1,095	167	54	1,368	158	169	2,242	5,121	92.9	100.0
県内	6	21	4	42	30	4	137	244	4.3	0.0
県外	5	26	4	25	73	10	16	159	2.8	0.0
合計	1,106	214	62	1,435	261	183	2,395	5,656	100.0	100.0
構成比	19.6	3.8	1.1	25.4	4.6	3.2	42.3	100.0		

注1) 県内は1市5町を除く、県内からの応募。

注2) 人口比率は、平成 15 年 7 月 1 日現在における人口 (94,035 人) に対する比率を表す。

3. 年齢別の応募内訳

	0~12	13~22	23~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~	年齢無	計
応募数	1,227	1,434	163	318	418	602	676	522	158	138	5,656
構成比	21.7	25.4	2.9	5.6	7.4	10.6	12.0	9.2	2.8	2.4	100.0

4. 応募総数の内訳

区分	件数	構成比
有効数	5,264	93.1
無効数	392	6.9

有効数の内訳は、別添「新市名称応募一覧」(参考資料: P26~49) のとおり。



報告第 20 号

住民説明会の開催結果について

住民説明会の開催結果について報告する。

平成 1 5 年 7 月 2 3 日報告

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

住民説明会の開催結果について

住民説明会の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 日承認

<p>各市町の 開催回数と 参加者人数</p>	<p>豊岡市（12会場 486人） 城崎町（1会場 100人） 竹野町（3会場 249人） 日高町（6会場 691人） 出石町（5会場 287人） 但東町（3会場 358人） 合計（30会場 2,171人）</p>
<p>主な質問</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の庁舎に関すること</li> <li>・新市の財政見直しに関すること</li> <li>・議員に関すること</li> <li>・合併後の旧市町の展望に関すること</li> <li>・住民サービスと公共料金に関すること</li> <li>・新市の名称に関すること</li> <li>・合併のメリット・デメリットに関すること</li> <li>・財産の取扱いに関すること</li> <li>・アンケート調査結果に関すること</li> <li>・周辺町が寂れる懸念に関すること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>その他、主な質問として</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備に関すること</li> <li>・地域の名称及び大字名等に関すること</li> <li>・地域審議会の設置に関すること</li> <li>・住民投票に関すること</li> <li>・合併の必要性に関すること</li> <li>・合併協議会の組織に関すること</li> <li>・公民館の機能に関すること</li> <li>・道路整備に関すること</li> <li>・学校統合に関すること</li> <li>・若者へのPRに関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> </div>
<p>主な意見・提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスと公共料金に関すること</li> <li>・行財政改革に関すること</li> <li>・新市の庁舎に関すること</li> <li>・新市の議員に関すること</li> <li>・わかりやすい情報提供に関すること</li> <li>・新市の名称に関すること</li> <li>・住民サービスの偏りへの懸念に関すること</li> <li>・協議会、小委員会に望む委員の姿勢に関すること</li> <li>・定住対策などまちづくりに関すること</li> <li>・道路整備などまちづくりに関すること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>その他、主な意見・提言として</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に対する不安に関すること</li> <li>・若年層の合併協議への参画に関すること</li> <li>・アンケート調査結果に関すること</li> <li>・各種施設整備の要望に関すること</li> <li>・周辺町が寂れる懸念に関すること</li> <li>・新市の特色などまちづくりに関すること</li> <li>・住民投票に関すること</li> <li>・合併前の事業執行に関すること</li> <li>・但馬空港周辺整備に関すること</li> <li>・学校の統合に関すること</li> <li>・産業振興の重要性に関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> </div>
<p>要望事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の一元化による行政のスリム化が必要である。</li> <li>・住民負担を増やさない努力をしながら、スリム化を進める。</li> <li>・地域審議会の効率的運営を望む。</li> <li>・声の広報（朗読ボランティア）は効果的である。有効である。</li> <li>・文化ホールを建設してほしい。</li> <li>・道路網の整備、交通の利便性の向上を図られたい。</li> <li>・合併後のメリットを財政の改善状況等数字で具体的に示してほしい。</li> <li>・身近な行政サービスがどうなるのか、情報提供してもらわないと判断できない。</li> <li>・合併協議に住民の関心がないので、改善すべきである。</li> <li>・議会議員数の減少が合併の効果であると説明会資料に書いてあるが、人数を減らして十分に住民の意見が行政に伝わるか、疑問である。</li> </ul>

報告第 21 号

新市の将来構想案について

新市の将来構想案について報告する。

平成 1 5 年 7 月 2 3 日報告

北但合併協議会

新市まちづくり検討小委員会

委員長 大 橋 直 人

新市の将来構想案について

新市の将来構想については、新市まちづくり検討小委員会において検討中であるが、別冊のとおり構想案としてまとめたので報告する。

平成 1 5 年 7 月 日承認

協議第 22 号

地方税の取扱い（その 1）について

地方税の取扱い（その 1）について協議する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

地方税の取扱い	協定番号	8
<p>1. 個人市（町）民税に係る不均一課税の取扱い 一元化、不均一課税の必要はなく、所得割は現行の税率を新市に引き継ぎ、均等割は地方税法に基づく5万人以上の市に係る標準税率(2,500円)とする。</p> <p>2. 軽自動車税に係る不均一課税の取扱い 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 市（町）たばこ税に係る不均一課税の取扱い 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。</p> <p>4. 入湯税に係る不均一課税の取扱い 城崎町の例を基本に一元化した上で、合併年度に限り不均一課税を採用する。</p> <p>5. 鉱産税に係る不均一課税の取扱い 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。</p> <p>6. 固定資産税に係る不均一課税の取扱い 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。</p> <p>7. 特別土地保有税に係る不均一課税の取扱い 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。</p>		

継続審議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	3 住 民 部 会	分科会名	9 税 務 分 科 会	コード	8	0	1001	1	1	1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い	
大分類	地方税の取扱い			中分類	不均一課税等の取扱い			小分類	個人市(町)民税に係る不均一課税の取扱い			細分類	個人市(町)民税に係る不均一課税の取扱い		

問 題 点	<p>個人市(町)民税については、1市5町間に均等割の税額、所得割の税率及び非課税基準等に差異はなく、一元化協議としては特段の問題はないが、合併により人口規模が9万人余りになることから、均等割に係る標準税率が現在の2千円から2千5百円になる。</p> <p><b>地方税法</b> 第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の左欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市 町 村</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 人口50万人以上の市</td> <td style="text-align: center;">年 額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 人口5万人以上50万人未満の市</td> <td style="text-align: center;">年 額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)及び(2)の市以外の市及び町村</td> <td style="text-align: center;">年 額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 村	税 率	(1) 人口50万人以上の市	年 額 3,000円	(2) 人口5万人以上50万人未満の市	年 額 2,500円	(3) (1)及び(2)の市以外の市及び町村	年 額 2,000円	対 応 策	<p>合併特例法の規定に基づく不均一課税を採用する必要はなく、現行のとおりとする。ただし、均等割については、市町の条例で変更することができないため、合併後において最初に到来する4月1日から、法律どおりの税率を適用し2,500円/年・人とする。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存 続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 不 要 (均等割の区分が変更になる)</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 均等割：合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">給付助成等</td> <td style="width: 30%;">該 当 な し</td> </tr> <tr> <td>資格基準等</td> <td>該 当 な し</td> </tr> <tr> <td>住民負担等</td> <td>地方税法の規定に基づき一部増額する。</td> </tr> <tr> <td>組織事業等</td> <td>該 当 な し</td> </tr> <tr> <td>支援体制等</td> <td>該 当 な し</td> </tr> <tr> <td>設備環境等</td> <td>該 当 な し</td> </tr> <tr> <td>加入組合等</td> <td>該 当 な し</td> </tr> <tr> <td>関連団体等</td> <td>該 当 な し</td> </tr> <tr> <td>その他の事項</td> <td>減免基準・納税義務者等の課税事務については、各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。</td> </tr> </table>	給付助成等	該 当 な し	資格基準等	該 当 な し	住民負担等	地方税法の規定に基づき一部増額する。	組織事業等	該 当 な し	支援体制等	該 当 な し	設備環境等	該 当 な し	加入組合等	該 当 な し	関連団体等	該 当 な し	その他の事項	減免基準・納税義務者等の課税事務については、各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。
市 町 村	税 率																														
(1) 人口50万人以上の市	年 額 3,000円																														
(2) 人口5万人以上50万人未満の市	年 額 2,500円																														
(3) (1)及び(2)の市以外の市及び町村	年 額 2,000円																														
給付助成等	該 当 な し																														
資格基準等	該 当 な し																														
住民負担等	地方税法の規定に基づき一部増額する。																														
組織事業等	該 当 な し																														
支援体制等	該 当 な し																														
設備環境等	該 当 な し																														
加入組合等	該 当 な し																														
関連団体等	該 当 な し																														
その他の事項	減免基準・納税義務者等の課税事務については、各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。																														

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																																
<p>1. 均等割税額</p> <p>税率 2,000円/年・人 標準税率(人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)</p> <p>2. 所得割税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>税率は、全て標準税率。ただし、700万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)</p> <p>3. 納 期 年 4 期 (6月・8月・10月・1月)</p>	区 分	税 率	200万円以下の金額	3.0%	200万円を超える金額	8.0%	700万円を超える金額	10.0%	<p>1. 均等割税額</p> <p>税率 2,000円/年・人 標準税率(人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)</p> <p>2. 所得割税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>税率は、全て標準税率。ただし、700万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)</p> <p>3. 納 期 年 4 期 (6月・8月・10月・1月)</p>	区 分	税 率	200万円以下の金額	3.0%	200万円を超える金額	8.0%	700万円を超える金額	10.0%	<p>1. 均等割税額</p> <p>税率 2,000円/年・人 標準税率(人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)</p> <p>2. 所得割税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>税率は、全て標準税率。ただし、700万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)</p> <p>3. 納 期 年 4 期 (6月・8月・10月・1月)</p>	区 分	税 率	200万円以下の金額	3.0%	200万円を超える金額	8.0%	700万円を超える金額	10.0%	<p>1. 均等割税額</p> <p>税率 2,000円/年・人 標準税率(人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)</p> <p>2. 所得割税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>税率は、全て標準税率。ただし、700万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)</p> <p>3. 納 期 年 4 期 (6月・8月・10月・1月)</p>	区 分	税 率	200万円以下の金額	3.0%	200万円を超える金額	8.0%	700万円を超える金額	10.0%	<p>1. 均等割税額</p> <p>税率 2,000円/年・人 標準税率(人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)</p> <p>2. 所得割税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>税率は、全て標準税率。ただし、700万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)</p> <p>3. 納 期 年 4 期 (6月・8月・10月・1月)</p>	区 分	税 率	200万円以下の金額	3.0%	200万円を超える金額	8.0%	700万円を超える金額	10.0%	<p>1. 均等割税額</p> <p>税率 2,000円/年・人 標準税率(人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)</p> <p>2. 所得割税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>税率は、全て標準税率。ただし、700万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)</p> <p>3. 納 期 年 4 期 (6月・8月・10月・1月)</p>	区 分	税 率	200万円以下の金額	3.0%	200万円を超える金額	8.0%	700万円を超える金額	10.0%
区 分	税 率																																																				
200万円以下の金額	3.0%																																																				
200万円を超える金額	8.0%																																																				
700万円を超える金額	10.0%																																																				
区 分	税 率																																																				
200万円以下の金額	3.0%																																																				
200万円を超える金額	8.0%																																																				
700万円を超える金額	10.0%																																																				
区 分	税 率																																																				
200万円以下の金額	3.0%																																																				
200万円を超える金額	8.0%																																																				
700万円を超える金額	10.0%																																																				
区 分	税 率																																																				
200万円以下の金額	3.0%																																																				
200万円を超える金額	8.0%																																																				
700万円を超える金額	10.0%																																																				
区 分	税 率																																																				
200万円以下の金額	3.0%																																																				
200万円を超える金額	8.0%																																																				
700万円を超える金額	10.0%																																																				
区 分	税 率																																																				
200万円以下の金額	3.0%																																																				
200万円を超える金額	8.0%																																																				
700万円を超える金額	10.0%																																																				
<p><b>市町村の合併の特例に関する法律 (合併特例法)</b></p> <p>第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>		<p><b>税率表現の説明 (以降の税目において同様)</b></p> <p>表中の税率に係る注釈の意味は、次のとおりです。</p> <p>標準税率 = 地方税法において定められている標準的な税率。 制限税率 = 地方税法において、条例により変更することが認められている上限の税率。 超過税率 = 上記 と の間の税率。</p>																																																			

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	3 住民部会	分科会名	9 税務分科会	コード	8	0	1001	1	3	1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い
大分類	地方税の取扱い			中分類	不均一課税等の取扱い			小分類	軽自動車税に係る不均一課税等の取扱い			細分類	軽自動車税に係る不均一課税等の取扱い	1/1

<p>1 市 5 町間に課税区分及び税率の差異はなく、合併に関し特段の問題はない。</p> <p><b>地方税法 (第444条第3項)</b></p> <p>市町村は、第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難いものについては、同行各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。</p>	<p>対 応 策</p>	<p>不均一課税を採用する必要はなく、現行の課税項目及び税率を、新市に引き継ぐ。</p> <p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 不要 3. 廃止又は一元化の時期 4. 一元化の方向</p> <p>給付助成等 該当なし 資格基準等 該当なし 住民負担等 (現行どおり) 組織事業等 該当なし 支援体制等 該当なし 設備環境等 該当なし 加入組合等 該当なし 関連団体等 該当なし その他の事項 減免基準・納税義務者等の課税事務については、各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。</p>
--	----------------------	---

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>1. 区分及び税率 (単位: 円/台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>課税台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原付自転車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000</td><td>3,137</td></tr> <tr><td>50cc~90cc</td><td>1,200</td><td>171</td></tr> <tr><td>90cc~</td><td>1,600</td><td>70</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500</td><td>1</td></tr> <tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>二輪車</td><td>2,400</td><td>415</td></tr> <tr><td>三輪車</td><td>3,100</td><td>0</td></tr> <tr><td>四輪車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>乗用 営業用</td><td>5,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200</td><td>7,417</td></tr> <tr><td>貨物 営業用</td><td>3,000</td><td>55</td></tr> <tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000</td><td>6,149</td></tr> <tr><td>特殊自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雪上用</td><td>2,400</td><td>2</td></tr> <tr><td>農耕用</td><td>1,600</td><td>1,302</td></tr> <tr><td>特殊作業用</td><td>4,700</td><td>216</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>4,000</td><td>435</td></tr> </tbody> </table> <p>全て標準税率。ただし、雪上用・農耕用・特殊作業用は、税法に基づく独自設定項目。課税台数は、平成14年度課税状況調の非課税・減免対象分を除く数値。</p> <p>2. 納期 年1期 (5月)</p>	区分	税率	課税台数	原付自転車			50cc以下	1,000	3,137	50cc~90cc	1,200	171	90cc~	1,600	70	ミニカー	2,500	1	軽自動車			二輪車	2,400	415	三輪車	3,100	0	四輪車			乗用 営業用	5,500	0	乗用 自家用	7,200	7,417	貨物 営業用	3,000	55	貨物 自家用	4,000	6,149	特殊自動車			雪上用	2,400	2	農耕用	1,600	1,302	特殊作業用	4,700	216	二輪小型自動車	4,000	435	<p>1. 区分及び税率 (単位: 円/台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>課税台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原付自転車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000</td><td>453</td></tr> <tr><td>50cc~90cc</td><td>1,200</td><td>70</td></tr> <tr><td>90cc~</td><td>1,600</td><td>28</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>二輪車</td><td>2,400</td><td>46</td></tr> <tr><td>三輪車</td><td>3,100</td><td>0</td></tr> <tr><td>四輪車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>乗用 営業用</td><td>5,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200</td><td>502</td></tr> <tr><td>貨物 営業用</td><td>3,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000</td><td>462</td></tr> <tr><td>特殊自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雪上用</td><td>2,400</td><td>0</td></tr> <tr><td>農耕用</td><td>1,600</td><td>102</td></tr> <tr><td>特殊作業用</td><td>4,700</td><td>31</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>4,000</td><td>47</td></tr> </tbody> </table> <p>全て標準税率。ただし、雪上用・農耕用・特殊作業用は、税法に基づく独自設定項目。課税台数は、平成14年度課税状況調の非課税・減免対象分を除く数値。</p> <p>2. 納期 年1期 (4月)</p>	区分	税率	課税台数	原付自転車			50cc以下	1,000	453	50cc~90cc	1,200	70	90cc~	1,600	28	ミニカー	2,500	0	軽自動車			二輪車	2,400	46	三輪車	3,100	0	四輪車			乗用 営業用	5,500	0	乗用 自家用	7,200	502	貨物 営業用	3,000	0	貨物 自家用	4,000	462	特殊自動車			雪上用	2,400	0	農耕用	1,600	102	特殊作業用	4,700	31	二輪小型自動車	4,000	47	<p>1. 区分及び税率 (単位: 円/台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>課税台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原付自転車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000</td><td>599</td></tr> <tr><td>50cc~90cc</td><td>1,200</td><td>30</td></tr> <tr><td>90cc~</td><td>1,600</td><td>11</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>二輪車</td><td>2,400</td><td>46</td></tr> <tr><td>三輪車</td><td>3,100</td><td>0</td></tr> <tr><td>四輪車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>乗用 営業用</td><td>5,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200</td><td>894</td></tr> <tr><td>貨物 営業用</td><td>3,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000</td><td>922</td></tr> <tr><td>特殊自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雪上用</td><td>2,400</td><td>1</td></tr> <tr><td>農耕用</td><td>1,600</td><td>235</td></tr> <tr><td>特殊作業用</td><td>4,700</td><td>9</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>4,000</td><td>34</td></tr> </tbody> </table> <p>全て標準税率。ただし、雪上用・農耕用・特殊作業用は、税法に基づく独自設定項目。課税台数は、平成14年度課税状況調の非課税・減免対象分を除く数値。</p> <p>2. 納期 年1期 (4月)</p>	区分	税率	課税台数	原付自転車			50cc以下	1,000	599	50cc~90cc	1,200	30	90cc~	1,600	11	ミニカー	2,500	0	軽自動車			二輪車	2,400	46	三輪車	3,100	0	四輪車			乗用 営業用	5,500	0	乗用 自家用	7,200	894	貨物 営業用	3,000	0	貨物 自家用	4,000	922	特殊自動車			雪上用	2,400	1	農耕用	1,600	235	特殊作業用	4,700	9	二輪小型自動車	4,000	34	<p>1. 区分及び税率 (単位: 円/台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>課税台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原付自転車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000</td><td>1,438</td></tr> <tr><td>50cc~90cc</td><td>1,200</td><td>96</td></tr> <tr><td>90cc~</td><td>1,600</td><td>42</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500</td><td>1</td></tr> <tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>二輪車</td><td>2,400</td><td>174</td></tr> <tr><td>三輪車</td><td>3,100</td><td>0</td></tr> <tr><td>四輪車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>乗用 営業用</td><td>5,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200</td><td>3,353</td></tr> <tr><td>貨物 営業用</td><td>3,000</td><td>6</td></tr> <tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000</td><td>3,245</td></tr> <tr><td>特殊自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雪上用</td><td>2,400</td><td>9</td></tr> <tr><td>農耕用</td><td>1,600</td><td>1,798</td></tr> <tr><td>特殊作業用</td><td>4,700</td><td>88</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>4,000</td><td>172</td></tr> </tbody> </table> <p>全て標準税率。ただし、雪上用・農耕用・特殊作業用は、税法に基づく独自設定項目。課税台数は、平成14年度課税状況調の非課税・減免対象分を除く数値。</p> <p>2. 納期 年1期 (4月)</p>	区分	税率	課税台数	原付自転車			50cc以下	1,000	1,438	50cc~90cc	1,200	96	90cc~	1,600	42	ミニカー	2,500	1	軽自動車			二輪車	2,400	174	三輪車	3,100	0	四輪車			乗用 営業用	5,500	0	乗用 自家用	7,200	3,353	貨物 営業用	3,000	6	貨物 自家用	4,000	3,245	特殊自動車			雪上用	2,400	9	農耕用	1,600	1,798	特殊作業用	4,700	88	二輪小型自動車	4,000	172	<p>1. 区分及び税率 (単位: 円/台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>課税台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原付自転車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000</td><td>763</td></tr> <tr><td>50cc~90cc</td><td>1,200</td><td>53</td></tr> <tr><td>90cc~</td><td>1,600</td><td>27</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500</td><td>2</td></tr> <tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>二輪車</td><td>2,400</td><td>107</td></tr> <tr><td>三輪車</td><td>3,100</td><td>0</td></tr> <tr><td>四輪車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>乗用 営業用</td><td>5,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>貨物 営業用</td><td>3,000</td><td>6</td></tr> <tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000</td><td>1,640</td></tr> <tr><td>特殊自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雪上用</td><td>2,400</td><td>0</td></tr> <tr><td>農耕用</td><td>1,600</td><td>544</td></tr> <tr><td>特殊作業用</td><td>4,700</td><td>43</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>4,000</td><td>107</td></tr> </tbody> </table> <p>全て標準税率。ただし、雪上用・農耕用・特殊作業用は、税法に基づく独自設定項目。課税台数は、平成14年度課税状況調の非課税・減免対象分を除く数値。</p> <p>2. 納期 年1期 (4月)</p>	区分	税率	課税台数	原付自転車			50cc以下	1,000	763	50cc~90cc	1,200	53	90cc~	1,600	27	ミニカー	2,500	2	軽自動車			二輪車	2,400	107	三輪車	3,100	0	四輪車			乗用 営業用	5,500	0	乗用 自家用	7,200	1,733	貨物 営業用	3,000	6	貨物 自家用	4,000	1,640	特殊自動車			雪上用	2,400	0	農耕用	1,600	544	特殊作業用	4,700	43	二輪小型自動車	4,000	107	<p>1. 区分及び税率 (単位: 円/台)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>課税台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原付自転車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000</td><td>473</td></tr> <tr><td>50cc~90cc</td><td>1,200</td><td>48</td></tr> <tr><td>90cc~</td><td>1,600</td><td>20</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>二輪車</td><td>2,400</td><td>26</td></tr> <tr><td>三輪車</td><td>3,100</td><td>0</td></tr> <tr><td>四輪車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>乗用 営業用</td><td>5,500</td><td>0</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200</td><td>907</td></tr> <tr><td>貨物 営業用</td><td>3,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000</td><td>1,066</td></tr> <tr><td>特殊自動車</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雪上用</td><td>2,400</td><td>0</td></tr> <tr><td>農耕用</td><td>1,600</td><td>1,014</td></tr> <tr><td>特殊作業用</td><td>4,700</td><td>25</td></tr> <tr><td>二輪小型自動車</td><td>4,000</td><td>42</td></tr> </tbody> </table> <p>全て標準税率。ただし、雪上用・農耕用・特殊作業用は、税法に基づく独自設定項目。課税台数は、平成14年度課税状況調の非課税・減免対象分を除く数値。</p> <p>2. 納期 年1期 (4月)</p>	区分	税率	課税台数	原付自転車			50cc以下	1,000	473	50cc~90cc	1,200	48	90cc~	1,600	20	ミニカー	2,500	0	軽自動車			二輪車	2,400	26	三輪車	3,100	0	四輪車			乗用 営業用	5,500	0	乗用 自家用	7,200	907	貨物 営業用	3,000	1	貨物 自家用	4,000	1,066	特殊自動車			雪上用	2,400	0	農耕用	1,600	1,014	特殊作業用	4,700	25	二輪小型自動車	4,000	42
区分	税率	課税台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原付自転車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
50cc以下	1,000	3,137																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
50cc~90cc	1,200	171																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
90cc~	1,600	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ミニカー	2,500	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二輪車	2,400	415																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三輪車	3,100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
四輪車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乗用 営業用	5,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
乗用 自家用	7,200	7,417																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 営業用	3,000	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 自家用	4,000	6,149																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雪上用	2,400	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農耕用	1,600	1,302																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊作業用	4,700	216																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
二輪小型自動車	4,000	435																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	税率	課税台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原付自転車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
50cc以下	1,000	453																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
50cc~90cc	1,200	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
90cc~	1,600	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ミニカー	2,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二輪車	2,400	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三輪車	3,100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
四輪車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乗用 営業用	5,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
乗用 自家用	7,200	502																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 営業用	3,000	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 自家用	4,000	462																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雪上用	2,400	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農耕用	1,600	102																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊作業用	4,700	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
二輪小型自動車	4,000	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	税率	課税台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原付自転車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
50cc以下	1,000	599																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
50cc~90cc	1,200	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
90cc~	1,600	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ミニカー	2,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二輪車	2,400	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三輪車	3,100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
四輪車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乗用 営業用	5,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
乗用 自家用	7,200	894																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 営業用	3,000	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 自家用	4,000	922																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雪上用	2,400	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農耕用	1,600	235																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊作業用	4,700	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
二輪小型自動車	4,000	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	税率	課税台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原付自転車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
50cc以下	1,000	1,438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
50cc~90cc	1,200	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
90cc~	1,600	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ミニカー	2,500	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二輪車	2,400	174																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三輪車	3,100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
四輪車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乗用 営業用	5,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
乗用 自家用	7,200	3,353																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 営業用	3,000	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 自家用	4,000	3,245																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雪上用	2,400	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農耕用	1,600	1,798																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊作業用	4,700	88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
二輪小型自動車	4,000	172																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	税率	課税台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原付自転車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
50cc以下	1,000	763																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
50cc~90cc	1,200	53																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
90cc~	1,600	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ミニカー	2,500	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二輪車	2,400	107																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三輪車	3,100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
四輪車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乗用 営業用	5,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
乗用 自家用	7,200	1,733																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 営業用	3,000	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 自家用	4,000	1,640																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雪上用	2,400	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農耕用	1,600	544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊作業用	4,700	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
二輪小型自動車	4,000	107																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	税率	課税台数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
原付自転車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
50cc以下	1,000	473																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
50cc~90cc	1,200	48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
90cc~	1,600	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ミニカー	2,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二輪車	2,400	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三輪車	3,100	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
四輪車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
乗用 営業用	5,500	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
乗用 自家用	7,200	907																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 営業用	3,000	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
貨物 自家用	4,000	1,066																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊自動車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雪上用	2,400	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農耕用	1,600	1,014																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
特殊作業用	4,700	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
二輪小型自動車	4,000	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	3 住民部会	分科会名	9 税務分科会	コード	8 0 1001	1 4 1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い	
大分類	地方税の取扱い		中分類	不均一課税等の取扱い			小分類	市(町)たばこ税に係る不均一課税の取扱い	細分類	市(町)たばこ税に係る不均一課税の取扱い	1/1

問 題 点	税率は、市町条例で変更することができず、1市5町間の制度内容にも差異はなく、合併に関し特段の問題はない。	対 応 策	不均一課税を採用する必要はなく、現行の課税項目及び税率を、新市に引き継ぐ。	調 整 案	1. 制度・組織等の存廃            存 続 2. 制度・組織等の一元化        不 要 3. 廃止又は一元化の時期 4. 一元化の方向 給付助成等                    該当なし 資格基準等                    該当なし 住民負担等                    (現行どおり) 組織事業等                    該当なし 支援体制等                    該当なし 設備環境等                    該当なし 加入組合等                    該当なし 関連団体等                    たばこ組合等への対応は、別途に調整する。 その他の事項                   該当なし
-------------	--	-------------	---------------------------------------	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																				
1. 区分及び税率 (単位:円/千本) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr> <tr><td>製造たばこ(旧3級除く)</td><td style="text-align: center;">2,668</td></tr> <tr><td>旧3級品の紙巻たばこ</td><td style="text-align: center;">1,266</td></tr> </table> 標準税率で、平成15年8月納付分から、2,977円・1,412円に改正される。  2. 調 定 申告納付時期 (申告書提出時)  3. 納入時期 当月販売分につき翌月末日まで	区 分	税 率	製造たばこ(旧3級除く)	2,668	旧3級品の紙巻たばこ	1,266	1. 区分及び税率 (単位:円/千本) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr> <tr><td>製造たばこ(旧3級除く)</td><td style="text-align: center;">2,668</td></tr> <tr><td>旧3級品の紙巻たばこ</td><td style="text-align: center;">1,266</td></tr> </table> 標準税率で、平成15年8月納付分から、2,977円・1,412円に改正される。  2. 調 定 申告納付時期 (申告書提出時)  3. 納入時期 当月販売分につき翌月末日まで	区 分	税 率	製造たばこ(旧3級除く)	2,668	旧3級品の紙巻たばこ	1,266	1. 区分及び税率 (単位:円/千本) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr> <tr><td>製造たばこ(旧3級除く)</td><td style="text-align: center;">2,668</td></tr> <tr><td>旧3級品の紙巻たばこ</td><td style="text-align: center;">1,266</td></tr> </table> 標準税率で、平成15年8月納付分から、2,977円・1,412円に改正される。  2. 調 定 申告納付時期 (申告書提出時)  3. 納入時期 当月販売分につき翌月末日まで	区 分	税 率	製造たばこ(旧3級除く)	2,668	旧3級品の紙巻たばこ	1,266	1. 区分及び税率 (単位:円/本) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr> <tr><td>製造たばこ(旧3級除く)</td><td style="text-align: center;">2,668</td></tr> <tr><td>旧3級品の紙巻たばこ</td><td style="text-align: center;">1,266</td></tr> </table> 標準税率で、平成15年8月納付分から、2,977円・1,412円に改正される。  2. 調 定 申告納付時期 (申告書提出時)  3. 納入時期 当月販売分につき翌月末日まで	区 分	税 率	製造たばこ(旧3級除く)	2,668	旧3級品の紙巻たばこ	1,266	1. 区分及び税率 (単位:円/千本) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr> <tr><td>製造たばこ(旧3級除く)</td><td style="text-align: center;">2,668</td></tr> <tr><td>旧3級品の紙巻たばこ</td><td style="text-align: center;">1,266</td></tr> </table> 標準税率で、平成15年8月納付分から、2,977円・1,412円に改正される。  2. 調 定 申告納付時期 (申告書提出時)  3. 納入時期 当月販売分につき翌月末日まで	区 分	税 率	製造たばこ(旧3級除く)	2,668	旧3級品の紙巻たばこ	1,266	1. 区分及び税率 (単位:円/千本) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr> <tr><td>製造たばこ(旧3級除く)</td><td style="text-align: center;">2,668</td></tr> <tr><td>旧3級品の紙巻たばこ</td><td style="text-align: center;">1,266</td></tr> </table> 標準税率で、平成15年8月納付分から、2,977円・1,412円に改正される。  2. 調 定 申告納付時期 (申告書提出時)  3. 納入時期 当月販売分につき翌月末日まで	区 分	税 率	製造たばこ(旧3級除く)	2,668	旧3級品の紙巻たばこ	1,266
区 分	税 率																																								
製造たばこ(旧3級除く)	2,668																																								
旧3級品の紙巻たばこ	1,266																																								
区 分	税 率																																								
製造たばこ(旧3級除く)	2,668																																								
旧3級品の紙巻たばこ	1,266																																								
区 分	税 率																																								
製造たばこ(旧3級除く)	2,668																																								
旧3級品の紙巻たばこ	1,266																																								
区 分	税 率																																								
製造たばこ(旧3級除く)	2,668																																								
旧3級品の紙巻たばこ	1,266																																								
区 分	税 率																																								
製造たばこ(旧3級除く)	2,668																																								
旧3級品の紙巻たばこ	1,266																																								
区 分	税 率																																								
製造たばこ(旧3級除く)	2,668																																								
旧3級品の紙巻たばこ	1,266																																								

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	3 住民部会	分科会名	9 税務分科会	コード	8	0	1001	1	5	1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い	
大分類	地方税の取扱い			中分類	不均一課税等の取扱い			小分類	入湯税に係る不均一課税等の取扱い			細分類	入湯税に係る不均一課税等の取扱い		

問 題 点	<p>1市5町の全てに源泉があり課税することは可能であるが、条例を定めていない町があるため、合併に際しては調整を要する。</p>	対 応 策	<p>事業者が収益の中から負担している場合もあるが、基本的には利用者が負担するものであり、城崎町の例を基本に一元化する。ただし、合併後において最初に到来する3月31日まで不均一課税を採用し、現行どおりの課税区域とする。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃      存続 2. 制度・組織等の一元化      必要 3. 廃止又は一元化の時期      合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方向</p> <p>給付助成等      該当なし 資格基準等      該当なし 住民負担等      現行どおり。ただし、限定的な増嵩を伴う。 組織事業等      該当なし 支援体制等      該当なし 設備環境等      該当なし 加入組合等      該当なし 関連団体等      該当なし その他の事項      減免基準・納税義務者等の課税事務については、各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 税率 150円 / 1人・1日 (標準税率)</p> <p>2. 調定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)</p> <p>3. 納入時期 入湯翌月の15日まで</p>	<p>1. 税率 150円 / 1人・1日 (標準税率)</p> <p>2. 調定 申告書提出時 (入浴翌月20日まで)</p> <p>3. 納入時期 入湯翌月の20日まで</p>	<p>1. 税率 条例なし</p> <p>2. 調定</p> <p>3. 納入時期</p>	<p>1. 税率 150円 / 1人・1日 (標準税率)</p> <p>2. 調定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)</p> <p>3. 納入時期 入湯翌月の15日まで</p>	<p>1. 税率 150円 / 1人・1日 (標準税率)</p> <p>2. 調定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)</p> <p>3. 納入時期 入湯翌月の15日まで</p>	<p>1. 税率 150円 / 1人・1日 (標準税率)</p> <p>2. 調定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)</p> <p>3. 納入時期 入湯翌月の15日まで</p>



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	3 住民部会	分科会名	9 税務分科会	コード	8 0 1001 1 6 1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い	
大分類	地方税の取扱い		中分類	不均一課税等の取扱い		小分類	鉱産税に係る不均一課税等の取扱い	細分類	鉱産税に係る不均一課税等の取扱い	1 / 1

問 題 点	<p>1市5町間に課税区分及び税率の差異はなく、合併に関し特段の問題はないが、平成14年度における課税実績は竹野町での1件のみで、これも合併までには採掘が休止されるものと見込まれる。</p>	対 応 策	<p>不均一課税を採用する必要はなく、合併時における課税対象の有無に関わらず、現行の課税項目及び税率を、新市に引き継ぐ。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続                  2. 制度・組織等の一元化 不要                  3. 廃止又は一元化の時期                  4. 一元化の方向                    給付助成等 該当なし                    資格基準等 該当なし                    住民負担等 該当なし                    組織事業等 該当なし                    支援体制等 該当なし                    設備環境等 該当なし                    加入組合等 該当なし                    関連団体等 該当なし                    その他の事項 該当なし</p>
-------------	---	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																				
<p>1. 区分及び税率 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円超</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">各区分とも標準税率</p> <p>2. 調 定 申告時</p> <p>3. 納入時期 毎月末日まで (申告納付期限)</p>	区 分	税 率	採掘鉱物価格200万円超	1.0	採掘鉱物価格200万円以下	0.7	<p>1. 区分及び税率 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円超</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">各区分とも標準税率</p> <p>2. 調 定 申告時</p> <p>3. 納入時期 毎月末日まで (申告納付期限)</p>	区 分	税 率	採掘鉱物価格200万円超	1.0	採掘鉱物価格200万円以下	0.7	<p>1. 区分及び税率 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円超</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">各区分とも標準税率</p> <p>2. 調 定 申告時</p> <p>3. 納入時期 毎月末日まで (申告納付期限)</p>	区 分	税 率	採掘鉱物価格200万円超	1.0	採掘鉱物価格200万円以下	0.7	<p>1. 区分及び税率 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円超</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">各区分とも標準税率</p> <p>2. 調 定 申告時</p> <p>3. 納入時期 毎月末日まで (申告納付期限)</p>	区 分	税 率	採掘鉱物価格200万円超	1.0	採掘鉱物価格200万円以下	0.7	<p>1. 区分及び税率 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円超</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">各区分とも標準税率</p> <p>2. 調 定 申告時</p> <p>3. 納入時期 毎月末日まで (申告納付期限)</p>	区 分	税 率	採掘鉱物価格200万円超	1.0	採掘鉱物価格200万円以下	0.7	<p>1. 区分及び税率 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円超</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>採掘鉱物価格200万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">各区分とも標準税率</p> <p>2. 調 定 申告時</p> <p>3. 納入時期 毎月末日まで (申告納付期限)</p>	区 分	税 率	採掘鉱物価格200万円超	1.0	採掘鉱物価格200万円以下	0.7
区 分	税 率																																								
採掘鉱物価格200万円超	1.0																																								
採掘鉱物価格200万円以下	0.7																																								
区 分	税 率																																								
採掘鉱物価格200万円超	1.0																																								
採掘鉱物価格200万円以下	0.7																																								
区 分	税 率																																								
採掘鉱物価格200万円超	1.0																																								
採掘鉱物価格200万円以下	0.7																																								
区 分	税 率																																								
採掘鉱物価格200万円超	1.0																																								
採掘鉱物価格200万円以下	0.7																																								
区 分	税 率																																								
採掘鉱物価格200万円超	1.0																																								
採掘鉱物価格200万円以下	0.7																																								
区 分	税 率																																								
採掘鉱物価格200万円超	1.0																																								
採掘鉱物価格200万円以下	0.7																																								

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	3 住民部会	分科会名	10 固定資産分科会	コード	8	0	1001	1	7	1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い	
大分類	地方税の取扱い			中分類	不均一課税等の取扱い			小分類	固定資産税に係る不均一課税の取扱い			細分類	固定資産税に係る不均一課税の取扱い		

問 題 点	<p>1市5町間で課税項目及び税率に差異はなく、不均一課税適用の必要はないが、32万筆に及ぶ土地を始めとする、課税データの整理・点検には、相当の事務負担が見込まれ、電算システムの改修も必要である。</p>	対 応 策	<p>不均一課税を採用する必要はなく、現行の課税項目及び税率を、新市に引き継ぐ。 ただし、市町間に多少の差異がある収納事務等については、『各種事務事業の取扱い』において、別途に調整する。 また、電算システムの改修等については、北但広域行政協議会における対応を要請する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 不要 3. 廃止又は一元化の時期 4. 一元化の方向 給付助成等 該当なし 資格基準等 該当なし 住民負担等 (増減は生じない。) 組織事業等 該当なし 支援体制等 該当なし 設備環境等 該当なし 加入組合等 該当なし 関連団体等 該当なし その他の事項 減免基準・納税義務者等の課税事務については、各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。</p>
-------------	--	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p><b>・土地</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 地目別面積等 (単位:千㎡・筆)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>地目</th><th>面積</th><th>筆数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td>16,766</td><td>18,680</td></tr> <tr><td>畑</td><td>3,039</td><td>14,406</td></tr> <tr><td>宅地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  小規模住宅用地</td><td>2,384</td><td>23,599</td></tr> <tr><td>  一般住宅用地</td><td>1,282</td><td>13,234</td></tr> <tr><td>  商業地等(非住)</td><td>2,942</td><td>8,933</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,608</td><td>45,766</td></tr> <tr><td>鉱泉地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>池沼</td><td>29</td><td>63</td></tr> <tr><td>山林</td><td>59,033</td><td>26,496</td></tr> <tr><td>牧場</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>原野</td><td>388</td><td>2,060</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  ゴルフ場の用地</td><td>37</td><td>21</td></tr> <tr><td>  遊園地等の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  鉄軌道用地</td><td>344</td><td>1,519</td></tr> <tr><td>  その他の雑種地</td><td>587</td><td>1,943</td></tr> <tr><td>計</td><td>968</td><td>3,483</td></tr> <tr><td>合計</td><td>86,831</td><td>110,954</td></tr> </tbody> </table>	地目	面積	筆数	田	16,766	18,680	畑	3,039	14,406	宅地			小規模住宅用地	2,384	23,599	一般住宅用地	1,282	13,234	商業地等(非住)	2,942	8,933	計	6,608	45,766	鉱泉地	0	0	池沼	29	63	山林	59,033	26,496	牧場	0	0	原野	388	2,060	雑種地			ゴルフ場の用地	37	21	遊園地等の用地	0	0	鉄軌道用地	344	1,519	その他の雑種地	587	1,943	計	968	3,483	合計	86,831	110,954	<p><b>・土地</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 地目別面積等 (単位:千㎡・筆)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>地目</th><th>面積</th><th>筆数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td>910</td><td>1,732</td></tr> <tr><td>畑</td><td>343</td><td>1,486</td></tr> <tr><td>宅地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  小規模住宅用地</td><td>180</td><td>1,896</td></tr> <tr><td>  一般住宅用地</td><td>70</td><td>790</td></tr> <tr><td>  商業地等(非住)</td><td>259</td><td>1,336</td></tr> <tr><td>計</td><td>509</td><td>4,022</td></tr> <tr><td>鉱泉地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>池沼</td><td>249</td><td>46</td></tr> <tr><td>山林</td><td>15,452</td><td>7,208</td></tr> <tr><td>牧場</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>原野</td><td>108</td><td>556</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  ゴルフ場の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  遊園地等の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  鉄軌道用地</td><td>143</td><td>393</td></tr> <tr><td>  その他の雑種地</td><td>160</td><td>358</td></tr> <tr><td>計</td><td>303</td><td>751</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,874</td><td>15,801</td></tr> </tbody> </table>	地目	面積	筆数	田	910	1,732	畑	343	1,486	宅地			小規模住宅用地	180	1,896	一般住宅用地	70	790	商業地等(非住)	259	1,336	計	509	4,022	鉱泉地	0	0	池沼	249	46	山林	15,452	7,208	牧場	0	0	原野	108	556	雑種地			ゴルフ場の用地	0	0	遊園地等の用地	0	0	鉄軌道用地	143	393	その他の雑種地	160	358	計	303	751	合計	17,874	15,801	<p><b>・土地</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 地目別面積等 (単位:千㎡・筆)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>地目</th><th>面積</th><th>筆数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td>2,999</td><td>5,788</td></tr> <tr><td>畑</td><td>1,182</td><td>5,936</td></tr> <tr><td>宅地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  小規模住宅用地</td><td>287</td><td>2,157</td></tr> <tr><td>  一般住宅用地</td><td>272</td><td>2,307</td></tr> <tr><td>  商業地等(非住)</td><td>286</td><td>1,645</td></tr> <tr><td>計</td><td>845</td><td>6,109</td></tr> <tr><td>鉱泉地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>池沼</td><td>6</td><td>56</td></tr> <tr><td>山林</td><td>37,914</td><td>15,927</td></tr> <tr><td>牧場</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>原野</td><td>259</td><td>1,433</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  ゴルフ場の用地</td><td>229</td><td>144</td></tr> <tr><td>  遊園地等の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  鉄軌道用地</td><td>138</td><td>906</td></tr> <tr><td>  その他の雑種地</td><td>232</td><td>2,195</td></tr> <tr><td>計</td><td>599</td><td>3,245</td></tr> <tr><td>合計</td><td>43,804</td><td>37,061</td></tr> </tbody> </table>	地目	面積	筆数	田	2,999	5,788	畑	1,182	5,936	宅地			小規模住宅用地	287	2,157	一般住宅用地	272	2,307	商業地等(非住)	286	1,645	計	845	6,109	鉱泉地	0	0	池沼	6	56	山林	37,914	15,927	牧場	0	0	原野	259	1,433	雑種地			ゴルフ場の用地	229	144	遊園地等の用地	0	0	鉄軌道用地	138	906	その他の雑種地	232	2,195	計	599	3,245	合計	43,804	37,061	<p><b>・土地</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 地目別面積等 (単位:千㎡・筆)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>地目</th><th>面積</th><th>筆数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td>11,214</td><td>14,486</td></tr> <tr><td>畑</td><td>3,991</td><td>15,836</td></tr> <tr><td>宅地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  小規模住宅用地</td><td>995</td><td>7,217</td></tr> <tr><td>  一般住宅用地</td><td>1,051</td><td>8,916</td></tr> <tr><td>  商業地等(非住)</td><td>1,317</td><td>5,225</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,363</td><td>21,358</td></tr> <tr><td>鉱泉地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>池沼</td><td>13</td><td>42</td></tr> <tr><td>山林</td><td>43,059</td><td>16,522</td></tr> <tr><td>牧場</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>原野</td><td>569</td><td>2,738</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  ゴルフ場の用地</td><td>472</td><td>139</td></tr> <tr><td>  遊園地等の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  鉄軌道用地</td><td>121</td><td>442</td></tr> <tr><td>  その他の雑種地</td><td>928</td><td>2,960</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,521</td><td>3,541</td></tr> <tr><td>合計</td><td>63,730</td><td>71,785</td></tr> </tbody> </table>	地目	面積	筆数	田	11,214	14,486	畑	3,991	15,836	宅地			小規模住宅用地	995	7,217	一般住宅用地	1,051	8,916	商業地等(非住)	1,317	5,225	計	3,363	21,358	鉱泉地	0	0	池沼	13	42	山林	43,059	16,522	牧場	0	0	原野	569	2,738	雑種地			ゴルフ場の用地	472	139	遊園地等の用地	0	0	鉄軌道用地	121	442	その他の雑種地	928	2,960	計	1,521	3,541	合計	63,730	71,785	<p><b>・土地</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 地目別面積等 (単位:千㎡・筆)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>地目</th><th>面積</th><th>筆数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td>8,077</td><td>8,617</td></tr> <tr><td>畑</td><td>1,290</td><td>6,381</td></tr> <tr><td>宅地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  小規模住宅用地</td><td>564</td><td>4,108</td></tr> <tr><td>  一般住宅用地</td><td>714</td><td>5,671</td></tr> <tr><td>  商業地等(非住)</td><td>728</td><td>2,427</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,006</td><td>12,206</td></tr> <tr><td>鉱泉地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>池沼</td><td>3</td><td>8</td></tr> <tr><td>山林</td><td>25,452</td><td>9,604</td></tr> <tr><td>牧場</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>原野</td><td>148</td><td>870</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  ゴルフ場の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  遊園地等の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  鉄軌道用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  その他の雑種地</td><td>428</td><td>1,432</td></tr> <tr><td>計</td><td>428</td><td>1,432</td></tr> <tr><td>合計</td><td>37,404</td><td>39,118</td></tr> </tbody> </table>	地目	面積	筆数	田	8,077	8,617	畑	1,290	6,381	宅地			小規模住宅用地	564	4,108	一般住宅用地	714	5,671	商業地等(非住)	728	2,427	計	2,006	12,206	鉱泉地	0	0	池沼	3	8	山林	25,452	9,604	牧場	0	0	原野	148	870	雑種地			ゴルフ場の用地	0	0	遊園地等の用地	0	0	鉄軌道用地	0	0	その他の雑種地	428	1,432	計	428	1,432	合計	37,404	39,118	<p><b>・土地</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 地目別面積等 (単位:千㎡・筆)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>地目</th><th>面積</th><th>筆数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td>7,047</td><td>9,361</td></tr> <tr><td>畑</td><td>1,160</td><td>8,466</td></tr> <tr><td>宅地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  小規模住宅用地</td><td>334</td><td>2,032</td></tr> <tr><td>  一般住宅用地</td><td>474</td><td>3,418</td></tr> <tr><td>  商業地等(非住)</td><td>487</td><td>2,193</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,295</td><td>7,643</td></tr> <tr><td>鉱泉地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>池沼</td><td>9</td><td>46</td></tr> <tr><td>山林</td><td>51,382</td><td>21,623</td></tr> <tr><td>牧場</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>原野</td><td>637</td><td>3,438</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  ゴルフ場の用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  遊園地等の用地</td><td>1</td><td>6</td></tr> <tr><td>  鉄軌道用地</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>  その他の雑種地</td><td>202</td><td>950</td></tr> <tr><td>計</td><td>203</td><td>956</td></tr> <tr><td>合計</td><td>61,733</td><td>51,533</td></tr> </tbody> </table>	地目	面積	筆数	田	7,047	9,361	畑	1,160	8,466	宅地			小規模住宅用地	334	2,032	一般住宅用地	474	3,418	商業地等(非住)	487	2,193	計	1,295	7,643	鉱泉地	0	0	池沼	9	46	山林	51,382	21,623	牧場	0	0	原野	637	3,438	雑種地			ゴルフ場の用地	0	0	遊園地等の用地	1	6	鉄軌道用地	0	0	その他の雑種地	202	950	計	203	956	合計	61,733	51,533
地目	面積	筆数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
田	16,766	18,680																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
畑	3,039	14,406																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
宅地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小規模住宅用地	2,384	23,599																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般住宅用地	1,282	13,234																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
商業地等(非住)	2,942	8,933																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	6,608	45,766																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉱泉地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
池沼	29	63																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山林	59,033	26,496																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
牧場	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
原野	388	2,060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雑種地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゴルフ場の用地	37	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
遊園地等の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄軌道用地	344	1,519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の雑種地	587	1,943																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	968	3,483																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	86,831	110,954																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地目	面積	筆数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
田	910	1,732																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
畑	343	1,486																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
宅地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小規模住宅用地	180	1,896																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般住宅用地	70	790																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
商業地等(非住)	259	1,336																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	509	4,022																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉱泉地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
池沼	249	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山林	15,452	7,208																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
牧場	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
原野	108	556																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雑種地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゴルフ場の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
遊園地等の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄軌道用地	143	393																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の雑種地	160	358																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	303	751																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	17,874	15,801																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地目	面積	筆数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
田	2,999	5,788																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
畑	1,182	5,936																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
宅地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小規模住宅用地	287	2,157																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般住宅用地	272	2,307																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
商業地等(非住)	286	1,645																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	845	6,109																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉱泉地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
池沼	6	56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山林	37,914	15,927																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
牧場	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
原野	259	1,433																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雑種地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゴルフ場の用地	229	144																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
遊園地等の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄軌道用地	138	906																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の雑種地	232	2,195																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	599	3,245																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	43,804	37,061																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地目	面積	筆数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
田	11,214	14,486																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
畑	3,991	15,836																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
宅地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小規模住宅用地	995	7,217																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般住宅用地	1,051	8,916																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
商業地等(非住)	1,317	5,225																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	3,363	21,358																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉱泉地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
池沼	13	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山林	43,059	16,522																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
牧場	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
原野	569	2,738																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雑種地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゴルフ場の用地	472	139																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
遊園地等の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄軌道用地	121	442																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の雑種地	928	2,960																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	1,521	3,541																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	63,730	71,785																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地目	面積	筆数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
田	8,077	8,617																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
畑	1,290	6,381																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
宅地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小規模住宅用地	564	4,108																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般住宅用地	714	5,671																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
商業地等(非住)	728	2,427																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	2,006	12,206																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉱泉地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
池沼	3	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山林	25,452	9,604																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
牧場	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
原野	148	870																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雑種地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゴルフ場の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
遊園地等の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄軌道用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の雑種地	428	1,432																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	428	1,432																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	37,404	39,118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地目	面積	筆数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
田	7,047	9,361																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
畑	1,160	8,466																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
宅地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小規模住宅用地	334	2,032																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般住宅用地	474	3,418																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
商業地等(非住)	487	2,193																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	1,295	7,643																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉱泉地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
池沼	9	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
山林	51,382	21,623																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
牧場	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
原野	637	3,438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
雑種地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゴルフ場の用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
遊園地等の用地	1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
鉄軌道用地	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の雑種地	202	950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	203	956																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	61,733	51,533																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p><b>・家屋</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 構造別棟数等 (単位:棟・千㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>構造区分</th><th>棟数</th><th>床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>木造</td><td>26,801</td><td>2,642</td></tr> <tr><td>非木造</td><td>4,703</td><td>1,195</td></tr> <tr><td>計</td><td>31,504</td><td>3,837</td></tr> </tbody> </table>	構造区分	棟数	床面積	木造	26,801	2,642	非木造	4,703	1,195	計	31,504	3,837	<p><b>・家屋</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 構造別棟数等 (単位:棟・千㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>構造区分</th><th>棟数</th><th>床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>木造</td><td>2,741</td><td>305</td></tr> <tr><td>非木造</td><td>437</td><td>133</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,178</td><td>438</td></tr> </tbody> </table>	構造区分	棟数	床面積	木造	2,741	305	非木造	437	133	計	3,178	438	<p><b>・家屋</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 構造別棟数等 (単位:棟・千㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>構造区分</th><th>棟数</th><th>床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>木造</td><td>4,309</td><td>430</td></tr> <tr><td>非木造</td><td>388</td><td>73</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,697</td><td>503</td></tr> </tbody> </table>	構造区分	棟数	床面積	木造	4,309	430	非木造	388	73	計	4,697	503	<p><b>・家屋</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 構造別棟数等 (単位:棟・千㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>構造区分</th><th>棟数</th><th>床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>木造</td><td>18,251</td><td>1,414</td></tr> <tr><td>非木造</td><td>1,961</td><td>371</td></tr> <tr><td>計</td><td>20,212</td><td>1,785</td></tr> </tbody> </table>	構造区分	棟数	床面積	木造	18,251	1,414	非木造	1,961	371	計	20,212	1,785	<p><b>・家屋</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 構造別棟数等 (単位:棟・千㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>構造区分</th><th>棟数</th><th>床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>木造</td><td>8,382</td><td>759</td></tr> <tr><td>非木造</td><td>1,172</td><td>235</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,554</td><td>994</td></tr> </tbody> </table>	構造区分	棟数	床面積	木造	8,382	759	非木造	1,172	235	計	9,554	994	<p><b>・家屋</b></p> <p>1. 税率 1.4% (標準税率)</p> <p>2. 構造別棟数等 (単位:棟・千㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>構造区分</th><th>棟数</th><th>床面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>木造</td><td>6,501</td><td>479</td></tr> <tr><td>非木造</td><td>475</td><td>66</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,976</td><td>545</td></tr> </tbody> </table>	構造区分	棟数	床面積	木造	6,501	479	非木造	475	66	計	6,976	545																																																																																																																																																																																																																																																																																																
構造区分	棟数	床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
木造	26,801	2,642																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
非木造	4,703	1,195																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	31,504	3,837																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
構造区分	棟数	床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
木造	2,741	305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
非木造	437	133																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	3,178	438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
構造区分	棟数	床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
木造	4,309	430																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
非木造	388	73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	4,697	503																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
構造区分	棟数	床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
木造	18,251	1,414																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
非木造	1,961	371																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	20,212	1,785																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
構造区分	棟数	床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
木造	8,382	759																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
非木造	1,172	235																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	9,554	994																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
構造区分	棟数	床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
木造	6,501	479																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
非木造	475	66																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	6,976	545																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

専門部会名	3 住 民 部 会	分科会名	10 固定資産分科会	コード	8 0 1001 1 8 1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い
大分類	地方税の取扱い		中分類	不均一課税等の取扱い		小分類	固定資産税に係る不均一課税の取扱い	細分類	固定資産税に係る不均一課税の取扱い

各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																																																																																																																																																																				
<p>・償却資産</p> <p>1. 税率</p> <p>1.4% (標準税率)</p> <p>2. 納税義務者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>納税者総数</th> <th>法定免税点未満</th> <th>法定免税点以上</th> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>640</td> <td>519</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1,073</td> <td>503</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,713</td> <td>1,022</td> <td>691</td> </tr> </table>	区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上	個人	640	519	121	法人	1,073	503	570	合計	1,713	1,022	691	<p>・償却資産</p> <p>1. 税率</p> <p>1.4% (標準税率)</p> <p>2. 納税義務者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>納税者総数</th> <th>法定免税点未満</th> <th>法定免税点以上</th> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>79</td> <td>64</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>198</td> <td>87</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>277</td> <td>151</td> <td>126</td> </tr> </table>	区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上	個人	79	64	15	法人	198	87	111	合計	277	151	126	<p>・償却資産</p> <p>1. 税率</p> <p>1.4% (標準税率)</p> <p>2. 納税義務者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>納税者総数</th> <th>法定免税点未満</th> <th>法定免税点以上</th> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>121</td> <td>94</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>123</td> <td>58</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>244</td> <td>152</td> <td>92</td> </tr> </table>	区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上	個人	121	94	27	法人	123	58	65	合計	244	152	92	<p>・償却資産</p> <p>1. 税率</p> <p>1.4% (標準税率)</p> <p>2. 納税義務者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>納税者総数</th> <th>法定免税点未満</th> <th>法定免税点以上</th> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>441</td> <td>332</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>360</td> <td>141</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>801</td> <td>473</td> <td>328</td> </tr> </table>	区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上	個人	441	332	109	法人	360	141	219	合計	801	473	328	<p>・償却資産</p> <p>1. 税率</p> <p>1.4% (標準税率)</p> <p>2. 納税義務者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>納税者総数</th> <th>法定免税点未満</th> <th>法定免税点以上</th> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>134</td> <td>112</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>203</td> <td>71</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>337</td> <td>183</td> <td>154</td> </tr> </table>	区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上	個人	134	112	22	法人	203	71	132	合計	337	183	154	<p>・償却資産</p> <p>1. 税率</p> <p>1.4% (標準税率)</p> <p>2. 納税義務者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>納税者総数</th> <th>法定免税点未満</th> <th>法定免税点以上</th> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>181</td> <td>163</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>118</td> <td>55</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>299</td> <td>218</td> <td>81</td> </tr> </table>	区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上	個人	181	163	18	法人	118	55	63	合計	299	218	81																																																																																				
区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上																																																																																																																																																																																						
個人	640	519	121																																																																																																																																																																																						
法人	1,073	503	570																																																																																																																																																																																						
合計	1,713	1,022	691																																																																																																																																																																																						
区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上																																																																																																																																																																																						
個人	79	64	15																																																																																																																																																																																						
法人	198	87	111																																																																																																																																																																																						
合計	277	151	126																																																																																																																																																																																						
区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上																																																																																																																																																																																						
個人	121	94	27																																																																																																																																																																																						
法人	123	58	65																																																																																																																																																																																						
合計	244	152	92																																																																																																																																																																																						
区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上																																																																																																																																																																																						
個人	441	332	109																																																																																																																																																																																						
法人	360	141	219																																																																																																																																																																																						
合計	801	473	328																																																																																																																																																																																						
区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上																																																																																																																																																																																						
個人	134	112	22																																																																																																																																																																																						
法人	203	71	132																																																																																																																																																																																						
合計	337	183	154																																																																																																																																																																																						
区分	納税者総数	法定免税点未満	法定免税点以上																																																																																																																																																																																						
個人	181	163	18																																																																																																																																																																																						
法人	118	55	63																																																																																																																																																																																						
合計	299	218	81																																																																																																																																																																																						
<p>・納期</p> <p>年4期 (4月・7月・12月・2月)</p>	<p>・納期</p> <p>年4期 (4月・7月・12月・2月)</p>	<p>・納期</p> <p>年4期 (4月・7月・12月・2月)</p>	<p>・納期</p> <p>年4期 (4月・7月・12月・2月)</p>	<p>・納期</p> <p>年4期 (4月・7月・12月・2月)</p>	<p>・納期</p> <p>年4期 (4月・7月・12月・2月)</p>																																																																																																																																																																																				
<p>・国有資産等交付金</p> <p>1. 税率等</p> <p>交付金算定基準額の 1.4%</p> <p>2. 交付金受入額 (H14決算見込)</p>	<p>・国有資産等交付金</p> <p>1. 税率等</p> <p>交付金算定基準額の 1.4%</p>	<p>・国有資産等交付金</p> <p>1. 税率等</p> <p>交付金算定基準額の 1.4%</p>	<p>・国有資産等交付金</p> <p>1. 税率等</p> <p>交付金算定基準額の 1.4%</p>	<p>・国有資産等交付金</p> <p>1. 税率等</p> <p>交付金算定基準額の 1.4%</p>	<p>・国有資産等交付金</p> <p>1. 税率等</p> <p>交付金算定基準額の 1.4%</p>																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>団 体 名 等</th> <th>豊岡市</th> <th>城崎町</th> <th>竹野町</th> <th>日高町</th> <th>出石町</th> <th>但東町</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>近畿郵政局長</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>近畿農政局長</td><td>22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>近畿財務局長</td><td>1,192</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>近畿地方整備局長(道路)</td><td>1,310</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>近畿地方整備局長(治水)</td><td>817</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>近畿中国森林管理局長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>520</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>大阪管区気象台長</td><td>201</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>神戸地方裁判所長</td><td>290</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>神戸地方検察庁検事正</td><td>80</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>神戸刑務所長</td><td>88</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>神戸食糧事務所長</td><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>厚生労働省大臣官房会計課長(一般会計)</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>厚生労働省労働基準局長(労災勘定)</td><td>1,123</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>環境省自然環境局長</td><td></td><td></td><td>44</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>社会保険庁総務部経理課長(厚生)</td><td>397</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>社会保険庁総務部経理課長(船員)</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>兵庫県企画管理部</td><td>2,134</td><td>2,088</td><td></td><td>110</td><td>348</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>兵庫県住宅供給公社</td><td>2,698</td><td>1,309</td><td></td><td>4,628</td><td>1,748</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>兵庫県県土整備部(港湾課)</td><td>1,129</td><td></td><td>93</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	団 体 名 等	豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町	備 考	1	近畿郵政局長	36							2	近畿農政局長	22							3	近畿財務局長	1,192							4	近畿地方整備局長(道路)	1,310							5	近畿地方整備局長(治水)	817							6	近畿中国森林管理局長						520		7	大阪管区気象台長	201							8	神戸地方裁判所長	290							9	神戸地方検察庁検事正	80							10	神戸刑務所長	88							11	神戸食糧事務所長	16							12	厚生労働省大臣官房会計課長(一般会計)	9							13	厚生労働省労働基準局長(労災勘定)	1,123							14	環境省自然環境局長			44					15	社会保険庁総務部経理課長(厚生)	397							16	社会保険庁総務部経理課長(船員)	10							17	兵庫県企画管理部	2,134	2,088		110	348			18	兵庫県住宅供給公社	2,698	1,309		4,628	1,748			19	兵庫県県土整備部(港湾課)	1,129		93									
番号	団 体 名 等	豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町	備 考																																																																																																																																																																																	
1	近畿郵政局長	36																																																																																																																																																																																							
2	近畿農政局長	22																																																																																																																																																																																							
3	近畿財務局長	1,192																																																																																																																																																																																							
4	近畿地方整備局長(道路)	1,310																																																																																																																																																																																							
5	近畿地方整備局長(治水)	817																																																																																																																																																																																							
6	近畿中国森林管理局長						520																																																																																																																																																																																		
7	大阪管区気象台長	201																																																																																																																																																																																							
8	神戸地方裁判所長	290																																																																																																																																																																																							
9	神戸地方検察庁検事正	80																																																																																																																																																																																							
10	神戸刑務所長	88																																																																																																																																																																																							
11	神戸食糧事務所長	16																																																																																																																																																																																							
12	厚生労働省大臣官房会計課長(一般会計)	9																																																																																																																																																																																							
13	厚生労働省労働基準局長(労災勘定)	1,123																																																																																																																																																																																							
14	環境省自然環境局長			44																																																																																																																																																																																					
15	社会保険庁総務部経理課長(厚生)	397																																																																																																																																																																																							
16	社会保険庁総務部経理課長(船員)	10																																																																																																																																																																																							
17	兵庫県企画管理部	2,134	2,088		110	348																																																																																																																																																																																			
18	兵庫県住宅供給公社	2,698	1,309		4,628	1,748																																																																																																																																																																																			
19	兵庫県県土整備部(港湾課)	1,129		93																																																																																																																																																																																					

8-7

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	3 住 民 部 会	分科会名	9 税 務 分 科 会	コード	8 0 1001 1 8 1	協定項目	地方税の取扱い	協定細目	地方税の取扱い
大分類	地方税の取扱い	中分類	不均一課税等の取扱い	小分類	特別土地保有税に係る不均一課税の取扱い	細分類	特別土地保有税に係る不均一課税の取扱い		1/1

問 題 点	<p>1市5町間に税率の差異はなく、平成14年度末をもって課税が停止されたが、税目が廃止されるものではないことから、新市の条例でも規定を設ける必要があり、但東町の区域について地方税法に基づく免税点の区分が変更になるため、この取扱いを調整する必要がある。</p> <p><b>地方税法</b></p> <p>第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域内において、第599条1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>1 地方自治法第252条の19第1項の市の区域 2,000㎡                  2 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域 5,000㎡                  3 その他の市町村の区域 10,000㎡</p>	対 応 策	<p>課税が停止される予定であることから不均一課税は採用せず、地方税法の規定に基づき課税対象面積を5千平方メートル以上とした上で、現行の課税項目及び税率を、新市に引き継ぐ。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続                  2. 制度・組織等の一元化 必要                  3. 廃止又は一元化の時期 合併の日                  4. 一元化の方向</p> <p>給付助成等 該当なし                  資格基準等 該当なし                  住民負担等 制度的には一部で増嵩するが、対象者はない。                  組織事業等 該当なし                  支援体制等 該当なし                  設備環境等 該当なし                  加入組合等 該当なし                  関連団体等 該当なし                  その他の事項 該当なし</p>
-------------	--	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																																						
<p>1. 区分及び税率等 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>H13実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有に係るもの</td> <td>1.4%</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>取得に係るもの</td> <td>3.0%</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 取得・保有とも標準税率で、5,000㎡以上が対象。                      注2: 平成14年度をもって、当面の間課税が停止された。</p> <p>2. 納 期                      申告納付(地方税法第599条)</p>	区 分	税 率	H13実績	保有に係るもの	1.4%	22	取得に係るもの	3.0%	0	<p>1. 区分及び税率等 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>H13実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有に係るもの</td> <td>1.4%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>取得に係るもの</td> <td>3.0%</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 取得・保有とも標準税率で、5,000㎡以上が対象。                      注2: 平成14年度をもって、当面の間課税が停止された。</p> <p>2. 納 期                      申告納付(地方税法第599条)</p>	区 分	税 率	H13実績	保有に係るもの	1.4%	1	取得に係るもの	3.0%	1	<p>1. 区分及び税率等 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>H13実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有に係るもの</td> <td>1.4%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>取得に係るもの</td> <td>3.0%</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 取得・保有とも標準税率で、5,000㎡以上が対象。                      注2: 平成14年度をもって、当面の間課税が停止された。</p> <p>2. 納 期                      申告納付(地方税法第599条)</p>	区 分	税 率	H13実績	保有に係るもの	1.4%	1	取得に係るもの	3.0%	0	<p>1. 区分及び税率等 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>H13実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有に係るもの</td> <td>1.4%</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>取得に係るもの</td> <td>3.0%</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 取得・保有とも標準税率で、5,000㎡以上が対象。                      注2: 平成14年度をもって、当面の間課税が停止された。</p> <p>2. 納 期                      申告納付(地方税法第599条)</p>	区 分	税 率	H13実績	保有に係るもの	1.4%	3	取得に係るもの	3.0%	0	<p>1. 区分及び税率等 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>H13実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有に係るもの</td> <td>1.4%</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>取得に係るもの</td> <td>3.0%</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 取得・保有とも標準税率で、5,000㎡以上が対象。                      注2: 平成14年度をもって、当面の間課税が停止された。</p> <p>2. 納 期                      申告納付(地方税法第599条)</p>	区 分	税 率	H13実績	保有に係るもの	1.4%	13	取得に係るもの	3.0%	4	<p>1. 区分及び税率等 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>H13実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有に係るもの</td> <td>1.4%</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>取得に係るもの</td> <td>3.0%</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 取得・保有とも標準税率で、10,000㎡以上が対象。                      注2: 平成14年度をもって、当面の間課税が停止される。</p> <p>2. 納 期                      申告納付(地方税法第599条)</p>	区 分	税 率	H13実績	保有に係るもの	1.4%	3	取得に係るもの	3.0%	0
区 分	税 率	H13実績																																																									
保有に係るもの	1.4%	22																																																									
取得に係るもの	3.0%	0																																																									
区 分	税 率	H13実績																																																									
保有に係るもの	1.4%	1																																																									
取得に係るもの	3.0%	1																																																									
区 分	税 率	H13実績																																																									
保有に係るもの	1.4%	1																																																									
取得に係るもの	3.0%	0																																																									
区 分	税 率	H13実績																																																									
保有に係るもの	1.4%	3																																																									
取得に係るもの	3.0%	0																																																									
区 分	税 率	H13実績																																																									
保有に係るもの	1.4%	13																																																									
取得に係るもの	3.0%	4																																																									
区 分	税 率	H13実績																																																									
保有に係るもの	1.4%	3																																																									
取得に係るもの	3.0%	0																																																									

協議第 23 号

総務関係事務事業の取扱い（その 1）について

総務関係事務事業の取扱い（その 1）について協議する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

総務関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 1
<p>1 . 財産使用・占用事務の取扱い 事務処理は、豊岡市の例を基準とし、詳細は合併の日までに調整する。 使用料は、道路占用料を準用する。</p>		

継続審議

平成 15 年 月 日確認

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	1 総務部会	分科会名	2 管財分科会	コード	22	1	1203	3	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	総務関係事務事業の取扱い
大分類	財産管理事務の取扱い			中分類	財産使用・占用事務の取扱い			小分類	財産使用・占用事務の取扱い			細分類	財産使用・占用事務の取扱い	1/1

問 題 点	<p>基本的には、地方自治法の規定に基づいて処理されており、何れの市町の取扱いにも特段の問題はないが、事務の詳細及び使用単価に多少の差異があり、一定の調整を要す。</p>	対 応 策	<p>事務処理は、豊岡市の例を基準とし、詳細は合併の日までに調整する。使用料は、道路占用料を準用するものとし、使用の管理については、道路占用と連携し、合併後においてシステム化を目指す。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方向 給付助成等 該当なし 資格基準等 該当なし 住民負担等 道路占用料の調整結果を準用する。 組織事業等 該当なし 支援体制等 該当なし 設備環境等 該当なし 加入組合等 該当なし 関連団体等 該当なし その他の事項 適正な財産の管理に資するため、制度内容の一層の充実に努める。</p>
-------------	---	-------------	--	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 事務所管 公共財産 各所管課 普通財産 管財担当課 物品等 各所管課</p> <p>2. 許可条件 《行政財産》 例規：条例 本来の用途又は目的を妨げない範囲。 (地方自治法第238条の4) 《普通財産》 例規：無 使用目的を指定するなど個別に対応。</p> <p>3. 使用単価 《行政財産》 使用目的・期間等に応じ個別に算定。 《普通財産》 国の基準等に準じて算定。 使用料は、道路占用料を準用。</p>	<p>1. 事務所管 公共財産 各所管課 普通財産 管財担当課 物品等 各所管課</p> <p>2. 許可条件 《行政財産》 例規：条例 本来の用途又は目的を妨げない範囲。 (地方自治法第238条の4) 《普通財産》 例規：規則 適正管理、原形復旧等の通常事項。</p> <p>3. 使用単価 《行政財産》 使用目的・期間等に応じ個別に算定。 《普通財産》 道路占用に準じ個別に算定。 使用料は、道路占用料を準用。</p>	<p>1. 事務所管 公共財産 各所管課 普通財産 管財担当課 物品等 各所管課</p> <p>2. 許可条件 《行政財産》 例規：規則 本来の用途又は目的を妨げない範囲。 (地方自治法第238条の4) 《普通財産》 例規：規則 適正管理、原形復旧等の通常事項。</p> <p>3. 使用単価 《行政財産》 使用目的・期間等に応じ個別に算定。 《普通財産》 道路占用に準じ個別に算定。 使用料は、道路占用料を準用。</p>	<p>1. 事務所管 公共財産 各所管課 普通財産 管財担当課 物品等 各所管課</p> <p>2. 許可条件 《行政財産》 例規：条例 本来の用途又は目的を妨げない範囲。 (地方自治法第238条の4) 《普通財産》 例規：規則 適正管理、原形復旧等の通常事項。</p> <p>3. 使用単価 《行政財産》 使用目的・期間等に応じ個別に算定。 《普通財産》 道路占用に準じる等、個別に算定。 使用料は、道路占用料を準用。</p>	<p>1. 事務所管 公共財産 各所管課 普通財産 管財担当課 物品等 各所管課</p> <p>2. 許可条件 《行政財産》 例規：規則 本来の用途又は目的を妨げない範囲。 (地方自治法第238条の4) 《普通財産》 例規：無 (契約書で指示) 適正管理、原形復旧等の通常事項。</p> <p>3. 使用単価 《行政財産》 使用目的・期間等に応じ個別に算定。 《普通財産》 道路占用に準じる等、個別に算定。 使用料は、道路占用料を準用。</p>	<p>1. 事務所管 公共財産 各所管課 普通財産 管財担当課 物品等 各所管課</p> <p>2. 許可条件 《行政財産》 例規：規則 本来の用途又は目的を妨げない範囲。 (地方自治法第238条の4) 《普通財産》 例規：無 (契約書で指示) 適正管理、原形復旧等の通常事項。</p> <p>3. 使用単価 《行政財産》 使用目的・期間等に応じ個別に算定。 《普通財産》 道路占用に準じる等、個別に算定。 使用料は、道路占用料を準用。</p>

協議第 24 号

企画関係事務事業の取扱い（その 1）について

企画関係事務事業の取扱い（その 1）について協議する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

企画関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 2
<p>1 . 地域情報化計画の取扱い 合併の日までに調整し、新市において速やかに策定する。</p> <p>2 . 地域公共ネットワークの取扱い 関連事項を検討した上で、地域情報化計画策定作業の中で調整する。</p> <p>3 . デジタルデバイド是正の取扱い 基本的な方針を継承し、詳細は合併後に検討する。</p>		

継続審議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	2 企画部会	分科会名	6 情報管理分科会	コード	22	2	1101	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	企画関係事務事業の取扱い	
大分類	地域情報化の取扱い			中分類	地域情報化計画の取扱い			小分類	地域情報化計画の取扱い			細分類	地域情報化計画の取扱い		

問 題 点	<p>情報化は行政と地域住民を結ぶ重要な手段で、行政事務の効率化はもちろん、住民サービスの充実を図る上で必要不可欠である他、合併後における地域間格差の是正面でも有用であり、新市における情報化方針を体系的に整理しておく必要がある。</p> <p>この計画を各市町が個別に策定した場合、施策体系、内容及び方向性に差異を生じ、新市の計画を策定する上で作業の重複が予想される他、新市建設計画とも一定の整合を図る必要がある。</p> <p>なお、情報化は国の重要政策の1であり、様々な助成・支援策が設けられているものの、需要が少ない当地においては、NTTを含む民間事業者の投資が受けにくく、デジタルデバインド(情報格差)を危惧する住民も少なくない。</p>	対 応 策	<p>この地域情報化計画の策定に関しては、具体的な期限は示されていないものの、合併後の一体性の確立に大きな役割を担うものであり、合併の日までに1市5町が共同して調整し、新市において速やかに策定する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃            存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化        必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期        合併後</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p style="margin-left: 20px;">給付助成等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">資格基準等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">住民負担等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">組織事業等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">支援体制等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">設備環境等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">加入組合等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">関連団体等            該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">その他の事項            住民サービスの向上、及び行政事務の効率化を図る 上での中心的な計画となるよう、内容の充実に努める。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 計画の策定状況</p> <p>職員による策定を想定しているが、現在のところ未策定。</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>職員による策定を想定しているが、現在のところ未策定。</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>平成11年の庁舎建設に際し、行政事務を中心とした計画を策定しているが、地域情報化に関する補足が必要。</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>基本計画は、平成14年度において策定済。</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>外部委託での策定を想定しているが、現在のところ未策定。</p>	<p>1. 計画の策定状況</p> <p>外部委託での策定を想定しているが、現在のところ未策定。</p>



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	2 企画部会	分科会名	6 情報管理分科会	コード	22	2	1101	2	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	企画関係事務事業の取扱い	
大分類	地域情報化の取扱い			中分類	地域公共ネットワークの取扱い			小分類	地域公共ネットワークの取扱い			細分類	地域公共ネットワークの取扱い		

問題点	<p>無線ネットワークに関しては、合併時には環境が相違しているものと見込まれるが、整備済の各無線も行政側からの一方的な伝達にしか対応しておらず、双方向の通信に対応した設備への更新が問題となる。</p> <p>有線ネットワークに関しては、現在のところ保有している市町はなく、合併までの整備予定もないことから合併に伴う問題点はないが、行政区画が広大になることから、住民の利便性を考えた場合、早期に一定の環境を整備する必要がある。</p>	対応策	<p>将来的な地域公共ネットワーク環境の整備に関しては、地域情報化計画に基本的な方向性を盛り込む必要があることから、次のとおり取扱う。</p> <p>無線ネットワーク 双方向通信への対応等を含め、有線ネットワークとの関連を整理し、情報化計画策定作業の中で調整する。</p> <p>有線ネットワーク 通信事業者の保有する光ファイバー網の活用を含めた整備手法等の他、新世代地域ケーブルテレビ施設整備、或は、地域イントラネット基盤施設整備等の補助事業に係る制度内容等についても十分に検討しながら、情報化計画策定作業の中で調整する。</p> <p>なお、合併までに確保されると見込まれる、無線又は有線による行政情報の伝達手段については、消防・防災、或は、行政広報を目的としたものであり、その整備及び統合については、各関係項目において別に調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃            存 続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化        不 要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p style="margin-left: 20px;">給付助成等                    該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">資格基準等                    該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">住民負担等                    新たに整備する場合には一定の負担が生じる。</p> <p style="margin-left: 20px;">組織事業等                    住民の利便性を考慮し内容の充実を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">支援体制等                    該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">設備環境等                    時代に即した有用な環境の整備を目指す。</p> <p style="margin-left: 20px;">加入組合等                    該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">関連団体等                    該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">その他の事項                   防災行政無線及び緊急有線放送に係る整備及び統合については、各関係項目において別に調整する。</p>
-----	--	-----	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 独自無線ネットワーク 現在は保有していないが、防災行政無線を合併までに整備する予定。</p> <p>2. 独自有線ネットワーク CATV等は未整備で、合併までに整備する予定もない。</p>	<p>1. 独自無線ネットワーク 防災行政無線を保有している。</p> <p>2. 独自有線ネットワーク CATV等は未整備で、合併までに整備する予定もない。</p>	<p>1. 独自無線ネットワーク 現在は保有しておらず、合併までに防災行政無線等を整備する予定もない。</p> <p>2. 独自有線ネットワーク 住民への情報伝達手段として、町内緊急有線(音声)放送を有しているが、CATV等は未整備で、合併までに整備する予定もない。</p>	<p>1. 独自無線ネットワーク 防災行政無線を保有している。</p> <p>2. 独自有線ネットワーク CATV等は未整備で、合併までに整備する予定もない。</p>	<p>1. 独自無線ネットワーク 防災行政無線を保有している。</p> <p>2. 独自有線ネットワーク CATV等は未整備で、合併までに整備する予定もない。</p>	<p>1. 独自無線ネットワーク 現在は保有しておらず、合併までに防災行政無線等を整備する予定もない。</p> <p>2. 独自有線ネットワーク 住民への情報伝達手段として、町内緊急有線(音声)放送を有しているが、CATV等は未整備で、合併までに整備する予定もない。</p>

10-2

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	2 企画部会	分科会名	6 情報管理分科会	コード	22	2	1101	3	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	企画関係事務事業の取扱い
大分類	地域情報化の取扱い		中分類	デジタルデバイド是正の取扱い			小分類	デジタルデバイド是正の取扱い			細分類	デジタルデバイド是正の取扱い		1 / 1

問 題 点	<p>テレビは、降雪・災害情報の取得手段として有用であり、難視聴対策については、国営放送をはじめとする支援制度もあり、既に共聴施設も整備されているが、設備の更新に際する対応範囲等を調整する必要がある。</p> <p>ブロードバンド(高速大容量通信)及び移動通信(携帯電話等)は、市内の格差是正に努める必要があるが、提供設備等は民間通信事業者が整備するものであり、公費の支出には十分な検討を要する。</p> <p>地上波(CS)デジタルは、既に試験放送も開始されており、共聴施設に係る設備のデジタル等、一定の対策を要するものではあるが、移行期間が設けられており合併後の課題である。</p>	対 応 策	<p>テレビ難視聴対策及び地上波デジタル放送対策については、CATV等の有線ネットワークの整備方針等を勘案し、合併後において総合的に検討する。</p> <p>共聴設備に対する現行の補助制度は一旦廃止し、地上波のデジタル化に係る動向を見極めるとともに、施設の更新に要する経費を精査した上で、新市において検討する。</p> <p>ブロードバンド拡充対策及び移動通信エリア拡張対策については、通信事業者への要請を継続し、合併までに行き届く限り整備することとし、なお未整備な区域については合併後において個別に検討する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p>給付助成等 該当なし</p> <p>資格基準等 該当なし</p> <p>住民負担等 現行どおり受益者負担を原則とする。</p> <p>組織事業等 該当なし</p> <p>支援体制等 相談窓口等の支援体制は維持・継続する。</p> <p>設備環境等 該当なし</p> <p>加入組合等 該当なし</p> <p>関連団体等 該当なし</p> <p>その他の事項 該当なし</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. テレビ難視聴対策</p> <p>難視聴区域はあるが、既に共聴施設が整備されており、整備に係る補助制度は有していない。なお、行政として組合の実態が把握できていない。</p> <p>2. ブロードバンド拡充対策</p> <p>事業者には整備を要請しておりADSLは一部の区域を除いて開通済であるが、住民を対象とした施策は実施していない。</p> <p>3. 移動通信エリア拡張対策</p> <p>山影等に不感地帯があり、県の懇話会県民局の研究会等に参加し、情報の収集には努めているが、事業者等への要望、補助事業の利用検討は行っていない。</p> <p>4. 地上波デジタル放送対策</p> <p>現在、特段の対策は実施していない。</p>	<p>1. テレビ難視聴対策</p> <p>難視聴区域はあるが、既に共聴施設が整備されており、整備に係る補助制度は有していない。</p> <p>2. ブロードバンド拡充対策</p> <p>事業者には整備を要請しておりADSLは一部の区域を除いて開通済であるが、住民を対象とした施策は実施していない。</p> <p>3. 移動通信エリア拡張対策</p> <p>山影等に不感地帯があるが、補助事業は導入していない。</p> <p>4. 地上波デジタル放送対策</p> <p>現在、特段の対策は実施していない。</p>	<p>1. テレビ難視聴対策</p> <p>難視聴区域があり、町単独の補助制度を有している。</p> <p>2. ブロードバンド拡充対策</p> <p>事業者には整備を要請しておりADSLは一部の区域を除いて開通済であるが、住民を対象とした施策は実施していない。</p> <p>3. 移動通信エリア拡張対策</p> <p>山影等に不感地帯があり、既存の補助制度では整備後の採算面等に問題があることから、通信事業者に整備を要望している。</p> <p>4. 地上波デジタル放送対策</p> <p>現在、特段の対策は実施していない。</p>	<p>1. テレビ難視聴対策</p> <p>難視聴区域はあるが、既に共聴施設が整備されており、整備に係る補助制度は有していない。</p> <p>2. ブロードバンド拡充対策</p> <p>事業者には整備を要請しておりADSLは一部の区域を除いて開通済であるが、住民を対象とした施策は実施していない。</p> <p>3. 移動通信エリア拡張対策</p> <p>山影等に不感地帯があるが、補助事業は導入していない。</p> <p>4. 地上波デジタル放送対策</p> <p>現在、特段の対策は実施していない。</p>	<p>1. テレビ難視聴対策</p> <p>難視聴区域はあるが、既に共聴施設が整備されており、整備に係る補助制度は有していないが、改修等に関しては状況に応じ対応している。</p> <p>2. ブロードバンド拡充対策</p> <p>事業者には整備を要請しておりADSLは一部の区域を除いて開通済であるが、住民を対象とした施策は実施していない。</p> <p>3. 移動通信エリア拡張対策</p> <p>山影等に不感地帯があるが、補助事業は導入していない。</p> <p>4. 地上波デジタル放送対策</p> <p>現在、特段の対策は実施していない。</p>	<p>1. テレビ難視聴対策</p> <p>難視聴区域はあるが、既に共聴施設が整備されている。しかし、自治振興事業による共聴施設整備への補助要綱等は、現在も残している。</p> <p>2. ブロードバンド拡充対策</p> <p>事業者には整備を要請しておりADSLは一部の区域を除いて開通済であるが、住民を対象とした施策は実施していない。</p> <p>3. 移動通信エリア拡張対策</p> <p>山影等に不感地帯があり、県の懇話会県民局の研究会等に参加し、情報の収集には努めているが、現在のところ独自の施策は設けていない。</p> <p>4. 地上波デジタル放送対策</p> <p>現在、特段の対策は実施していない。</p>

協議第 25 号

税務・住民関係事務事業の取扱い（その 1）について

税務・住民関係事務事業の取扱い（その 1）について協議する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

税務・住民関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 3
1. 戸籍電算システムの取扱い 合併の日までに共同で選定し、個別に導入した上で新市に引き継ぐ。		

継続審議

平成 15 年 月 日確認

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	3 住民部会	分科会名	11 住民分科会	コード	22	3	1902	3	2	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	税務・住民関係事務事業の取扱い	
大分類	税務・住民関係電算システムの取扱い			中分類	住民関係電算システムの取扱い			小分類	戸籍電算システムの取扱い			細分類	戸籍電算システムの取扱い		

問 題 点	<p>戸籍に係る各種の届出は24時間可能であり、証明事務も日常的に発生していることから、合併前に戸籍の原本に係る本籍地を修正し、変更事項を記載しておくことはできないため、合併時における修正作業等に相当の混乱が予想される。</p> <p>また、現在1町だけが電算化を終えているが、1市5町が合併した場合には、1自治体に2種の制度を設けることは認められていないため、1市4町が電算化を行うか、1町が簿冊方式に戻す必要が生じ、何れの方法を選択した場合でも、当該作業に係る経費負担を調整する必要がある。</p> <p>更に、現行の原本を複写しての証明対応では、戸籍簿等を保管している事務所でしか証明事務を行うことができず、住民サービスの向上を図ることができない。</p>	対 応 策	<p>戸籍については、本籍地の修正、或は、オンラインでの証明に対応できるよう簿冊方式からデータ方式への移行を図り、除籍及び改正原戸籍についても、オンラインでの証明に対応できるようイメージ(写真)データ化を図る。</p> <p>合併時に混乱を生じることのないよう、システムを共同で選定した上で、合併時までに各市町ごとに導入して新市に引き継ぐものとし、導入経費については、契約の状況に応じ必要な場合には一定の調整を図る。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日まで</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p style="margin-left: 20px;">給付助成等 該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">資格基準等 該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">住民負担等 該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">組織事業等 該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">支援体制等 該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">設備環境等 一層の整備・拡充を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">加入組合等 該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">関連団体等 該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;">その他の事項 該当なし</p>
-------------	---	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町																																																																																																																																				
<p>1. 戸籍数等の状況 (単位:件・枚)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>区 分</th><th>件(枚)数</th></tr> <tr><td>戸 籍 数</td><td>21,934</td></tr> <tr><td>  戸籍枚数</td><td>37,288</td></tr> <tr><td>  附票枚数</td><td>24,127</td></tr> <tr><td>除籍・改正原戸籍数</td><td>27,862</td></tr> <tr><td>  除籍・原戸籍枚数</td><td>64,083</td></tr> <tr><td>処 理 件 数</td><td></td></tr> <tr><td>  戸籍届出受理</td><td>2,663</td></tr> <tr><td>  新戸籍編成</td><td>417</td></tr> <tr><td>  除籍処理</td><td>328</td></tr> <tr><td>  附票異動処理</td><td>3,200</td></tr> </table> <p>枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。</p> <p>2. システム化の状況 未導入</p>	区 分	件(枚)数	戸 籍 数	21,934	戸籍枚数	37,288	附票枚数	24,127	除籍・改正原戸籍数	27,862	除籍・原戸籍枚数	64,083	処 理 件 数		戸籍届出受理	2,663	新戸籍編成	417	除籍処理	328	附票異動処理	3,200	<p>1. 戸籍数等の状況 (単位:件・枚)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>区 分</th><th>件(枚)数</th></tr> <tr><td>戸 籍 数</td><td>2,506</td></tr> <tr><td>  戸籍枚数</td><td>4,260</td></tr> <tr><td>  附票枚数</td><td>2,756</td></tr> <tr><td>除籍・改正原戸籍数</td><td>4,730</td></tr> <tr><td>  除籍・原戸籍枚数</td><td>10,880</td></tr> <tr><td>処 理 件 数</td><td></td></tr> <tr><td>  戸籍届出受理</td><td>258</td></tr> <tr><td>  新戸籍編成</td><td>34</td></tr> <tr><td>  除籍処理</td><td>41</td></tr> <tr><td>  附票異動処理</td><td>328</td></tr> </table> <p>枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。</p> <p>2. システム化の状況 未導入</p>	区 分	件(枚)数	戸 籍 数	2,506	戸籍枚数	4,260	附票枚数	2,756	除籍・改正原戸籍数	4,730	除籍・原戸籍枚数	10,880	処 理 件 数		戸籍届出受理	258	新戸籍編成	34	除籍処理	41	附票異動処理	328	<p>1. 戸籍数等の状況 (単位:件・枚)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>区 分</th><th>件(枚)数</th></tr> <tr><td>戸 籍 数</td><td>3,796</td></tr> <tr><td>  戸籍枚数</td><td>6,453</td></tr> <tr><td>  附票枚数</td><td>4,176</td></tr> <tr><td>除籍・改正原戸籍数</td><td>8,300</td></tr> <tr><td>  除籍・原戸籍枚数</td><td>19,090</td></tr> <tr><td>処 理 件 数</td><td></td></tr> <tr><td>  戸籍届出受理</td><td>382</td></tr> <tr><td>  新戸籍編成</td><td>34</td></tr> <tr><td>  除籍処理</td><td>65</td></tr> <tr><td>  附票異動処理</td><td>443</td></tr> </table> <p>枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。</p> <p>2. システム化の状況 未導入</p>	区 分	件(枚)数	戸 籍 数	3,796	戸籍枚数	6,453	附票枚数	4,176	除籍・改正原戸籍数	8,300	除籍・原戸籍枚数	19,090	処 理 件 数		戸籍届出受理	382	新戸籍編成	34	除籍処理	65	附票異動処理	443	<p>1. 戸籍数等の状況 (単位:件・枚)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>区 分</th><th>件(枚)数</th></tr> <tr><td>戸 籍 数</td><td>10,524</td></tr> <tr><td>  戸籍枚数</td><td>17,890</td></tr> <tr><td>  附票枚数</td><td>11,576</td></tr> <tr><td>除籍・改正原戸籍数</td><td>17,900</td></tr> <tr><td>  除籍・原戸籍枚数</td><td>41,170</td></tr> <tr><td>処 理 件 数</td><td></td></tr> <tr><td>  戸籍届出受理</td><td>1,060</td></tr> <tr><td>  新戸籍編成</td><td>152</td></tr> <tr><td>  除籍処理</td><td>159</td></tr> <tr><td>  附票異動処理</td><td>1,491</td></tr> </table> <p>枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。</p> <p>2. システム化の状況 未導入</p>	区 分	件(枚)数	戸 籍 数	10,524	戸籍枚数	17,890	附票枚数	11,576	除籍・改正原戸籍数	17,900	除籍・原戸籍枚数	41,170	処 理 件 数		戸籍届出受理	1,060	新戸籍編成	152	除籍処理	159	附票異動処理	1,491	<p>1. 戸籍数等の状況 (単位:件・枚)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>区 分</th><th>件(枚)数</th></tr> <tr><td>戸 籍 数</td><td>6,595</td></tr> <tr><td>  戸籍枚数</td><td>11,211</td></tr> <tr><td>  附票枚数</td><td>7,254</td></tr> <tr><td>除籍・改正原戸籍数</td><td>11,300</td></tr> <tr><td>  除籍・原戸籍枚数</td><td>25,990</td></tr> <tr><td>処 理 件 数</td><td></td></tr> <tr><td>  戸籍届出受理</td><td>678</td></tr> <tr><td>  新戸籍編成</td><td>97</td></tr> <tr><td>  除籍処理</td><td>99</td></tr> <tr><td>  附票異動処理</td><td>874</td></tr> </table> <p>枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。</p> <p>2. システム化の状況 未導入</p>	区 分	件(枚)数	戸 籍 数	6,595	戸籍枚数	11,211	附票枚数	7,254	除籍・改正原戸籍数	11,300	除籍・原戸籍枚数	25,990	処 理 件 数		戸籍届出受理	678	新戸籍編成	97	除籍処理	99	附票異動処理	874	<p>1. 戸籍数等の状況 (単位:件・枚)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>区 分</th><th>件(枚)数</th></tr> <tr><td>戸 籍 数</td><td>4,444</td></tr> <tr><td>  戸籍枚数</td><td>7,555</td></tr> <tr><td>  附票枚数</td><td>4,889</td></tr> <tr><td>除籍・改正原戸籍数</td><td>8,487</td></tr> <tr><td>  除籍・原戸籍枚数</td><td>19,520</td></tr> <tr><td>処 理 件 数</td><td></td></tr> <tr><td>  戸籍届出受理</td><td>453</td></tr> <tr><td>  新戸籍編成</td><td>46</td></tr> <tr><td>  除籍処理</td><td>85</td></tr> <tr><td>  附票異動処理</td><td>1,100</td></tr> </table> <p>枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。</p> <p>2. システム化の状況 導入済(平成13年5月)</p>	区 分	件(枚)数	戸 籍 数	4,444	戸籍枚数	7,555	附票枚数	4,889	除籍・改正原戸籍数	8,487	除籍・原戸籍枚数	19,520	処 理 件 数		戸籍届出受理	453	新戸籍編成	46	除籍処理	85	附票異動処理	1,100
区 分	件(枚)数																																																																																																																																								
戸 籍 数	21,934																																																																																																																																								
戸籍枚数	37,288																																																																																																																																								
附票枚数	24,127																																																																																																																																								
除籍・改正原戸籍数	27,862																																																																																																																																								
除籍・原戸籍枚数	64,083																																																																																																																																								
処 理 件 数																																																																																																																																									
戸籍届出受理	2,663																																																																																																																																								
新戸籍編成	417																																																																																																																																								
除籍処理	328																																																																																																																																								
附票異動処理	3,200																																																																																																																																								
区 分	件(枚)数																																																																																																																																								
戸 籍 数	2,506																																																																																																																																								
戸籍枚数	4,260																																																																																																																																								
附票枚数	2,756																																																																																																																																								
除籍・改正原戸籍数	4,730																																																																																																																																								
除籍・原戸籍枚数	10,880																																																																																																																																								
処 理 件 数																																																																																																																																									
戸籍届出受理	258																																																																																																																																								
新戸籍編成	34																																																																																																																																								
除籍処理	41																																																																																																																																								
附票異動処理	328																																																																																																																																								
区 分	件(枚)数																																																																																																																																								
戸 籍 数	3,796																																																																																																																																								
戸籍枚数	6,453																																																																																																																																								
附票枚数	4,176																																																																																																																																								
除籍・改正原戸籍数	8,300																																																																																																																																								
除籍・原戸籍枚数	19,090																																																																																																																																								
処 理 件 数																																																																																																																																									
戸籍届出受理	382																																																																																																																																								
新戸籍編成	34																																																																																																																																								
除籍処理	65																																																																																																																																								
附票異動処理	443																																																																																																																																								
区 分	件(枚)数																																																																																																																																								
戸 籍 数	10,524																																																																																																																																								
戸籍枚数	17,890																																																																																																																																								
附票枚数	11,576																																																																																																																																								
除籍・改正原戸籍数	17,900																																																																																																																																								
除籍・原戸籍枚数	41,170																																																																																																																																								
処 理 件 数																																																																																																																																									
戸籍届出受理	1,060																																																																																																																																								
新戸籍編成	152																																																																																																																																								
除籍処理	159																																																																																																																																								
附票異動処理	1,491																																																																																																																																								
区 分	件(枚)数																																																																																																																																								
戸 籍 数	6,595																																																																																																																																								
戸籍枚数	11,211																																																																																																																																								
附票枚数	7,254																																																																																																																																								
除籍・改正原戸籍数	11,300																																																																																																																																								
除籍・原戸籍枚数	25,990																																																																																																																																								
処 理 件 数																																																																																																																																									
戸籍届出受理	678																																																																																																																																								
新戸籍編成	97																																																																																																																																								
除籍処理	99																																																																																																																																								
附票異動処理	874																																																																																																																																								
区 分	件(枚)数																																																																																																																																								
戸 籍 数	4,444																																																																																																																																								
戸籍枚数	7,555																																																																																																																																								
附票枚数	4,889																																																																																																																																								
除籍・改正原戸籍数	8,487																																																																																																																																								
除籍・原戸籍枚数	19,520																																																																																																																																								
処 理 件 数																																																																																																																																									
戸籍届出受理	453																																																																																																																																								
新戸籍編成	46																																																																																																																																								
除籍処理	85																																																																																																																																								
附票異動処理	1,100																																																																																																																																								

協議第 26 号

老人福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について

老人福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について協議する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

老人福祉関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 5
<p>1 . 軽度生活援助事業の取扱い 県の制度を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>2 . 訪問理美容サービス事業の取扱い 日高町、出石町及び但東町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>3 . 独居老人福祉電話事業の取扱い 竹野町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>4 . 痴呆予防・介護事業の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>5 . 地域ふれあい活動事業の取扱い 合併時に廃止する。</p> <p>6 . 生きがい活動支援通所事業の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>7 . 徘徊高齢者家族支援サービス事業の取扱い 日高町の例により、新市に引き継ぐ。</p>		

継続審議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	1	2	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い			中分類	高齢者等生活支援事業の取扱い			小分類	軽度生活援助事業の取扱い			細分類	軽度生活援助事業の取扱い		

<p>問題点</p> <p>1. 対象者に差異がある。 豊岡市は独自の基準を設け、竹野町は介護保険対象者も制度の対象としている。 2. サービス内容に差異がある。 3. 利用者負担に差異がある。</p>	<p>対応策</p> <p>1. 対象者については、城崎町、日高町、出石町及び但東町の例を基本とする。 2. 県の制度を基本に、地域コミュニティのあり方を考慮し、対象サービスを選定したうえで新市において実施する。 3. 利用者負担については、介護保険サービスの家事援助額を基本に調整する。</p>	<p>調整案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方法 対象者 城崎町、日高町、出石町及び但東町の例による。 サービス内容 県の制度を基本とする。 利用者負担 介護保険サービスの家事援助額を基本とする。</p>
---	--	---

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象 日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の高齢者のいる家庭であって、その高齢者が介護保険制度において、要介護認定及び要支援認定を受けられなかった場合で、次のいずれかに該当する世帯。 (1)生活保護受給世帯 (2)生計中心者が前年所得税非課税世帯	1. 対象 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者・二人暮らし高齢者等で介護保険法による要介護認定を受けていない者。	1. 対象 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、日常生活上の援助が必要な者。	1. 対象 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者・二人暮らし高齢者等で介護保険法による要介護認定を受けていない者。	1. 対象 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者・二人暮らし高齢者等で介護保険法による要介護認定を受けていない者。	1. 対象 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者・二人暮らし高齢者等で介護保険法による要介護認定を受けていない者。
2. 内容 掃除・洗濯・調理などの家事援助	2. 内容 県要綱のうち、 を除く分	2. 内容 県要綱のとおり	2. 内容 県要綱のうち、 を除く分	2. 内容 県要綱のとおり	2. 内容 県要綱のうち、 を除く分
3. 利用者負担 1時間 153円 (介護報酬額の1割)	3. 利用者負担 1時間 120円	3. 利用者負担 1時間 100円	3. 利用者負担 1時間 153円 (1時間 46円：前年度所得税非課税世帯・生活保護世帯 平成14年度末まで)	3. 利用者負担 1時間 200円	3. 利用者負担 1時間 200円 (30分毎 100円) ただし、安否確認は無料。
4. 利用日 週1～2回	4. 利用日 平日(月から金)	4. 利用日 各自で希望する日(調整は行う)	4. 利用日 通年(事業休止日なし)	4. 利用日 打合せにより決めた日。	4. 利用日 随時
5. 委託先 豊岡市社会福祉協議会・たじま農業協同組合・ニチイ学館	5. 委託先 城崎町社会福祉協議会	5. 委託先 竹野町社会福祉協議会	5. 委託先 日高町社会福祉協議会	5. 委託先 出石町社会福祉協議会	5. 委託先 社会福祉協議会
6. その他 平成14年度利用者数：4人	6. その他 平成14年度利用者数：5人	6. その他 平成14年度利用者数：13人	6. その他 平成14年度利用者数：10人	6. その他 平成14年度利用者数：7人	6. その他 平成14年度利用者数：15人

兵庫県介護予防関連事業ガイドブック(抜粋)

(1)高齢者等の生活支援サービス事業  
ウ 軽度生活援助事業  
(イ)内容 軽度な日常生活上の支援を行う。在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。  
外出時の援助(外出、散歩の付き添い)  
宅配の手配、食材の買い物  
寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入  
庭・生垣・庭木等家周りの手入れ  
家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等  
家屋内の整理・整頓  
朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助  
雪下ろし、除雪  
台風時等自然災害等への防備  
健康管理に関する助言等  
栄養管理に関する助言等

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	1	3	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い			中分類	高齢者等生活支援事業の取扱い			小分類	訪問理美容サービス事業の取扱い			細分類	訪問理美容サービス事業の取扱い		

<p>問 題 点</p> <p>1. 事業の実施状況に差異がある。 豊岡市、竹野町は実施していない。 城崎町、日高町は理容サービスのみ実施している。 2. 各町の理容・美容組合と委託契約しているため、組合未加入業者の利用ができない。</p>	<p>対 応 策</p> <p>1. 対象者及び内容は出石町及び但東町の例を基本とする。 ただし、利用回数は日高町の例を基本とし、利用者負担等は理美容実費とする。 2. 組合未加入業者の利用については、新市において調整する。 3. 社会福祉協議会との調整を要する。</p>	<p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方法 対象者 出石町及び但東町の例による。 サービス内容 理美容サービスを実施し、給付枚数等は日高町の例を基本とする。 利用者負担 理美容実費は利用者負担とする。</p>
--	--	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象 なし	1. 対象 身体上、精神上の障害等により常時臥床により理容所において理容サービスを受けることが困難な者	1. 対象 なし	1. 対象 日高町に住所を有する者で、身体上又は精神上の障害等により居宅において、常時臥床していることなどにより、理容所で理容サービスを受けることが困難であると町長が認めた者。	1. 対象 介護保険法による要介護度が3以上の者及び障害者等（療育手帳A判定、肢体障害1・2級）で理美容院までの外出が困難な者。	1. 対象 介護保険法による要介護度が3以上の者及び障害者等（療育手帳A判定、肢体障害1・2級）で理美容院までの外出が困難な者。
2. 申請方法	2. 申請方法 寝たきり老人等訪問理容サービス利用料助成券交付申請書を町長へ提出	2. 申請方法	2. 申請方法 出張理容利用券交付申請書を町長に提出 当該高齢者の状況等の調査をもって利用の可否を決定 出張理容利用券を交付	2. 申請方法 利用申請書を福祉係窓口へ	2. 申請方法 利用申請書を福祉係窓口へ
3. 内容	3. 内容 当該対象者の家に、委託先の理容組合員が出向いて、理容サービスを実施。 （当該年度間で6枚の利用券を一括交付 但し申請月以降の月が当該年度で6か月に満たない場合は3枚以内）	3. 内容	3. 内容 当該対象者の家に、委託先の理容組合員が出向いて、理容サービスを実施。 （当該年度間で3枚の利用券を一括交付 但し申請月以降の月が当該年度で6か月に満たない場合は2枚以内）	3. 内容 当該対象者の自宅で理美容のサービスが受けられるよう、出張理美容業者の移動及び出張に要する経費を助成する。 （当該年度間で10枚の利用券を一括交付 但し申請月以降の月が当該年度で6か月に満たない場合は5枚以内）	3. 内容 当該対象者の自宅で理美容のサービスが受けられるよう、出張理美容業者の移動及び出張に要する経費を助成する。 （対象者に助成券を交付し、訪問理美容を利用した際に業者に提出。利用者は理美容料金のみを負担。）
4. 利用者負担	4. 利用者負担 理容料金3,000円は利用者が負担し、出張費用3,000円を町が負担する	4. 利用者負担	4. 利用者負担 理容料金3,000円は利用者が負担し、出張費用2,000円を町が負担する	4. 利用者負担 通常の理美容料を支払う。町は1件につき1,000円の出張費用を支払う。	4. 利用者負担 通常の理美容料を支払う。町は1件につき1,000円の出張費用を支払う。
5. 委託先	5. 委託先 城崎理容組合	5. 委託先	5. 委託先 日高町介護理容組合	5. 委託先 出石郡理容組合、兵庫県美容師組合豊岡支部出石地区	5. 委託先 出石郡理容・美容組合
6. その他 社会福祉協議会がサービスを行っている。	6. その他 平成14年度利用者数：0人	6. その他	6. その他 平成14年度利用者数：20人×2回	6. その他 平成14年度利用者数：1人×2回	6. その他 平成14年度利用者数：0人



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	1	5	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い			中分類	高齢者等生活支援事業の取扱い			小分類	独居老人福祉電話事業の取扱い			細分類	独居老人福祉電話事業の取扱い		

問 題 点	1. 事業の実施状況に差異がある。日高町は実施していない。 2. 対象者に差異がある。 豊岡市及び但東町は所得税非課税世帯としている。 城崎町は独自の基準を設け対象者を拡大している。 3. 利用者負担に差異がある。	対 応 策	1. 現行の利用者は、そのまま新市に引き継ぐ。 2. 対象者は「概ね65才以上の一人暮らしの高齢者で住民税非課税の世帯」として実施する。 3. 利用者負担については、竹野町及び出石町の例を基本とする。	調 整 案	1. 制度・組織等の存廃   存続 2. 制度・組織等の一元化   必要 3. 廃止又は一元化の時期   合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方法 対象者   竹野町及び出石町の例を基本に住民税非課税世帯とする。 サービス内容   現行のとおり 利用者負担   竹野町の例による
-------------	---	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人で所得税非課税世帯	1. 対象 低所得者で次に該当する者。 概ね65歳以上の一人暮らし老人及び夫婦老人で町長が定期的に安否確認の必要を認めた者。 外出の困難な重度障害者で、緊急連絡、コミュニケーション等の手段として、町長が設置が必要と認めた者。	1. 対象 概ね65歳以上の低所得の一人暮らしの者等	1. 対象 なし	1. 対象 おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	1. 対象 おおむね65才以上の一人暮らしの高齢者で所得税非課税の世帯
2. 申請方法 対象者が、老人福祉電話貸与申請書を提出する。	2. 申請方法 対象者又は、その介護者から申請	2. 申請方法 福祉電話貸与申請書を役場健康福祉課へ提出する。その後貸与に関する契約を町長と申請者で締結する。	2. 申請方法 なし	2. 申請方法 申出書を役場保健福祉課に提出	2. 申請方法 社会福祉協議会に委託。社協に設置申請。
3. 内容 電話加入権及び電話機の貸与（作成日現在14台）	3. 内容 電話加入権及び電話機の貸与貸与期間は、福祉電話を必要としなくなるまで無料で貸与（作成日現在1台）	3. 内容 電話加入権及び電話機の貸与（作成日現在2台） 電話による安否の確認、各種の相談等	3. 内容 なし	3. 内容 町所有の電話回線を貸与電話機については、緊急通報システムの機器で対応。（作成日現在3台）	3. 内容 電話加入権及び電話機の貸与（作成日現在2台） 電話による安否確認、各種相談助言、福祉サービスの情報提供等
4. 利用者負担 基本料金及び通話料 但し、平成11年度以前からの貸与者の基本料金は、市で負担	4. 利用者負担 基本料金の半額及び通話料	4. 利用者負担 基本料金及び通話料	4. 利用者負担 なし	4. 利用者負担 基本料金及び通話料	4. 利用者負担 無料 基本料金及び通話料は町が負担している。
5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	2	2	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い		中分類	介護予防・生きがい活動支援事業の取扱い		小分類	痴呆予防・介護事業の取扱い		細分類	痴呆予防・介護事業の取扱い				

<p>問</p> <p>1. 豊岡市と日高町が実施しており、実施状況に差異がある。 2. 実施内容に差違がある。</p>	<p>対</p> <p>1. 豊岡市の例により、新市において実施する。 豊岡市以外の町域でも利用ができるよう配慮する必要がある。</p>	<p>調</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方向 対象者 豊岡市の例による 事業内容 豊岡市の例による 利用者負担 材料費等は利用者負担とする。</p>
問題点	対応策	調整案

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 目的 痴呆についての理解を深め、その予防、介護方法を広めるために、痴呆予防介護教室を実施するとともに、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援するために、アクティビティ事業を実施し、もって高齢者の痴呆予防並びに、生きがいある生活の支援を図ることを目的とする。	1. 目的 事業なし	1. 目的 なし	1. 目的 閉じこもりから来る孤独感からの開放会に参加することで社会性を取り戻す機会を提供する	1. 目的 該当なし	1. 目的 なし
2. 対象 痴呆予防介護教室は、痴呆性高齢者及び痴呆となるおそれのある高齢者及びその家族。 アクティビティ事業は、おおむね65歳以上の痴呆性高齢者及び痴呆となるおそれのある高齢者。 その他市長が特に必要と認める者。	2. 対象	2. 対象	2. 対象 在宅の閉じこもりがちな高齢者・軽度の痴呆者でおおむね70歳以上の者	2. 対象	2. 対象
3. 内容 痴呆予防介護教室及びアクティビティ事業(作業、音楽活動等を通じたケア)	3. 内容	3. 内容	3. 内容 上下肢のストレッチング体操の指導・保育園児(幼稚園児)との交流会・歌の指導	3. 内容	3. 内容
4. 体制 実施主体は市とする。ただし、運営の全部又は一部を適切な事業確保ができる認められる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、又は民間事業者等に委託することができる。 豊岡市では、平成15年度から、特定非営利活動法人に委託して実施予定。	4. 体制	4. 体制	4. 体制 音楽指導員・理学療法士・保健師	4. 体制	4. 体制
5. その他 豊岡市では、平成15年度からの新規事業。	5. その他	5. その他	5. その他 参加者：20人/年 経費：4万円/年	5. その他	5. その他

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	2	4	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い		中分類	介護予防・生きがい活動支援事業の取扱い		小分類	地域ふれあい活動事業の取扱い		細分類	地域ふれあい活動事業の取扱い				

<p>問 題 点</p> <p>1. 日高町のみ実施している。</p>	<p>対 応 策</p> <p>1. 整備最終年度を平成16年度としているため、合併時に廃止する。</p>	<p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 廃止 2. 制度・組織等の一元化 不要 3. 廃止又は一元化の時期 合併の日 4. 一元化の方向</p>
---	---	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象 なし	1. 対象 事業無	1. 対象 なし	1. 対象 各区、グループ単位...建物改造事業 (集会所等のバリアフリー化)	1. 対象 該当なし	1. 対象 なし
2. 申請方法	2. 申請方法	2. 申請方法	2. 申請方法 交付要綱に基づき、申請。(申請書・収支予算書・改造平面図・見積書等を添付)	2. 申請方法	2. 申請方法
3. 内容	3. 内容	3. 内容	3. 内容 トイレの洋式便器へ取替え、手すり等の取り付け・玄関等の段差解消・階段廊下の手すりや段差解消	3. 内容	3. 内容
4. 利用者負担	4. 利用者負担	4. 利用者負担	4. 利用者負担 それぞれに限度額あり(全体で50万円)	4. 利用者負担	4. 利用者負担
5. その他	5. その他	5. その他	5. その他 町単独事業	5. その他	5. その他

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	2	6	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い			中分類	介護予防・生きがい活動支援事業の取扱い			小分類	生きがい活動支援通所事業の取扱い			細分類	生きがい活動支援通所事業の取扱い		

<b>問 題 点</b> 1. 事業内容、実施方法に差異がある。 豊岡市、城崎町は介護保険施設を利用している。 但東町は入浴サービスを実施していない。 2. 利用者負担に差異がある。	<b>対 応 策</b> 1. 制度は新市に引き継ぐ。 2. 実施内容、場所については、新市の施設の有効活用を図りながら速やかに調整する。 3. 利用者負担については、実費相当額を基本に新市において調整する。	<b>調 整 案</b> 1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 平成18年度4月1日 4. 一元化の方向 対象者 現行のとおりとする 事業内容 現行の最低水準以上とする 利用者負担 実費相当額を基本とする。
---	---	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象 介護保険の対象外となったおおむね65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者。	1. 対象 介護保険対象外の概ね65歳以上の一人暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者	1. 対象 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな者	1. 対象 概ね65歳以上の痴呆または、家に閉じこもりがちな老人	1. 対象 おおむね65歳以上の高齢者。介護保険の要支援以上の認定を受けた者は除く。	1. 対象 おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法による要介護認定を受けていない者。
2. 申請方法 利用を希望する者は、申込書により市長に申し込む。	2. 申請方法 申請書を町長に提出	2. 申請方法 町長に必要事項を記入のうえ申請	2. 申請方法 町長に必要事項を記入のうえ申請	2. 申請方法 町長に必要事項を記入のうえ申請	2. 申請方法 町長に必要事項を記入のうえ申請
3. 内容 場所 老人福祉センター長寿園 (対象者:港地区以外の利用者) 回数 週3日間(月・水・金曜日) 場所 港デイサービスセンター (対象者:港地区のみ)において 回数 週5日間(月～金曜日)。 サービス内容 (1)入浴サービス (2)給食サービス (3)送迎サービス (4)日常動作訓練等	3. 内容 場所 総合福祉会館 回数 4日/週 (介護保険対象者と合同で実施) サービス内容 ・生活指導 ・日常動作訓練 ・健康チェック ・送迎 ・入浴 ・給食等	3. 内容 場所 老人福祉センター、北前館 回数 月2～3回 サービス内容 ・入浴、 ・会食、 ・健康チェック、 ・健康体操、 ・レクリエーション等 ・送迎	3. 内容 場所 ゆとろぎ、但馬ドーム 回数 軽スポーツの指導及び実施 温泉浴の実施 食事の提供 送迎 その他必要な事業	3. 内容 場所 保健福祉センター 回数 3回/週 サービス内容 ・送迎、 ・会食 ・健康チェック、 ・温泉入浴、 ・食事及びレクリエーション	3. 内容 場所 高齢者支援センター、健康福祉センター、高橋集会所 回数 3から4回/週 サービス内容 ・会食、 ・健康チェック、 ・健康体操、 ・レクリエーション等 ・送迎
4. 利用者負担 1,200円/回	4. 利用者負担 1人1日1,000円	4. 利用者負担 1回 1,000円	4. 利用者負担 1回 1,000円	4. 利用者負担 1回あたり1200円(利用料1000円+温泉利用料200円)	4. 利用者負担 1,000円/1回。その他実費が必要なときはその実費額を負担。
5. 委託先 シルバー人材センター 社会福祉協議会	5. 委託先 城崎町社会福祉協議会	5. 委託先 竹野町社会福祉協議会	5. 委託先 日高振興公社	5. 委託先 出石町社会福祉協議会	5. 委託先 但東町社会福祉協議会 特別養護老人ホームけやきホール
6. その他 委託先:北但東部広域シルバー人材センター(長寿園で実施分)、豊岡市社会福祉協議会(港デイサービスセンターで実施分)	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他
登録者数 長寿園 250人 月1回 港デイ 100人	登録者数 60人	登録者数 100人	登録者数 延べ2,100人/年 毎回申し込み	登録者数 400人 1,723人(年間利用者数)	登録者数 280人
委託料 3,500円/人 7,000円/人	委託料 3,860円/人	委託料 4,000円+事務費1割	委託料 2,500円/人	委託料 650万円 社協職員3人分 老人・身障デイ日数按分	委託料 3,000円/人(20人まで) 1人増すごとに2,500円 (介助員3人)

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	3	5	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い			中分類	家族介護支援事業の取扱い			小分類	徘徊高齢者家族支援サービス事業の取扱い			細分類	徘徊高齢者家族支援サービス事業の取扱い		

<p>問 題 点</p> <p>1. 日高町のみが実施しており、実施状況に差異がある。</p>	<p>対 応 策</p> <p>1. 今後必要性が増大すると考えられるため、日高町の例（県要綱）により新市において実施する。</p>	<p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方向 対象者 日高町の例による（県要綱による） 事業内容 日高町の例による（県要綱による） 利用者負担 初期経費以外の利用料等は利用者負担とする。</p>
---	--	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象 なし	1. 対象 事業なし	1. 対象 なし	1. 対象 町内在住の在宅徘徊高齢者を介護している者又はその家族	1. 対象 該当なし	1. 対象 なし
2. 内容	2. 内容	2. 内容	2. 内容 痴呆性高齢者を介護する家族が徘徊高齢者を早期に発見できるシステムを導入する際の初期経費を助成。 (初期経費:7,000円)	2. 内容	2. 内容
3. 実施主体	3. 実施主体	3. 実施主体	3. 実施主体	3. 実施主体	3. 実施主体
4. 委託先	4. 委託先	4. 委託先	4. 委託先 セコム	4. 委託先	4. 委託先
5. 利用者負担	5. 利用者負担	5. 利用者負担	5. 利用者負担 利用料 月額500円(委託先に支払い) 照会料 電話:300円 インターネット等:月2回まで無料、 3回目以降100円/回 出動料 10,000円/時間	5. 利用者負担	5. 利用者負担
6. その他	6. その他	6. その他	6. その他 平成15年度より実施 利用見込み 10人	6. その他	6. その他

協議第 27 号

社会福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について

社会福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について協議する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

社会福祉関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 6
<p>1. 福祉会館（センター）の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は合併後速やかに調整する。</p> <p>2. 旧軍人・軍属の恩給及び援護事務等の取扱い 各団体の統合及び補助金は、合併の日までに調整する。</p> <p>3. 戦没者追悼式の取扱い 豊岡市の例を基本とし、合併の日までに調整する。</p> <p>4. 民生・児童委員の取扱い 各委員は、現行のまま新市に引き継ぎ、各市町の民生・児童委員協議会については、従前そのまま存続させ、合併の日までに連合会組織として調整する。</p> <p>5. 日本赤十字社の取扱い 豊岡市、城崎町及び竹野町の例を基本とし、合併の日までに調整する。</p> <p>6. 健康福祉まつりの取扱い 現行のイベントは合併時に廃止し、ニーズの高い地域においては、開催等を新市において検討する。</p> <p>7. 生活保護事業の取扱い 豊岡市の例を基本とし、合併の日までに調整する。</p> <p>8. 介護手当の取扱い 豊岡市、城崎町、出石町及び但東町の例により、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p>		

継続審議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	15 地域福祉分科会	コード	22	6	1101	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	地域福祉施設の取扱い			中分類	福祉会館(センター)の取扱い			小分類	福祉会館(センター)の取扱い			細分類	福祉会館(センター)の取扱い		

<b>問題点</b> 1. 設置・管理運営方法等に差異がある。 2. 使用料の取扱いについて差異がある。 3. 各施設の持つ機能に差異があり統一的な取扱いが困難。	<b>対応策</b> 1. 施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 使用料及び減免の取り扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	<b>調整案</b> 1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 平成18年4月1日 4. 一元化の方向 施設等 現行のまま新市に引継ぐ 使用料 平均的な負担額を目安とする。
--	---	--

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 施設の名称・位置 豊岡福祉会館 豊岡市城南町23番6号	1. 施設の名称・位置 城崎町総合福祉会館 城崎町湯島625-9 本住寺会館 城崎町湯島493-1 城崎町福祉会館 城崎町湯島238	1. 施設の名称・位置 なし	1. 施設の名称・位置 健康福祉センター 日高町祢布891番地の2 西部地域福祉センター 日高町垣垣40番地	1. 施設の名称・位置 出石町保健福祉センター 出石町福住1302番地	1. 施設の名称・位置 但東町健康福祉センター 但東町出合433番地の1
2. 種別・数 コスモスセンター・聴覚言語障害者室等 休日診療所: 保健センター・事務室、トレーニング室等 やなぎセンター・集会室、会議室等	2. 種別・数 城崎町総合福祉会館 温泉交流センター 福祉センター 保健センター 多機能センター 本住寺会館(福祉・文化教養) 城崎町福祉会館 マッサージセンターに貸与	2. 種別・数	2. 種別・数 複合施設 ・保健センター ・デイサービス施設 単独施設 ・デイサービス施設	2. 種別・数 複合施設 1階平屋 社会福祉協議会 健康推進係 出石町シルバー人材センター 心身障害者小規模作業所はこべの家 出石温泉乙女の湯 健康相談室、診察室、検査室、 機能訓練室、調理室	2. 種別・数 複合施設 ・保健センター(健康福祉課、介護支援センター) ・但東中央デイサービスセンター:社協運営 ・高齢者活動支援センター (但東町社会福祉協議会、北但東部シルバー人材センター但東支部、精神障害者通所作業所(すみれ共同作業所))
3. 運営管理状況 豊岡市社会福祉協議会に管理委託	3. 運営管理状況 城崎町社協へ管理業務委託 本住寺住職へ管理業務委託 城崎町社協へ貸付	3. 運営管理状況	3. 運営管理状況 町直営 宿日直業務はシルバー人材センターに委託 社会福祉協議会へ委託	3. 運営管理状況 町直営	3. 運営管理状況
4. 利用状況 別紙のとおり	4. 利用状況 城崎町総合福祉会館 (保健センター・多機能センター) 47件 389,989円、 温泉交流センター13,004人 1,087,650円 本住寺会館 374回 41,895円	4. 利用状況	4. 利用状況 一般への貸館は行っていない。	4. 利用状況 別紙のとおり	4. 利用状況 平成15年度完成
5. 使用料 別紙のとおり	5. 使用料 別紙のとおり	5. 使用料	5. 使用料 無	5. 使用料 別紙のとおり	5. 使用料 別紙のとおり
6. 減免の有無 有	6. 減免の有無 有	6. 減免の有無	6. 減免の有無 -	6. 減免の有無	6. 減免の有無
7. 許可 社協	7. 許可 町長が許可	7. 許可	7. 許可 センター長	7. 許可	7. 許可
8. 申請 社協宛	8. 申請 申請書により町長へ申請	8. 申請	8. 申請 申請書	8. 申請	8. 申請
9. その他	9. その他	9. その他 平成16年度完成予定	9. その他 開館時間 9:00~22:00 8:30~17:15	9. その他	9. その他

13-1

豊岡市									
豊岡福祉会館(やなぎセンター)使用料									
区分			使用料の額						
基本料金	室名	時間 定員	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	
			円	円	円	円	円	円	円
	大集会室	180人	4,800	6,200	7,600	11,000	13,800	18,600	
	テーブル使用	144							
	教養娯楽室	18	900	1,100	1,500	2,100	2,300	3,900	
	児童保育室	18	700	1,000	1,100	1,700	2,000	3,100	
	第1会議室	36	1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	6,100	
	第2会議室	36	1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	6,100	
	第3会議室	30	1,100	1,500	2,000	2,600	3,300	5,100	
特別料金	1 営利を目的として使用する場合は、当該使用区分にかかる基本使用料の5割の額を加算する。 2 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につき、当該使用区分にかかる基本使用料の4割の額を徴収する。 この場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 3 冷暖房使用料は、当該使用区分にかかる基本使用料(延長して使用したときは、当該延長にかかる分の使用料も含む。)の5割の額を加算する。 4 大集会室を宴会場として使用するときは、基本使用料の2割の額を加算する。 5 冷暖房使用料は、当該使用区分にかかる基本使用料(延長して使用したときは、当該延長にかかる分の使用料も含む。)の6割の額を加算する。 6 やなぎセンターの附属設備の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で市長が定める。 7 使用料の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。								

平成13年度福祉会館利用状況

区分	回数	人員	計		
			回数	人員	
やなぎセンター	大集会室	(228)	(8,701)	81	3,604
		(174)	(2,927)	106	2,091
	第1会議室	(204)	(3,168)	118	1,978
		(264)	(3,098)	56	674
	第2会議室	(263)	(2,673)	24	263
		(1,133)	(20,567)	385	8,610
	第3会議室	(698)	(3,784)	(492)	(1,194)
		(290)	(2,361)	(1,480)	(7,339)
	教養娯楽室	(24)	263	(2,613)	(27,906)
		(1,133)	(20,567)	2,998	36,516
計					

( )内は使用料免除団体  
コスモスセンターは、使用料免除団体のみ使用。

城崎町							
城崎町総合福祉会館使用料							
場所	時間	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
		多機能ホール(70名)		4,000	5,000	7,000	8,500
保健センター	第1研修室(40名)	1,000	1,200	1,700	2,000	2,800	3,000
	第2研修室(25名)	600	800	1,000	1,000	1,500	2,000
	栄養指導室(24名)	2,000	2,500	3,500	4,000	5,500	6,500
温泉交流センター	13:00～21:00	住民100円 住民以外300円(小学生以下半額) 会員券(1か月分) 大人1,500円 小学生以下800円 毎月29日は、無料開放とする。(ただし、2月は28日とし、休業日に当たるときは、前日とする)					
特別料金	1 営利を目的として使用する場合は、当該使用区分にかかる基本使用料の5割の額を加算する。 2 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につき、当該使用区分にかかる使用料の2割の額を徴収する。この場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 3 冷暖房使用料は、基本使用料の2割の額を加算する。 4 多機能センターの附属設備の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で町長が定める。 5 福祉センターの業務のうちデイサービス及び特別入浴については、1回当たり3,000円の範囲内で町長が定める。						

業務	利用料	利用料の額
デイサービス	1人1回	1,000円
特別入浴のみ	1人1回	700円
介護浴のみ	1人1回	700円
給食サービスのみ	1人1回	300円

附属設備の使用料

品名	単価	使用料
演台	台	500円
司会台	台	400円
花台	台	200円
ポータブルステージ	台	300円
金屏風	双	1,500円
放送アンプ	式	3,000円
テレビ、ビデオ	式	3,000円

本住寺会館使用料

区分	昼間 (午前9時～午後5時)	夜間 (午後5時～午後9時)	冷房(クーラー)及び暖房(ガスストーブ)
1階	500円	300円	1時間1基につき100円
2階(ただし1室の場合)	500円(300円)	300円(200円)	1時間1基につき100円

出石町				
1 基本使用料				
場所	時間	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00
		多目的ホール		4,000円
給食調理室				
第一会議室		2,200円	3,300円	5,500円
娯楽室(和室)				
第二会議室		1,200円	1,800円	2,500円
茶室(和室)				

- 2 飲食をともなう会食に使用する場合は、基本使用料の5割増しとする。
- 3 営利を目的とする場合は、基本使用料の10割増とする。
- 4 上記の金額は、消費税を含む。

1 基本入湯料

区分	料金 (1人1回当たり)
大人	300円
小人	200円

- 2 大人とは、高等学校就学年齢以上をいう。
- 3 小人とは、小学生及び中学生就学年齢をいう。
- 4 センターから帰ることなく同日に2回以上入湯する場合、2回目以降は基本入湯料の5割とする。

利用状況	回数	人数	
行政	保健	347	16,032
	福祉	375	5,282
	その他	88	1,501
一般	431	7,104	
(うち有料使用)	(30)	(792)	
利用団体徴収金		385,792	
合計	1,241	29,919	
浴湯	359	51,956	

但東町					
場所	階	時間	4時間未満	4時間以上	夜間 18:00～22:00
			保健センター	2階	トレーニング室
高齢者活動支援センター	1階	給食調理室	3,000円	4,000円	4,000円
		交流促進室	2,000円	3,000円	3,000円
	2階	研修室	1,500円	2,000円	2,000円
		農産品製作室	2,000円	3,000円	3,000円
		ボランティア推進室	1,500円	2,000円	2,000円
冷暖房			1,000円		
使用料の免除	1 住民の福祉の増進及び健康づくりのために使用する。 2 高齢者等の活動支援・生きがい発揮のために使用する。 3 その他( )				
使用料の還付	1 使用者の責に帰さないとき。 2 使用日の前2日までに事前取り消し(使用料の50%) 3 その他( )				
許可の条件	1 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがないこと。 2 施設又は設備を毀損するおそれがないこと。 3 その他町長が不適当と認めることがないこと。				
許可の条件	1 所定の場所以外で火気の使用及び喫煙をしてはならない。 2 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 3 許可なくポスターの配布、掲示等をしないこと。 4 所定の場所以外での飲食は、事前に届け出て許可を受けること。 5 使用の許可を受けた部屋以外に出入りしないこと。 6 上記のほか但東町の定める条例、規則を遵守すること。 7 その他、職員の指示に従うこと。				



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	15 地域福祉分科会	コード	22	6	1102	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	戦没者等福祉の取扱い			中分類	旧軍人・軍属の恩給及び援護事務等の取扱い			小分類	旧軍人・軍属の恩給及び援護事務等の取扱い			細分類	旧軍人・軍属の恩給及び援護事務等の取扱い		

<p>問題点</p> <p>1. 補助対象団体に差異がある。 2. 補助金額、方法に差異がある。 3. 事務局業務等行政の関わりに差異がある。 4. 高齢化による会員数の減少により、会の維持運営が困難な団体がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法について</p> <p>旧軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障害者本人には障害年金を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給し、援護を行うことを目的とする法律で昭和27年に4月に制定されました。</p> <p>支給対象者は、国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった軍人軍属及び準軍属並びにその遺族です。</p> <p>ただし、軍人については、昭和28年8月に恩給法が復活し、原則として恩給法が適用されることとなったため、遺族年金や障害年金の支給対象者は主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族となっています。</p> </div>	<p>対応策</p> <p>1. 各団体の実情を尊重しながらも統合に向け調整する。 2. 運営補助については、平均的水準を目安に調整する。</p>	<p>調整案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併の日 4. 一元化の方向  <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">団体</td> <td>統合に向け調整する</td> </tr> <tr> <td>運営助成等</td> <td>現行の平均的水準を目安とする</td> </tr> <tr> <td>事務局業務</td> <td>原則として廃止する</td> </tr> </table> </p>	団体	統合に向け調整する	運営助成等	現行の平均的水準を目安とする	事務局業務	原則として廃止する
団体	統合に向け調整する							
運営助成等	現行の平均的水準を目安とする							
事務局業務	原則として廃止する							

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 補助団体名 豊岡市遺族会 豊岡市傷痍軍人会 軍人恩給連盟	1. 補助団体名 城崎町遺族会 城崎町傷痍軍人会 軍人恩給連盟	1. 補助団体名 竹野町遺族会 竹野町傷痍軍人会 軍人恩給連盟竹野支部 竹野町被爆者の会	1. 補助団体名 日高町遺族会 日高町原爆被爆者の会	1. 補助団体名 兵庫県出石郡遺族会 出石町原爆被害者の会	1. 補助団体名 但東町遺族会
2. 金額 365千円 110千円 委託料支給	2. 金額 20,000円 30,000円 補助金なし	2. 金額 45,000円 25,000円 15,000円 20,000円	2. 金額 50,000円 32,000円	2. 金額 41,000円 40,000円	2. 金額 84,000円
3. その他 地区の恩給相談業務を委託 7,000円×10地区	3. その他	3. その他	3. その他	3. その他	3. その他 現在事務全般をしているが、今後会計を含む事務を遺族会に渡すよう検討中



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	15 地域福祉分科会	コード	22	6	1102	2	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	戦没者等福祉に関する取扱い			中分類	戦没者追悼式の取扱い			小分類	戦没者追悼式の取扱い			細分類	戦没者追悼式の取扱い		

問 題 点	1. 開催回数に差異がある。 2. 遺族会とのかかわりに差異がある。 3. 贈呈品等に差異がある。	対 応 策	1. 豊岡市の例を基本とし、新市において開催する。 遠隔地の送迎及び贈呈品については、合併の日までに調整する。	調 整 案	1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併の日 4. 一元化の方向 贈呈品等 現行の平均的水準を目安とする 支援体制等 豊岡市の例による
-------------	---	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 名称 豊岡市戦没者追悼式	1. 名称 城崎町戦没者追悼式	1. 名称 竹野町戦没者追悼式	1. 名称 日高町戦没者追悼式	1. 名称 出石町戦没者追悼式	1. 名称 但東町戦没者追悼式
2. 主催 豊岡市	2. 主催 城崎町	2. 主催 竹野町	2. 主催 日高町	2. 主催 出石町	2. 主催 但東町
3. 開催回数 平成14年度で第51回。毎年開催。	3. 開催回数 毎年1回 11月開催	3. 開催回数 年1回	3. 開催回数 年1回	3. 開催回数 年1回(10月～11月頃)	3. 開催回数 5年に1回(次回は2005年)
4. 遺族会との関係 協力	4. 遺族会との関係 町長と遺族会長連名で追悼式の開催案内をする。	4. 遺族会との関係 開催について全面協力いただいている。追悼式対象は全町民だが、実際は遺族会の方々の出席が多いことと従来の慰霊祭の流れから準備等についても協力いただいている。	4. 遺族会との関係 協力	4. 遺族会との関係 遺族会を通じ遺族へ追悼式の案内状送付、式場準備及び後片付け協力いただいている。	4. 遺族会との関係 戦没者追悼式に係る式典準備に参加(主体は町)
5. 贈呈品 茶葉1袋 280円×600個	5. 贈呈品	5. 贈呈品	5. 贈呈品	5. 贈呈品 入浴剤 180円×200個	5. 贈呈品
6. その他 別途 年1回秋季に、豊岡市遺族会主催の仏式による慰霊祭あり。	6. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	15 地域福祉分科会	コード	22	6	1104	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い
-------	--------	------	------------	-----	----	---	------	---	---	---	------	------------	------	----------------

大分類	その他地域福祉に関する取扱い	中分類	民生・児童委員の取扱い	小分類	民生・児童委員の取扱い	細分類	民生・児童委員の取扱い
-----	----------------	-----	-------------	-----	-------------	-----	-------------

<p>問</p> <p>1. 活動費用弁償に差異がある。 2. 民生委員候補の推薦方法に差異がある。 3. 新市において組織を統合した場合、主任児童委員数が激減する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>民生委員法</p> <p>(設置区域) 第3条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。 (定数) 第4条 民生委員の定数は、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。</p> </div> <p>題</p> <p>点</p>	<p>対</p> <p>1. 各委員については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 各市町の民生・児童委員協議会については、従前そのまま存続させ、新市で連合会組織として一元化する。 3. 活動助成等については、平均的水準を目安に、合併の日までに調整する。</p> <p>心</p> <p>策</p>	<p>調</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併の日 4. 一元化の方向 活動助成等 平均的水準を目安とする 組織事業等 従前の規模を維持・継続する 支援体制等 従前の支援体制を維持・継続する 加入組合等 新市として加入する</p> <p>案</p>
--	--	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 定数 民生委員・児童委員：83名 主任児童委員：3名 計86名	1. 定数 民生委員・児童委員 14名 主任児童委員 2名	1. 定数 民生委員・児童委員19名 主任児童委員 2名	1. 定数 民生委員・児童委員 38人 主任児童委員 2人	1. 定数 民生委員・児童委員 27人 主任児童委員 2人	1. 定数 民生委員・児童委員20名 主任児童委員2名
2. 担当世帯数 15,537世帯 (平成13年12月一斉改選における定数調整時の世帯数) 担当世帯数 59～481世帯/人	2. 担当世帯数 1,596世帯 68世帯から142世帯/人を担当	2. 担当世帯数 40～135世帯/人	2. 担当世帯数 日高町総世帯数5,867世帯 70～350世帯/人を担当	2. 担当世帯数 3,528世帯 世帯数78～189世帯/人	2. 担当世帯数 54～146世帯/人
3. 活動助成 平成13年度 活動費用弁償 会長120,000円 委員1人当り84,000円 研修費1人当たり45,300円 (研修費として個人には支給していない) 平成14年度 活動費用弁償 会長120,000円 委員1人当り84,000円 研修費1人当たり45,300円 (研修費として個人には支給していない)	3. 活動助成 平成13年度 活動費用弁償 会長72,300円 委員1人当り60,300円 研修費1人当り12,500円 平成14年度 活動費用弁償 会長72,300円 委員1人当り60,300円 研修費1人当り12,500円	3. 活動助成 平成13年度 活動費用弁償 会長79,800円 委員1人当り67,800円 研修費1人当り22,500円 平成14年度 活動費用弁償 会長79,800円 委員1人当り67,800円 研修費1人当り22,500円	3. 活動助成 平成13年度 活動費用弁償 会長108,000円 委員1人当り82,800円 研修費1人当り6,000円 (実費で旅費支給) 平成14年度 活動費用弁償 会長108,000円 委員1人当り82,800円 研修費1人当り6,000円 (実費で旅費支給)	3. 活動助成 平成13年度 活動費用弁償 会長90,000円 委員1人当り72,000円 研修費1人当り50,758円 平成14年度 活動費用弁償 会長79,800円 委員1人当り67,800円 研修費1人当り55,620円	3. 活動助成 平成13年度 活動費用弁償 会長84,000円 委員1人当り69,000円 研修費1人当り58,180円 平成14年度 活動費用弁償 会長84,000円 委員1人当り69,000円 研修費1人当り58,180円
4. 謝礼 委員に対する謝礼はなし。委員活動費用弁償、役員活動費用弁償として支出している。	4. 謝礼 無	4. 謝礼 なし	4. 謝礼 費用弁償(バス代分)、研修旅費長旅費規定に基づく実費 14年度執行...480,000円	4. 謝礼 なし	4. 謝礼 費用弁償 1,800円/1日 その他旅費あり
5. 民生委員候補者の推薦方法 区長の推薦	5. 民生委員候補者の推薦方法 事務局案	5. 民生委員候補者の推薦方法 事務局案	5. 民生委員候補者の推薦方法 区長推薦、事務局案	5. 民生委員候補者の推薦方法 区長が推薦	5. 民生委員候補者の推薦方法 区長推薦、事務局案
6. その他	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	15 地域福祉分科会	コード	22	6	1104	2	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	その他地域福祉に関する取扱い			中分類	日本赤十字社の取扱い			小分類	日本赤十字社の取扱い			細分類	日本赤十字社の取扱い		

問 題 点	<p>1. 日赤兵庫県支部の豊岡地区長は豊岡市長、5町については北但地区各分区長に町長が就任することから、実施主体は各市町と判断されるが、事務局については社協が持っている場合もあり市町まちまちである。</p> <p>2. 日赤社資の募集については、各区長へ依頼しているが、依頼方法は市町により差異がある。</p> <p>3. 事務費等の地区・分区交付金の取り扱いについて、豊岡市の場合は交付金の1/2相当額を各地区へ還元するなど市町間で差異がある。</p> <p>4. 日赤奉仕団については、従前は主に婦人会で組織されていたが、近年組織率が低下している。</p>	対 応 策	<p>1. 実施主体については、新市で行うことを基本とするが合併の日までに社会福祉協議会との調整が必要である。</p> <p>2. 社資の募集方法については、各区長に依頼し行う。</p> <p>3. 地区還元金については、合併の日までに廃止する。</p> <p>4. 日赤奉仕団については、活動助成のあり方とあわせ、新市において速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日</p> <p>4. 一元化の方向                  実施主体 新市                  社資募集方法 現行を基本とする。                  地区還元金 合併の日までに廃止する                  奉仕団組織 新市において調整する。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 実施主体 豊岡市 日本赤十字社兵庫県支部豊岡地区	1. 実施主体 城崎町	1. 実施主体 竹野町	1. 実施主体 日高町社会福祉協議会	1. 実施主体 出石町社会福祉協議会	1. 実施主体 但東町社会福祉協議会
2. 事業内容 ・社資の募集関係事務 ・地区奉仕団関係 ・地区交付金交付事務 ・災害救援物資の配布 ・特別社員章の交付申請 ・地区役員の委嘱・解職申請	2. 事業内容 ・献血事業 ・社資募集 ・災害時の生活物資配給 ・独居老人訪問活動(城崎婦人会に委託) ・日赤奉仕団として城崎婦人会が登録	2. 事業内容 日赤竹野町分区に関する事務	2. 事業内容 ・社資募集 ・奉仕活動協力	2. 事業内容 奉仕団によるボランティア活動として社協の給食サービスの調理、訪問しての配膳、火災、水害見舞い	2. 事業内容 ・社資募集 ・奉仕団員募集
3. 社資の募集方法 毎年5月1日～31日が社員増強運動月間となっているが、豊岡では5月15日から1ヶ月間を運動期間としている。 (区長への依頼、資材の配布他)	3. 社資の募集方法 毎年5月に城崎婦人会、婦人会のない町内は町内会長へ依頼。	3. 社資の募集方法 5月(募集期間)に婦人会支部長又は区長に各区の社資募集、集金等依頼する	3. 社資の募集方法 各区長へ依頼	3. 社資の募集方法 区長会に依頼、抛出の方法は、区で一括、戸別の抛出、隣保費から等まちまち。 後日回覧名簿により領収書発行	3. 社資の募集方法 各区の区長に文書により依頼
4. 協力事務費 平成14年度 事務費交付金 634,448円 事業費交付金 634,448円 特別事業交付金 600,000円	4. 協力事務費 平成14年度 事務費交付金 36,198円 事業費交付金 60,330円 日本赤十字社兵庫県支部により、社資額をもとに、城崎分区へ支払われる。 額は社資の額により毎年変動する。また、年度終了後、残額は兵庫県支部へ返還する。	4. 協力事務費 平成14年度 事務費交付金 49,644円 事業費交付金 82,740円	4. 協力事務費 平成14年度 事務費交付金 218,124円 事業費交付金 363,540円 特別事業交付金 455,000円	4. 協力事務費 平成14年度 事務費交付金 84,300円 事業費交付金 140,650円 特別事業交付金 150,000円	4. 協力事務費 平成14年度 事務費交付金 44,250円 事業費交付金 73,750円
5. その他 地区還元金 通常社資募集額の10%を地区に還元している。 奉仕団活動費 女性交流団体310千円	5. その他 奉仕団活動費 年2回の事業実施のため約40千円を城崎婦人会に支出している。	5. その他 奉仕団活動費 日赤奉仕団活動費として100,000円を助成している。	5. その他	5. その他	5. その他

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	15 地域福祉分科会	コード	22	6	1104	8	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	その他地域福祉に関する取扱い			中分類	健康福祉まつりの取扱い			小分類	健康福祉まつりの取扱い			細分類	健康福祉まつりの取扱い		

<p>問 題 点</p> <p>1. 事業の実施方法、事業主体等に差異があり、実施していない市町もある。</p>	<p>対 応 策</p> <p>1. 現行のイベントは合併時に廃止し、ニーズが高い地域については、実行委員会方式等住民参加型での開催等を新市において検討する。 2. 新市の社会福祉協議会と調整が必要である。</p>	<p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 廃止 2. 制度・組織等の一元化 不要 3. 廃止又は一元化の時期 合併の日 4. 一元化の方向</p>
--	---	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 実施状況 実施していない	1. 実施状況 毎年1回開催	1. 実施状況 「福祉と健康フェスティバル」の名称で、毎年 に老人福祉センター(ふれあい会館)を中心 に開催(平成14年度で19回目)	1. 実施状況 毎年「福祉まつり」として実施(健康まつりは 未実施)	1. 実施状況 実行委員会形式	1. 実施状況 イベント名「健康フェスタ」、職員のほとんどが スタッフとして参加し、町民及びふるさと会員 が参加。秋の1日を楽しむ。1万人参加。
2. 主体	2. 主体 城崎町・城崎町社会福祉協議会	2. 主体 竹野町 竹野町社会福祉協議会 協賛: 生駒市(友好都市)、竹野町婦人会 竹野町いずみ会、竹野町愛育班 特別養護老人ホームはまなす苑 北但消防本部竹野出張所 町内福祉団体、ボランティアグループ	2. 主体 福祉関係団体(社会福祉協議会)	2. 主体 福祉まつり実行委員会・出石町社会福祉協 議会 後援 出石町	2. 主体 実行委員会
3. 開催時期	3. 開催時期 10月 第3日曜日	3. 開催時期 9月最終日曜日(平成14年度9月29日)	3. 開催時期 毎年10月下旬の土日	3. 開催時期 毎年10月	3. 開催時期 10月中旬
4. 内容	4. 内容 ・健康相談(アルコール体質検査、体脂肪測 定検査、血圧測定) ・歯科保健相談 ・腰痛肩こり予防体操 ・日赤コーナー ・ごみの分別Q & Aコーナー ・温泉交流センター無料開放 ・健康優良世帯表彰 ・講演会 ・うたごえひろば ・スタンプラリー ・福祉バザー ・福祉団体によるバザー ・子ども広場コーナー等	4. 内容 展示関連: いずみ会モデル食展示、 竹野町愛育班活動展 心肺蘇生法展示・指導、環境美化展 福祉機器展、在宅福祉サービス展 介護保険パネル展示、 国保と年金パネル展示 はまなす苑展示 健康相談、歯の相談、血圧と尿検査 尿の塩分測定、アルコール体質判定 リハビリ相談、健康想定、PCによる体力測定 脂質健康チェック、骨粗鬆症検診 健康ウォーキング教室、キャップハンティ体験 クイズ「健康フェスタ2002」、日用品バザー アトラクション(ストラックアウト)、模擬店	4. 内容 福祉関係団体代表者を中心に実行委員会体 制で実施。展示や福祉アピール、製作発表な ど。会場前ではボランティアによるバザーを実 施	4. 内容 ・福祉後援 ・バザー ・各種相談(介護、リハビリ、歯科等) ・福祉車輛展示 ・作品 ・パネル展	4. 内容 ふるさと会員を呼び、都市と農村の交流事業 としての位置付けとしても開催。(以前はそれ ぞれ開催していたが、同時開催となった。)健 康に関する展示コーナーや健康相談ブース なども設置し、健康意識啓発のイベントとし ても開催している。
5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他	5. その他

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	16 生活福祉分科会	コード	22	6	1205	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	生活保護事業の取扱い			中分類	生活保護事業の取扱い			小分類	生活保護事業の取扱い			細分類	生活保護事業の取扱い		

問 題 点	<p>1. 新市移行後、給地区分が変更となり城崎町、竹野町、日高町、出石町及び但東町の被保護者は扶助額が増加する。</p> <p>2. 支給方法に差異がある。</p> <p>3. 城崎町、竹野町、日高町、出石町及び但東町は県豊岡健康福祉事務所が実施しており、引継ぎ等に調整を要する。</p> <p>4. 従来県の行ってきたサービス水準を維持するため、城崎町、竹野町、日高町、出石町及び但東町職員による現業員を養成する必要がある。</p> <p>5. 豊岡市単独助成制度の取扱いについて検討を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 国の制度により、新市において当該事業を実施する。</p> <p>2. 支給方法については、豊岡市の例を基本に新市における福祉事務所のあり方とあわせ、合併までに調整する。</p> <p>3. 兵庫県と連携、協力し円滑に引継ぎを行う。</p> <p>4. 兵庫県との連携により、事前研修等について検討する。</p> <p>5. 市単独助成については、豊岡市の例により、新市において支給する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日</p> <p>4. 一元化の方向 給付助成等 豊岡市の例による(国の基準) 資格基準等 豊岡市の例による(国の基準) 住民負担等 - 組織事業等 規模の拡大充実を図る 支援体制等 - 設備環境等 整備・拡充を図る(電算システム、現業員) 加入組合等 新市として加入する(県生活保護制度研究会) 関連団体等 該当なし その他の事項 国県の制度により、新市において実施する。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
-----	-----	-----	-----	-----	-----

### 1. 生活保護状況

生活保護状況 (平成14年3月分)

区分	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	扶助別世帯数及び人員																				
				生活扶助				住宅扶助				教育扶助				介護扶助				医療扶助				
				世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	入院			入院外		合計		
																	精神	その他	計	精神	その他		計	
豊岡市	172	249	5.2	149	226	131	199	19	32	15	15	159	14	11	25	39	143	182	207					
豊岡健康福祉事務所	城崎町	25	38	8.9	22	35	13	19	1	2	4	4	25	2	1	3	8	20	28	31				
	竹野町	12	14	2.5	8	9	2	2			4	4	11	3	1	4	2	7	9	13				
	日高町	43	61	3.3	33	51	18	34	3	9	3	3	33	8		8	9	27	36	44				
	出石町	37	50	4.4	35	48	15	25	3	6	6	7	31	2	2	4	5	26	31	35				
	但東町	8	9	1.6	7	8					2	2	7	1		1	3	4	7	8				
新市	297	421		254	377	179	279	26	49	34	35	266	30	15	45	66	227	293	338					
但馬計	594	808	4.1	453	659	270	409	42	72	84	87	535	106	39	145	96	415	511	656					
兵庫県計	18,717	27,307	7.6	16,228	24,578	14,735	22,486	1,731	2,732	1,939	2,007	17,113	1,555	1,604	3,159	2,254	17,814	20,068	23,227					

注) 兵庫県計は神戸市及び姫路市を除く数字

### 生活保護状況

区分	単身世帯				2人以上世帯					被保護者世帯数計
	高齢者	傷病者障害者	その他	計	高齢者	母子	傷病者障害者	その他	計	
豊岡市	65	58	6	129	4	18	15	6	43	172
豊岡健康福祉事務所	城崎町	12	5		17		2	6	8	25
	竹野町	5	5		10			1	1	12
	日高町	17	16	1	34	1	2	4	2	43
	出石町	16	11	1	28	4	3	2		37
	但東町	2	5		7				1	8
新市	117	100	8	225	9	25	29	9	72	297



生活保護費支出状況

(平成13年度、単位：円)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助	計	
豊岡市	116,171,179	34,405,681	2,691,747	4,618,731	208,523,931	17,031,434	383,442,703	
豊岡健康福祉事務所	城崎町	13,118,038	2,928,573	150,390	513,147	29,358,403	4,382,330	50,450,881
	竹野町	4,813,461	447,805	90,862	483,229	15,690,036	106,360	21,631,753
	日高町	25,503,670	5,782,657	631,426	401,216	63,107,900	6,417,613	101,844,482
	出石町	22,261,766	2,103,774	554,558	3,686,413	37,883,306	1,820,508	68,310,325
	但東町	2,991,955	17,625		303,090	7,496,725		10,809,395
計	184,860,069	45,686,115	4,118,983	10,005,826	362,060,301	29,758,245	636,489,539	

13-9

2. 生活保護の実施体制	2. 生活保護の実施体制	2. 生活保護の実施体制	2. 生活保護の実施体制	2. 生活保護の実施体制	2. 生活保護の実施体制												
豊岡市福祉事務所長(健康福祉部長) 社会福祉課長 社会福祉課長補佐 生活福祉係長(査察指導員) 地区担当現業員 2人 新任 1人 4年以上 1人 医療・介護 1人 経理・統計 1人(上記と兼務) レプト点検 1人(臨時職員) 嘱託医 1名(内科医)週1回出勤 報酬 65,000/月	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施												
3. 保護費支給日 毎月5日。 なお、5日が土日祝日の場合は前日。																	
4. 支給方法(直接支払・口座振込み) 直接払を原則とするが、入院や施設入所等、直接支給に出来ない特別の事情がある場合に限り、口座振込としている。	4. 支給方法(直接支払・口座振込み) (支給事務のみ県から受託し行っている) 口座振込み	4. 支給方法(直接支払・口座振込み) (支給事務のみ県から受託し行っている) 直接支払・口座振込み	4. 支給方法(直接支払・口座振込み) (支給事務のみ県から受託し行っている) 直接払い 21件 口座振込み 18件	4. 支給方法(直接支払・口座振込み) (支給事務のみ県から受託し行っている) 直接払い、一部は座振込み	4. 支給方法(直接支払・口座振込み) (支給事務のみ県から受託し行っている) 全ての者が直接払い												
5. レプト点検業務 委託先 (株)日本株式会社 委託料 400枚×12月×25円×消費税 国保医療とあわせて入札している。																	
6. 介護扶助認定事務 委託先 北但行政事務組合 委託料 2,500円/件(被保険者以外) 意見書料の支払方法 口座振込み																	
7. 法外援助 夏期一時見舞金支給(要領) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>入所者</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>		支給額	1人世帯	4,000	2人世帯	5,000	3人世帯	6,000	4人世帯	7,000	入所者	5,000					
	支給額																
1人世帯	4,000																
2人世帯	5,000																
3人世帯	6,000																
4人世帯	7,000																
入所者	5,000																
8. 生活保護システム 業者名 北日本コンピュータ(株) システム名 生活保護システム「ふれあい」 方式 サーバークライアント方式 ライセンス数 5ライセンス 導入経費 4,725,000円 保守委託料 399,000円 *県豊岡健康福祉も同様のシステムを使用している。																	

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	16 生活福祉分科会	コード	22	6	1206	4	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	障害者給付制度等の取扱い			中分類	介護手当の取扱い			小分類	介護手当の取扱い			細分類	介護手当の取扱い		

問 題 点	1. 県要綱に基づく事業であり、基本的に内容に差異はないが、日高町は町独自の所得制限基準を設け対象者を拡大しており、また、竹野町は町単独費による支給を上乗せしている。	対 応 策	1. 豊岡市、城崎町、出石町及び但東町の例により、新市に引き継ぐ。	調 整 案	1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方向 支給額 県要綱のとおりとする(町単独費による支給は廃止する) 対象者 県要綱のとおりとする(町独自の所得制限基準は廃止する)
-------------	---	-------------	-----------------------------------	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象 居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	1. 対象 居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	1. 対象 居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	1. 対象 居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者  所得制限に町独自基準がある。	1. 対象 居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	1. 対象 居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者
2. 支給額 月額10,000円	2. 支給額 月額10,000円	2. 支給額 月額13,000円	2. 支給額 月額 10,000円	2. 支給額 月額10,000円	2. 支給額 月額10,000円
3. 交付件数 54件	3. 交付件数 2件	3. 交付件数 4件	3. 交付件数 実人員 23人 のべ件数231(うち町単3件)	3. 交付件数 9件	3. 交付件数 6件
4. 交付方法・口座・窓口 口座振込	4. 交付方法・口座・窓口 口座振込	4. 交付方法・口座・窓口 口座振込	4. 交付方法・口座・窓口 口座振込	4. 交付方法・口座・窓口 口座振込	4. 交付方法・口座・窓口 口座振込
5. 交付回数 年4回	5. 交付回数 4回	5. 交付回数 年4回	5. 交付回数 4回	5. 交付回数 4回	5. 交付回数 4回
6. 交付月 2, 5, 8, 11月	6. 交付月 2, 5, 8, 11月	6. 交付月 2, 5, 8, 11月	6. 交付月 2, 5, 8, 11月	6. 交付月 2, 5, 8, 11月	6. 交付月 2, 5, 8, 11月
7. 認定基準 食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひとりできない	7. 認定基準 食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひとりできない	7. 認定基準 食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひとりできない	7. 認定基準 食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひとりできない	7. 認定基準 食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひとりできない	7. 認定基準 食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひとりできない
8. その他 補助率 県 2分の1 市 2分の1	8. その他 補助率 県 2分の1 町 2分の1	8. その他 補助率 県 2分の1 町 2分の1 (町単独で3,000円上乗)	8. その他 補助率 県 2分の1 町 2分の1	8. その他 補助率 県 2分の1 町 2分の1	8. その他 補助率 県 2分の1 町 2分の1

13-10

協議第 28 号

水道・下水道関係事務事業の取扱い（その 1）について

水道・下水道関係事務事業の取扱い（その 1）について協議する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

水道・下水道関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 14
<p>水道関係事務事業</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 量水器交換、開閉栓の取扱い 開閉栓業務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、手数料は合併の日に統一する。</li><li>2. 公認業者の取扱い 認定方法は豊岡市の例を基本とし、登録手数料は合併の日に統一する。</li><li>3. 水道事業各種申請事務の取扱い 事務手数料は合併の日に統一する。</li></ol>		

継続審議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	8 環境部会	分科会名	28 水道分科会	コード	22 14 1101 3 1 1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	水道・下水道関係事務事業の取扱い		
大分類	水道事業の取扱い		中分類	量水器交換、開閉栓の取扱い		小分類	量水器交換、開閉栓の取扱い		細分類	量水器交換、開閉栓の取扱い	

<p><b>問 題 点</b></p> <p>1. 量水器の交換は、現在直営、委託の2通りの方法で実施している。また取替料も市町ごとに差異がある。</p> <p>2. 開閉栓については、全市町直営で行っており同一であるが、閉栓方法については量水器撤去、閉栓キャップ、付箋の取り付けと対応に差異があり調整を要する。</p> <p>3. 開閉栓手数料は、豊岡市以外の町は徴収している。料金についても額に差異があるため調整を要する。</p>	<p><b>対 応 策</b></p>	<p><b>調 整 案</b></p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期</p> <p style="text-align: right;">量水器交換業務 合併後速やかに 開閉栓方法 合併の日 開閉栓手数料 合併の日</p> <p>4. 一元化の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量水器の交換業務及び取替料は、城崎町、出石町の例を基本とし、新市において調整する。</li> <li>・開閉栓業務は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>・開閉栓の方法は、出石町、但東町の例を基本とし、合併の日までに調整する。</li> <li>・開閉栓手数料は、竹野町、但東町の額に統一し、閉栓手数料は、合併時に廃止する。</li> </ul>
---	---------------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市				城 崎 町				竹 野 町				日 高 町				出 石 町				但 東 町			
1. 量水器の交換				1. 量水器の交換				1. 量水器の交換				1. 量水器の交換				1. 量水器の交換				1. 量水器の交換			
口径	取替料(円)	方法	時期	口径	取替料(円)	方法	時期	口径	取替料(円)	方法	時期	口径	取替料(円)	方法	時期	口径	取替料(円)	方法	時期	口径	取替料(円)	方法	時期
13	1,710	委 託	4回/年	13	1,600	委 託	2回/年	13		直 営	毎月	13	1,490	委 託	1回/年	13	1,650	委 託 (出石町管 工事協同組 合)	4月~12月 まで9回に分 けて実施	13	なし	業者委託(工 事請負費) ただし、緊 急の場合職 員対応	1回/年
20	1,710			20	1,600			20								20	2,200			20	"		
25	1,710			25	1,600			25								25	2,750			25	"		
30	-	30		-	30	-		30	3,300	30		"											
40	直営	40		2,200	40	2,200		40	4,400	40		"											
50	直営	50		2,200	50	2,200		50	4,950	50		"											
75	直営	75	2,800	75	2,800	75	5,500	75	"														
				消費税抜き金額。								*遠隔 13~ 25 2,130円				消費税込み							
2. 開閉栓の方法				2. 開閉栓の方法				2. 開閉栓の方法				2. 開閉栓の方法				2. 開閉栓の方法				2. 開閉栓の方法			
・直営(2人) ・付箋をつける				・直営(4人) ・閉栓キャップ取り付け				・直営(2人) ・閉栓キャップ取り付け				・直営(5人) ・閉栓キャップ取り付け				・直営(2人) ・閉栓キャップ取り付け又は、撤去				・直営(2人) ・閉栓キャップ取り付け又は、撤去			
3. 開閉栓手数料				3. 開閉栓手数料				3. 開閉栓手数料				3. 開閉栓手数料				3. 開閉栓手数料				3. 開閉栓手数料			
1. 開栓手数料	なし			1. 開栓手数料	なし			1. 開栓手数料	1,000円/件			1. 開栓手数料	13~ 25 1,000円/件 40~ 50 2,000円/件 75以上 5,000円/件			1. 開栓手数料	2,000円/件			1. 開栓手数料	1,000円/件		
2. 閉栓手数料	なし			2. 閉栓手数料	1,050円/件 (消費税込金額)			2. 閉栓手数料	1,000円/件			2. 閉栓手数料	13~ 25 1,000円/件 40~ 50 2,000円/件 75以上 5,000円/件			2. 閉栓手数料	なし			2. 閉栓手数料	1,000円/件		
(参考)																							
開閉栓実績 (H14年度) (単位: 件)																							
種類	豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町	計																
開栓	1,674	30	62	259	153	75	2,253																
閉栓	1,103	50	85	244	149	75	1,706																

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	8 環境部会	分科会名	28 水道分科会	コード	22	14	1101	4	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	水道・下水道関係事務事業の取扱い	
大分類	水道事業の取扱い			中分類	公認業者の取扱い			小分類	公認業者の取扱い			細分類	公認業者の取扱い		

問 題 点	<p>1. 業者認定方法については、1市5町でほとんど差異がない。</p> <p>2. 講習会の開催については、差異があるため調整を要する。</p> <p>3. 登録手数料は、城崎町が5,000円、他市町が10,000円と差異があるため調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 公認業者の認定方法については、豊岡市の例を参考に合併までに調整する。ただし、合併の日までに1市5町に登録している業者については、新市における登録済業者とみなし新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 講習会の開催については、豊岡市、出石町の例を参考に新市において調整する。</p> <p>3. 新市における登録手数料は、豊岡市、竹野町、日高町、出石町、但東町の額10,000円に統一する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 <span style="float: right;">存続</span></p> <p>2. 制度・組織等の一元化 <span style="float: right;">必要</span></p> <p>3. 廃止又は一元化の時期</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公認業者の認定</td> <td style="text-align: right;">合併の日</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">講習会の開催</td> <td style="text-align: right;">合併後速やかに</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">登録手数料</td> <td style="text-align: right;">合併の日</td> </tr> </table> <p>4. 一元化の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認業者の認定方法は、豊岡市の例を参考とし、詳細は新市において調整する。</li> <li>・講習会の開催は、豊岡市、出石町の例を参考とし、詳細は新市において調整する。</li> <li>・登録手数料は、1市4町の額に統一する。</li> </ul>	公認業者の認定	合併の日	講習会の開催	合併後速やかに	登録手数料	合併の日
公認業者の認定	合併の日										
講習会の開催	合併後速やかに										
登録手数料	合併の日										

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町																																																
<b>1. 業者認定</b>	<b>1. 業者認定</b>	<b>1. 業者認定</b>	<b>1. 業者認定</b>	<b>1. 業者認定</b>	<b>1. 業者認定</b>																																																
<p>1. 方法 書類審査</p> <p>2. 認定数(平成14年度末)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市町内</td> <td style="text-align: right;">49件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市内</td> <td style="text-align: right;">31件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市以外</td> <td style="text-align: right;">23件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">103件</td> </tr> </table>	市町内	49件	新市内	31件	新市以外	23件	合計	103件	<p>1. 方法 書類審査</p> <p>2. 認定数(平成14年度末)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市町内</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市内</td> <td style="text-align: right;">21件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市以外</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">32件</td> </tr> </table>	市町内	5件	新市内	21件	新市以外	6件	合計	32件	<p>1. 方法 書類審査</p> <p>2. 認定数(平成14年度末)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市町内</td> <td style="text-align: right;">21件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市内</td> <td style="text-align: right;">33件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市以外</td> <td style="text-align: right;">6件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">60件</td> </tr> </table>	市町内	21件	新市内	33件	新市以外	6件	合計	60件	<p>1. 方法 書類審査</p> <p>2. 認定数(平成14年度末)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市町内</td> <td style="text-align: right;">26件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市内</td> <td style="text-align: right;">37件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市以外</td> <td style="text-align: right;">32件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">95件</td> </tr> </table>	市町内	26件	新市内	37件	新市以外	32件	合計	95件	<p>1. 方法 書類審査</p> <p>2. 認定数(平成14年度末)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市町内</td> <td style="text-align: right;">25件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市内</td> <td style="text-align: right;">36件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市以外</td> <td style="text-align: right;">20件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">81件</td> </tr> </table>	市町内	25件	新市内	36件	新市以外	20件	合計	81件	<p>1. 方法 書類審査</p> <p>2. 認定数(平成14年度末)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市町内</td> <td style="text-align: right;">9件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市内</td> <td style="text-align: right;">25件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新市以外</td> <td style="text-align: right;">13件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">47件</td> </tr> </table>	市町内	9件	新市内	25件	新市以外	13件	合計	47件
市町内	49件																																																				
新市内	31件																																																				
新市以外	23件																																																				
合計	103件																																																				
市町内	5件																																																				
新市内	21件																																																				
新市以外	6件																																																				
合計	32件																																																				
市町内	21件																																																				
新市内	33件																																																				
新市以外	6件																																																				
合計	60件																																																				
市町内	26件																																																				
新市内	37件																																																				
新市以外	32件																																																				
合計	95件																																																				
市町内	25件																																																				
新市内	36件																																																				
新市以外	20件																																																				
合計	81件																																																				
市町内	9件																																																				
新市内	25件																																																				
新市以外	13件																																																				
合計	47件																																																				
<b>2. 講習会</b>	<b>2. 講習会</b>	<b>2. 講習会</b>	<b>2. 講習会</b>	<b>2. 講習会</b>	<b>2. 講習会</b>																																																
<p>1. 時期 定期的に実施、随時</p> <p>2. 内容 法律等改正説明</p>	<p>1. 時期 実施していない。</p> <p>2. 内容 -</p>	<p>1. 時期 実施していない。</p> <p>2. 内容 -</p>	<p>1. 時期 実施していない。</p> <p>2. 内容 -</p>	<p>1. 時期 1回/年(6月)</p> <p>2. 内容 給水装置工事申込書から竣工検査、事務手続き、法律改正事項</p> <p>3. 参集範囲 出石郡と過去2年以内に工事申込みのあった業者</p>	<p>1. 時期 随時</p> <p>2. 内容 法律等改正説明</p>																																																
<b>3. 登録手数料</b>	<b>3. 登録手数料</b>	<b>3. 登録手数料</b>	<b>3. 登録手数料</b>	<b>3. 登録手数料</b>	<b>3. 登録手数料</b>																																																
<p>・新規 10,000円</p>	<p>・新規 5,000円</p>	<p>・新規 10,000円</p>	<p>・新規 10,000円</p>	<p>・新規 10,000円</p>	<p>・新規 10,000円</p>																																																

14-2

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	8 環 境 部 会	分科会名	28 水 道 分 科 会	コード	22	14	1101	5	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	水道・下水道関係事務事業の取扱い	
大分類	水道事業の取扱い			中分類	水道事業各種申請事務の取扱い			小分類	水道事業各種申請事務の取扱い			細分類	水道事業各種申請事務の取扱い		

<p>問 題 点</p> <p>1. 1市5町の各種申請書類の種類に差異があり調整を要する。 2. 1市5町の給水手数料の種類、基準、額に差異があり調整を要する。 下水道接続に伴う給水工事の場合に、豊岡市だけ設計審査、工事検査手数料を免除しているため調整を要する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <caption>取扱実績 (H14年度) (単位: 件)</caption> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>豊岡市</th> <th>城崎町</th> <th>竹野町</th> <th>日高町</th> <th>出石町</th> <th>但東町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査</td> <td>323</td> <td>8</td> <td>188</td> <td>197</td> <td>86</td> <td>5</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>工事検査</td> <td>323</td> <td>5</td> <td>67</td> <td>175</td> <td>86</td> <td>5</td> <td>661</td> </tr> <tr> <td>道路占用</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町	計	設計審査	323	8	188	197	86	5	807	工事検査	323	5	67	175	86	5	661	道路占用	10	5	6	14	4	5	44	<p>対 応 策</p> <p>1. 各種申請書類は、合併までに統一様式に調整する。 2. 給水手数料 設計手数料 新市において廃止する。 設計審査手数料、工事検査手数料 ・一般住民が大多数である口径 20mm以下と、営業用が主である口径 25mm以上の2段階に設定し、現行の平均的な額を目安に見直し、新市においてそれぞれ1,000円、3,000円とする。 ・豊岡市における下水道接続に伴う給水工事にかかる手数料の免除措置については、新市において廃止する。 道路占用申請手数料 ・豊岡市と竹野町における現行の平均的な額を目安に見直し、新市において国県道を3,000円、市道を1,000円とする。 消防演習の立会 ・新市においては廃止する。</p>	<p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続(一部廃止) 2. 制度・組織等の一元化 必要(一部不要) 3. 廃止又は一元化の時期 合併の日 4. 一元化の方向 ・設計審査手数料、工事検査手数料は新市において口径 20mm以下で1,000円、口径 25mm以上で3,000円に統一する。 ・道路占用申請手数料は、新市において国県道を3,000円、市道を1,000円に統一する。</p>
種 類	豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町	計																											
設計審査	323	8	188	197	86	5	807																											
工事検査	323	5	67	175	86	5	661																											
道路占用	10	5	6	14	4	5	44																											

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																																																							
1. 種類	1. 種類	1. 種類	1. 種類	1. 種類	1. 種類																																																																							
給水装置工事申込書 給水工事設計図書 道路占用(掘削)許可申請書 道路使用許可申請書 河川占用許可申請書 公有土地水面使用許可申請書 受水槽方式給水装置設置届(兼変更届) 指定給水装置工事業業者指定申請書 開栓申込書 閉栓申込書 料金等還付伺	給水装置工事申込書 給水申込書 代理人選定(変更)届 管理人選定(変更)届 給水開栓申込書 給水中止(廃止)申込書 給水装置所有者変更届 消火栓演習届 水道事業納付金減免申請書 簡易専用水道設置届 簡易専用水道届出事項変更届 簡易専用水道休止・廃止届 関係地区代表者届出書	給水装置工事申込書 給水申込書 代理人選定(変更)届 管理人選定(変更)届 メーター亡失(き損)届 給水開栓申込書 給水中止(廃止)申込書 給水装置所有者変更届 消火栓演習届 給水装置(水質)検査請求書 水道事業納付金減免申請書 簡易専用水道設置届 簡易専用水道届出事項変更届 簡易専用水道休止・廃止届 簡易専用水道事故報告書 関係地区代表者届出書(受益者分担金の代表者届)	給水装置工事許可申請書(設計審査・工事許可・着手受理・竣工受理・竣工検査) 給水申込書(申請書中申請者から業者に委任含む) 給水開栓届出書 給水閉・閉栓届出書 給水装置所有者変更届 給水装置使用者変更届 水道料金軽減申請書 軽減水量査定 住所変更届 預金口座振替依頼書 機械器具使用申込書 物品借用書 指定給水装置工事業業者指定申請書 消火栓演習届	給水装置申込書、完成届 給水申込書 水道使用中止届 消火栓演習使用届 水道使用者住所氏名変更届 メーター亡失届 給水装置所有者変更届 代理人変更届 管理人選定届 臨時用水使用届 メーター口径変更届 給水装置廃止届 水道事業納付減免申請書 水道料金軽減申請書	給水申込書(新規加入者) 給水装置工事申込書 給水開栓申込書 給水中(休)止申込書 給水装置所有者使用者変更届 水道使用料減額申請書 臨時用水使用届 消火栓使用願 指定給水装置工事業業者申請者用紙一式																																																																							
2. 給水手数料	2. 給水手数料	2. 給水手数料	2. 給水手数料	2. 給水手数料	2. 給水手数料																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計手数料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計審査手数料</td> <td>20以下 800円</td> </tr> <tr> <td>25-40 1,500円</td> </tr> <tr> <td>50-75 2,500円</td> </tr> <tr> <td>75以上 3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">工事検査手数料</td> <td>20以下 1,000円</td> </tr> <tr> <td>25-40 2,500円</td> </tr> <tr> <td>50-75 5,500円</td> </tr> <tr> <td>75以上 8,500円</td> </tr> <tr> <td>道路占用申請手数料</td> <td>国県道 3,000円 市町道 1,500円</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会い</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	設計手数料	-	設計審査手数料	20以下 800円	25-40 1,500円	50-75 2,500円	75以上 3,500円	工事検査手数料	20以下 1,000円	25-40 2,500円	50-75 5,500円	75以上 8,500円	道路占用申請手数料	国県道 3,000円 市町道 1,500円	消防演習の立会い	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計手数料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計審査手数料</td> <td>20以下 800円</td> </tr> <tr> <td>25-50 1,500円</td> </tr> <tr> <td>75以上 2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工事検査手数料</td> <td>20以下 1,000円</td> </tr> <tr> <td>25-50 2,500円</td> </tr> <tr> <td>75以上 5,000円</td> </tr> <tr> <td>道路占用申請手数料</td> <td>国県道 - 市町道 -</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会い</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(消費税抜き)</p>	区 分	金 額	設計手数料	-	設計審査手数料	20以下 800円	25-50 1,500円	75以上 2,500円	工事検査手数料	20以下 1,000円	25-50 2,500円	75以上 5,000円	道路占用申請手数料	国県道 - 市町道 -	消防演習の立会い	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計手数料</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計審査手数料</td> <td>25以下 2,000円</td> </tr> <tr> <td>40以上 6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事検査手数料</td> <td>25以下 2,500円</td> </tr> <tr> <td>40以上 5,000円</td> </tr> <tr> <td>道路占用申請手数料</td> <td>国県道 - 市町道 -</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会い</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	設計手数料	-	設計審査手数料	25以下 2,000円	40以上 6,000円	工事検査手数料	25以下 2,500円	40以上 5,000円	道路占用申請手数料	国県道 - 市町道 -	消防演習の立会い	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計手数料</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>道路占用申請手数料</td> <td>国県道 10,000円 市町道 10,000円</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会い</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	設計手数料	3,000円	設計審査手数料	1,500円	工事検査手数料	2,000円	道路占用申請手数料	国県道 10,000円 市町道 10,000円	消防演習の立会い	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計手数料</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>道路占用申請手数料</td> <td>国県道 - 市町道 -</td> </tr> <tr> <td>消防演習の立会い</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	設計手数料	1,000円	設計審査手数料	1,000円	工事検査手数料	1,000円	道路占用申請手数料	国県道 - 市町道 -	消防演習の立会い	1,000円
区 分	金 額																																																																											
設計手数料	-																																																																											
設計審査手数料	20以下 800円																																																																											
	25-40 1,500円																																																																											
	50-75 2,500円																																																																											
	75以上 3,500円																																																																											
工事検査手数料	20以下 1,000円																																																																											
	25-40 2,500円																																																																											
	50-75 5,500円																																																																											
	75以上 8,500円																																																																											
道路占用申請手数料	国県道 3,000円 市町道 1,500円																																																																											
消防演習の立会い	-																																																																											
区 分	金 額																																																																											
設計手数料	-																																																																											
設計審査手数料	20以下 800円																																																																											
	25-50 1,500円																																																																											
	75以上 2,500円																																																																											
工事検査手数料	20以下 1,000円																																																																											
	25-50 2,500円																																																																											
	75以上 5,000円																																																																											
道路占用申請手数料	国県道 - 市町道 -																																																																											
消防演習の立会い	-																																																																											
区 分	金 額																																																																											
設計手数料	-																																																																											
設計審査手数料	25以下 2,000円																																																																											
	40以上 6,000円																																																																											
工事検査手数料	25以下 2,500円																																																																											
	40以上 5,000円																																																																											
道路占用申請手数料	国県道 - 市町道 -																																																																											
消防演習の立会い	-																																																																											
区 分	金 額																																																																											
設計手数料	3,000円																																																																											
設計審査手数料	1,500円																																																																											
工事検査手数料	2,000円																																																																											
道路占用申請手数料	国県道 10,000円 市町道 10,000円																																																																											
消防演習の立会い	-																																																																											
区 分	金 額																																																																											
設計手数料	1,000円																																																																											
設計審査手数料	1,000円																																																																											
工事検査手数料	1,000円																																																																											
道路占用申請手数料	国県道 - 市町道 -																																																																											
消防演習の立会い	1,000円																																																																											

14-3

提案第 9 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 7 月 2 3 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

慣行の取扱い	協定番号	1 8
<p>1 . 新市の市章の取扱い 新市において制定することとし、市旗についても同様とする。</p> <p>2 . 木・花・鳥・魚・石・歌等の取扱い 現行の市花及び町花等は一旦廃止し、制定の種別等は新市において決定する。</p> <p>3 . 各種憲章・宣言等の取扱い 現行の憲章及び宣言等は一旦廃止し、制定の種別等は新市において決定する。</p>		

次回協議 ( 全件 ・ )

平成 1 5 年 月 日確認 ( 全件 ・ )

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	1 総務部会	分科会名	3 総務分科会	コード	18	0	1001	1	1	1	協定項目	慣行の取扱い	協定細目	慣行の取扱い
大分類	新市の市章の取扱い		中分類	新市の市章の取扱い		小分類	新市の市章の取扱い		細分類	新市の市章の取扱い		1/1		

問 題 点	<p>制定の経過、時期、由来及び形状に差異があるが、各市町の象徴であることから必然の結果である。 また、1市5町の中には、昭和の合併に際し事前に準備した例はなく、市章が決まっていなくても、記念式典等の挙行に特段の不都合はない。</p>	対 応 策	<p>合併後の市章は、新市において制定することとし、市旗についても同様とする。また、制定の時期及び選定方法等の詳細についても、新市において決定する。 なお、現在の市章及び町章は、合併に伴い失効するが、その意匠に係る権利については、全てを新市に引き継ぐものとする。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃            存続（新市において制定する） 2. 制度・組織等の一元化        不要（現行の徽章は失効する） 3. 廃止又は一元化の時期 4. 一元化の方向     給付助成等                    該当なし     資格基準等                    該当なし     住民負担等                    該当なし     組織事業等                    該当なし     支援体制等                    該当なし     設備環境等                    該当なし     加入組合等                    該当なし     関連団体等                    該当なし     その他の事項                 市旗の制定に係る取扱いについても、新市において決定する。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 制定時期 昭和25年8月10日 (市政の施行：昭和25年4月1日)</p> <p>2. 市町章及び由来等</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>豊岡市のアルファベットの頭文字『T』と、旧藩主である京極氏の紋所とを組み合わせ図案化。</p> <p>3. 市町旗 平成3年4月：告示</p>	<p>1. 制定時期 昭和61年2月1日 (町政の施行：昭和30年2月1日)</p> <p>2. 市町章及び由来等</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>城崎町の片仮名の頭文字である『キ』を図案化。</p> <p>3. 市町旗 町旗は有しているが、制定告示はしていない。</p>	<p>1. 制定時期 昭和32年4月1日 (町政の施行：昭和32年4月1日)</p> <p>2. 市町章及び由来等</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>竹野町のアルファベットの頭文字『T』を、鷹になぞらえて図案化。</p> <p>3. 市町旗 町旗は有しているが、制定告示はしていない。</p>	<p>1. 制定時期 昭和31年5月3日 (町政の施行：昭和30年2月1日)</p> <p>2. 市町章及び由来等</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>日高町の平仮名の頭文字である『ひ』を図案化。</p> <p>3. 市町旗 町旗は有しているが、制定告示はしていない。</p>	<p>1. 制定時期 昭和33年2月14日 (町政の施行：昭和32年9月1日)</p> <p>2. 市町章及び由来等</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>出石町の平仮名の頭文字である『い』を図案化。</p> <p>3. 市町旗 町旗は有しているが、制定告示はしていない。</p>	<p>1. 制定時期 昭和35年9月30日 (町政の施行：昭和31年9月30日)</p> <p>2. 市町章及び由来等</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>但東町の平仮名の頭文字である『た』を図案化。</p> <p>3. 市町旗 昭和41年9月：告示</p>

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	2 企画部会	分科会名	8 企画分科会	コード	18	0	1002	1	1	1	協定項目	慣行の取扱い	協定細目	慣行の取扱い	
大分類	木・花・鳥・魚・石・歌等の取扱い			中分類	木・花・鳥・魚・石・歌等の取扱い			小分類	木・花・鳥・魚・石・歌等の取扱い			細分類	木・花・鳥・魚・石・歌等の取扱い		1/1

問 題 点	<p>各市町の花や木などは、様々な経過のもとに定められており、各市町のアイデンティティーとして広く住民に親しまれており、新市においても定める必要がある。</p>	対 応 策	<p>市章を補完する象徴であり、新市においても定めるものとするが、事務事業とは異なり一元化による統一には馴染まないため、現行の市及び町花等は一旦廃止し、制定する種別、時期及び方法は、新市において決定する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続（新市において新たに定める）                  2. 制度・組織等の一元化 不要（現行の木等は一旦廃止する）                  3. 廃止又は一元化の時期                  4. 一元化の方向                      給付助成等 該当なし                      資格基準等 該当なし                      住民負担等 該当なし                      組織事業等 該当なし                      支援体制等 該当なし                      設備環境等 該当なし                      加入組合等 該当なし                      関連団体等 該当なし                      その他の事項 制定の種別、時期及び方法等は、新市において決定する。</p>
-------------	--	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 制定状況 木：やなぎ 花：コスモス 鳥：コウノトリ 歌：豊岡市歌</p> <p>2. 目的・由来等 昭和55年4月制定 市制30周年記念事業として公募により決定。</p> <p>昭和55年4月制定 市制30周年記念事業として公募により決定。</p> <p>平成12年4月制定 市制50周年記念事業として制定。</p> <p>昭和25年11月制定 公募により選定。</p>	<p>1. 制定状況 木：しだれやなぎ 花：(なし) 鳥：(なし) 歌：城崎町歌</p> <p>2. 目的・由来等 昭和61年2月 町制30周年に際し町民から公募したもので、大谿川に架かる橋は一目見ると強固な石の橋も、川端のしだれ柳と調和して、城崎特有の風景をつくりだし、浴客の目を楽しませてくれる。 (該当なし)</p> <p>(該当なし)</p> <p>平成8年7月</p>	<p>1. 制定状況 木：くろまつ 花：つばき 鳥：やませみ 歌：竹野町歌</p> <p>2. 目的・由来等 昭和55年11月制定 町制25周年に際し、明治百年事業として、推奨木に定められたことから選定した。</p> <p>昭和55年11月制定 町制25周年に際し、身近な身の回りにある花々から、住民アンケートにより選定した。</p> <p>平成10年6月制定 竹野川流域の美しさの保全を、後世に伝承していく上で適切な鳥であることから選定した。</p> <p>昭和52年4月制定</p>	<p>1. 制定状況 木：モミジ 花：シャクナゲ、ツツジ 鳥：ウグイス 歌：日高町民のうた</p> <p>2. 目的・由来等 昭和47年5月制定 一般公募により選定。</p> <p>昭和47年5月制定 一般公募により選定。</p> <p>昭和47年5月制定 一般公募により選定。</p> <p>昭和41年2月制定 町制10周年を記念して制定。作詞は一般公募。</p>	<p>1. 制定状況 木：もみじ 花：てっせん 鳥：(なし) 歌：出石町民の歌</p> <p>2. 目的・由来等 昭和57年8月制定 日本をいづる代表的な景観として古代からよく詩歌にもうたわれ、古い歴史と文化遺産に富む城下町にふさわしい。</p> <p>昭和57年8月制定 昔から茶花として愛好され咲ききった花容のみごとな、静かで上品な美しさは出石町を象徴する花にふさわしく、本町にも自生している。 (該当なし)</p> <p>昭和39年11月制定</p>	<p>1. 制定状況 木：けやき 花：みつばつつじ 鳥：(なし) 歌：但東町民歌</p> <p>2. 目的・由来等 昭和51年9月制定 たくましく育ちみごとな枝を上げより広い人間関係をめざす姿を表している。</p> <p>昭和51年9月制定 雑木雑草の茂る中であって、精一杯の花を咲かせる姿が世の中の苦しさへ耐え人の道を歩む素朴な郷土の人間像を表している。 (該当なし)</p> <p>昭和31年9月制定 不詳</p>



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	2 企画部会	分科会名	8 企画分科会	コード	18	0	1003	1	1	1	協定項目	慣行の取扱い	協定細目	慣行の取扱い	
大分類	各種憲章・宣言等の取扱い			中分類	各種憲章・宣言等の取扱い			小分類	各種憲章・宣言等の取扱い			細分類	各種憲章・宣言等の取扱い		

問 題 点	<p>各市町の憲章、或は、宣言は、様々な経過及び目的のもとに定められており、それぞれに重要であり新市においても定める必要があるが、制定から30年以上を経過し社会背景等が大きく変化しているもの、或は、制定の目的等が類似しており一定の調整を要するものなどがある他、市民憲章については、新市の総合整備計画等との整合を図る必要がある。</p>	対 応 策	<p>市政の方向を象徴するものであり、基本的な精神はできる限り引き継ぎ新市においても定めるものとするが、現行の憲章及び宣言に昭和の合併と同時に定められたものはなく、事務事業とは異なり一元化による統一には馴染まないため、現行の各憲章及び宣言等は一旦廃止し、制定する種別、内容、時期及び方法は、新市において決定する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続（新市において新たに定める）                  2. 制度・組織等の一元化 不要（現行の憲章等は一旦廃止する）                  3. 廃止又は一元化の時期                  4. 一元化の方向                      給付助成等 該当なし                      資格基準等 該当なし                      住民負担等 該当なし                      組織事業等 該当なし                      支援体制等 該当なし                      設備環境等 該当なし                      加入組合等 該当なし                      関連団体等 該当なし                      その他の事項 基本的な精神はできる限り引き継ぐが、制定の種別、時期及び方法等は、新市において決定する。</p>
-------------	---	-------------	--	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 制定状況</p> <p>《 憲 章 》 市民憲章 昭和47年4月制定</p> <p>《 宣 言 》 交通安全都市宣言 昭和37年1月制定 世界連邦平和都市宣言 昭和42年3月制定 衛生文化都市宣言 昭和43年9月制定 青少年健全育成都市宣言 昭和53年6月制定 生涯健康都市宣言 昭和63年9月制定</p>	<p>1. 制定状況</p> <p>《 憲 章 》 町民憲章 平成8年2月制定</p> <p>《 宣 言 》 反核平和宣言 昭和60年3月制定</p>	<p>1. 制定状況</p> <p>《 憲 章 》 町民憲章 昭和53年4月制定</p> <p>《 宣 言 》 (なし)</p>	<p>1. 制定状況</p> <p>《 憲 章 》 町民憲章 昭和60年6月制定 福祉憲章 平成7年7月制定</p> <p>《 宣 言 》 (なし)</p>	<p>1. 制定状況</p> <p>《 憲 章 》 町民憲章 昭和62年7月制定</p> <p>《 宣 言 》 人権尊重の町宣言 平成12年10月制定</p>	<p>1. 制定状況</p> <p>《 憲 章 》 町民憲章 昭和51年10月制定</p> <p>《 宣 言 》 シートベルト着用の町宣言 平成8年9月制定</p>

提案第 10 号

企画関係事務事業の取扱い（その 2）について

企画関係事務事業の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

企画関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 2
<p>1 . 総合整備（振興）計画の取扱い 新市建設計画を踏襲し、合併後において策定する。</p> <p>2 . 過疎地域自立促進計画の取扱い 関係各町において後期計画を策定し、前期計画と合わせ新市に引き継ぐ。</p>		

次回協議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	2 企画部会	分科会名	8 企画分科会	コード	22	2	1301	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	企画関係事務事業の取扱い	
大分類	総合整備(振興)計画の取扱い			中分類	総合整備(振興)計画の取扱い			小分類	総合整備(振興)計画の取扱い			細分類	総合整備(振興)計画の取扱い		

問 題 点	<p>現在、各市町が策定している総合計画又は振興計画の基本とする目標の方向性に差異はないが、それぞれに立地環境が異なることから、各施策の体系分類が異なる他、新市建設計画との整合を図る必要がある。</p>	対 応 策	<p>地方自治法の規定に基づく、新市の市政に係る中心的な計画であるが、通常の事務事業とは異なり一元化による調整は馴染まないため、新市建設計画を踏襲し、合併後において策定する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃            存続 (新市において新たに策定する)                  2. 制度・組織等の一元化        不要 (現行の各計画は一旦廃止する)                  3. 廃止又は一元化の時期                  4. 一元化の方向                      給付助成等            該当なし                      資格基準等            該当なし                      住民負担等            該当なし                      組織事業等            該当なし                      支援体制等            該当なし                      設備環境等            該当なし                      加入組合等            該当なし                      関連団体等            該当なし                      その他の事項            新市建設計画を踏襲し、合併後において策定する。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 名称 第6次豊岡市総合計画</p> <p>2. 計画策定状況 《基本構想》 議決：平成14年2月 期間：平成14年度～平成23年度 《基本計画》 ・期間：平成14年度～平成18年度 《実施計画》 ・期間：平成15年度～平成17年度</p> <p>3. 理念(テーマ)・目標等 《理念等》 コウノトリ悠然と舞い笑顔あふれるふるさと・豊岡 《目標等》 コウノトリと共に生きる地域の中で人・文化を育む まちの元気を高める 安心して豊かに暮らす</p> <p>4. 実施計画のローリング等 毎年ローリングしている。</p>	<p>1. 名称 城崎町総合計画</p> <p>2. 計画策定状況 《基本構想》 議決：平成13年2月 期間：平成13年度～平成22年度 《基本計画》 ・期間：平成13年度～平成17年度 《実施計画》 ・期間：単年度ごとに策定</p> <p>3. 理念(テーマ)・目標等 《理念等》 暮らしが元気でホスピタリティあふれるまちづくり 《目標等》 愛される温泉観光地づくり 産業の調和ある発展 たすけあい精神と住みよい健康なまちづくり 心豊かなひとづくり 時代にふさわしい町行財政</p> <p>4. 実施計画のローリング等 単年度ごとの策定であり不要。</p>	<p>1. 名称 竹野町振興計画</p> <p>2. 計画策定状況 《基本構想》 議決：平成10年9月 期間：平成11年度～平成20年度 《基本計画》 ・期間：平成11年度～平成15年度 《実施計画》 ・期間：平成13年度～平成15年度</p> <p>3. 理念(テーマ)・目標等 《理念等》 自然との共生をたいせつにするまち～みんなですずめるまちづくり 《目標等》 ゆとりある快適なまちづくり 産業が調和したまちづくり 共に生きるまつづくり ひとが育むまちづくり</p> <p>4. 実施計画のローリング等 毎年ローリングしている。</p>	<p>1. 名称 日高町新総合計画</p> <p>2. 計画策定状況 《基本構想》 議決：平成11年6月 期間：平成11年度～平成20年度 《基本計画》 ・期間：平成12年度～平成20年度 《実施計画》 ・期間：平成15年度～平成17年度</p> <p>3. 理念(テーマ)・目標等 《理念等》 未来を拓く但馬の新十字路日高町 《目標等》 心通わせるまちづくり 人と生きがいづくり 健やかな社会づくり 自然の恵みの中での暮らしづくり 働きがいと活力づくり</p> <p>4. 実施計画のローリング等 毎年ローリングしている。</p>	<p>1. 名称 出石町振興計画</p> <p>2. 計画策定状況 《基本構想》 議決：平成8年3月 期間：平成8年度～平成17年度 《基本計画》 ・期間：平成13年度～平成17年度 《実施計画》 ・期間：平成15年度～平成17年度</p> <p>3. 理念(テーマ)・目標等 《理念等》 ひとと暮らしがやさしくとけあう伝統と創造の都・いずし 《目標等》 豊かな自然と安全で便利な町土づくり さわやかで快適な生活環境づくり 歴史の継承と潤い豊かな景観づくり ともに学び、健やかに育つ人づくり 人といのちにやさしい福祉の地域づくり いきいきと活力ある産業づくり ひとりひとりを活かす明るい町政づくり</p> <p>4. 実施計画のローリング等 当初予算が反映できるよう、毎年予算の査定後に行っている。</p>	<p>1. 名称 第4次但東町総合計画</p> <p>2. 計画策定状況 《基本構想》 議決：平成12年12月 期間：平成13年度～平成22年度 《基本計画》 ・期間：平成13年度～平成17年度 《実施計画》 ・期間：単年度ごとに策定</p> <p>3. 理念(テーマ)・目標等 《理念等》 自然を活かし心元気で安心のまちづくり～いきがいふれあい安心の創出 《目標等》 ふるさとを愛する心を育むまちづくり 誇りのもてるコミュニティづくり 安全・安心な環境づくり 活力あふれるまちづくり</p> <p>4. 実施計画のローリング等 単年度ごとの策定であり不要。</p>

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	2 企画部会	分科会名	8 企画分科会	コード	22	2	1302	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	企画関係事務事業の取扱い
大分類	地域整備計画の取扱い		中分類	過疎地域自立促進計画の取扱い			小分類	過疎地域自立促進計画の取扱い			細分類	過疎地域自立促進計画の取扱い		1/1

問 題 点	<p>過疎地域自立促進特別措置法において、市町村の廃置分合があった場合の特例(第33条)として、『合併前に過疎地域であった区域は過疎地域とみなし、この法律を適用する。』と規定されており、計画も各地域ごとに策定するものではあるが、前期の5ヵ年計画が平成16年度をもって終了することから、後期の計画策定に関し調整を図る必要がある。</p>	対 応 策	<p>過疎地域の自立を促進する上で特に重要な制度であり、合併の日までに関係各町において、前期5ヵ年計画の方針に沿った後期5ヵ年計画を策定した上で、前・後期の各計画を新市に引き継ぐことを基本とする。 なお、新市においては、総合整備計画に照らし、変更の要否を含め引き継いだ計画の見直しを行う。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃            存 続 2. 制度・組織等の一元化        不 要 3. 廃止又は一元化の時期 4. 一元化の方向     給付助成等                    該当なし     資格基準等                    該当なし     住民負担等                    該当なし     組織事業等                    該当なし     支援体制等                    該当なし     設備環境等                    該当なし     加入組合等                    該当なし     関連団体等                    該当なし     その他の事項                関係各町において後期計画を策定し、前期計画と合わせて新市に引き継いだ上で、必要な見直しを行う。</p>
-------------	---	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 過疎該当等 過疎該当：なし 計画議決： 計画期間：</p> <p>2. 計画内容</p>	<p>1. 過疎該当等 過疎該当：あり 計画議決：平成12年9月 計画期間：平成12年度～平成16年度</p> <p>2. 計画内容 産業の振興 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 生活環境の整備 高齢者の保健、福祉の向上及び増進 医療の確保 教育の振興 地域文化の振興等 集落の整備 その他地域の自立促進に関し必要な事項</p>	<p>1. 過疎該当等 過疎該当：あり 計画議決：平成12年9月 計画期間：平成12年度～平成16年度</p> <p>2. 計画内容 産業の振興 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 生活環境の整備 高齢者の保健、福祉の向上及び増進等 医療の確保 教育の振興 地域文化の振興等 集落の整備 その他地域の自立促進に関し必要な事項</p>	<p>1. 過疎該当等 過疎該当：なし 計画議決： 計画期間：</p> <p>2. 計画内容</p>	<p>1. 過疎該当等 過疎該当：なし 計画議決： 計画期間：</p> <p>2. 計画内容</p>	<p>1. 過疎該当等 過疎該当：あり 計画議決：平成12年10月 計画期間：平成12年度～平成16年度</p> <p>2. 計画内容 産業の振興(農林道整備等) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(町道整備) 生活環境の整備(上下水・消防施設等) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進(高齢者福祉施設) 医療の確保(診療施設整備) 教育の振興(学校教育・給食施設等) 地域文化の振興等(保存及び継承) 集落の整備(分譲、住宅地開発等) その他地域の自立促進に関し必要な事項(グリーンツーリズムの推進等)</p>

提案第 11 号

老人福祉関係事務事業の取扱い（その 2）について

老人福祉関係事務事業の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

老人福祉関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 5
<p>1 . 生活管理指導短期宿泊事業の取扱い 日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>2 . 老人短期入所事業の取扱い 合併時に廃止する。</p>		

次回協議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1102	2	3	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	介護予防・地域支え合い事業の取扱い			中分類	介護予防・生きがい活動支援事業の取扱い			小分類	生活管理指導短期宿泊事業の取扱い			細分類	生活管理指導短期宿泊事業の取扱い		

問題点	<p>1. 城崎町、竹野町、日高町及び但東町が制度を有しているが、事業を実施しているのは日高町のみである。豊岡市は市単独事業として実施している。1市5町の実施状況に差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 制度を有している4町は県要綱を基本としているが、対象者等詳細に多少の差異があるため調整を要する。</p>	対応策	<p>1. 新市において必要性の増大が見込まれるため、県の制度を基本とし新市に引継ぎ、詳細は合併後速やかに調整する。</p>	調整案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向          対象者 県の制度のとおり          事業内容 県の制度のとおり          利用者負担 城崎町、竹野町、日高町及び但東町の例を基本とする</p>
-----	---	-----	--	-----	--

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象 なし	1. 対象 概ね65歳以上の高齢者で介護保険法に規定する要介護認定を受け自立と認定された者等	1. 対象 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者等	1. 対象 町内の概ね65歳以上の高齢者（社会適応が困難な虚弱老人等）	1. 対象 該当なし	1. 対象 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び二人暮らし高齢者。
2. 申請方法	2. 申請方法 下記入所理由が発生した場合介護者が申請	2. 申請方法 町長に必要事項を記入のうえ申請	2. 申請方法 「生活管理指導短期宿泊申込書」の提出	2. 申請方法	2. 申請方法 医師の診断書等を添付し、福祉係へ提出
3. 内容	3. 内容 ・入院、出産、冠婚葬祭、災害等の社会的理由により、家庭において介護できない場合 ・介護者不在等により介護できない場合原則として7日以内	3. 内容 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等を利用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うと共に体調調整を図る	3. 内容 養護老人ホームへ短期入所させ、規律ある生活を送りながら日常生活習慣を指導する。	3. 内容	3. 内容 一人暮らし、二人暮らし高齢者等で社会対応が困難な高齢者を養護老人ホーム等に入所させ、生活習慣等の指導と体調調整を図る。
4. 利用者負担	4. 利用者負担 1日1,730円	4. 利用者負担 1日（1泊） 1,730円	4. 利用者負担 1,730円/日	4. 利用者負担	4. 利用者負担 1,730円/日
5. 委託先	5. 委託先 未締結	5. 委託先 未締結	5. 委託先 養護老人ホーム「ことぶき苑」 養護老人ホーム「青葉荘」（氷上町） 委託料 3,810円/日	5. 委託先	5. 委託先 未締結
6. その他 市単独事業で実施している。	6. その他 制度はあるが、平成14年度まで実績なし	6. その他 制度はあるが、平成14年度まで実績なし	6. その他 450日/年	6. その他	6. その他 制度はあるが、平成14年度まで実績なし

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	14 老人福祉分科会	コード	22	5	1103	2	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い	
大分類	老人保護措置の取扱い			中分類	老人短期入所事業の取扱い			小分類	老人短期入所事業の取扱い			細分類	老人短期入所事業の取扱い		

問 題 点	<p>1. 豊岡市のみが市単独費により実施している事業であり、他の5町と差異があるため調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 生活管理指導短期宿泊事業により、現状のサービス水準が維持できるため、合併時に廃止する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 廃止                  2. 制度・組織等の一元化 不要                  3. 廃止又は一元化の時期 平成17年3月31日                  4. 一元化の方向</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<p>1. 対象者</p> <p>65歳以上の要援護高齢者(65歳未満であって初老期痴呆に該当する者を含む)で次のいずれかに該当し、特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに一時的に入所させる必要があると市長が認める者。                      特別養護老人ホームの対象者は、介護保険法による要介護、要支援認定を受けた者。                      養護老人ホームの対象者は、介護保険法による要支援認定を受けた者又は市長が特別に認める者。                      次に該当する者は対象者から除く。                      伝染性疾患を有し、他の者に伝染させるおそれのある者。                      精神障害があり、他の施設入所者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者。                      疾病等により、医療機関に入院して医療を受ける必要がある者。</p>	<p>1. 対象者</p> <p>制度無</p>	<p>1. 対象者</p> <p>制度無</p>	<p>1. 対象者</p> <p>制度無</p>	<p>1. 対象者</p> <p>制度無</p>	<p>1. 対象者</p> <p>制度無</p>
<p>2. 申請方法</p> <p>入所の理由が発生したとき、介護者がショートステイ利用申請書を提出する。施設が求めたときは、診断書を添付する。</p>	<p>2. 申請方法</p>	<p>2. 申請方法</p>	<p>2. 申請方法</p>	<p>2. 申請方法</p>	<p>2. 申請方法</p>
<p>3. 内容</p> <p>対象者を介護者に代わって一時的に養護する必要がある場合に、市長が指定した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームに入所させ、対象者及びその家族の福祉の向上を図る。</p>	<p>3. 内容</p>	<p>3. 内容</p>	<p>3. 内容</p>	<p>3. 内容</p>	<p>3. 内容</p>
<p>4. 利用者負担</p> <p>介護者又は対象者は、入所に要する経費のうち、介護保険法に基づき厚生大臣が定める基準により算定した額又は要支援認定を受けた者に対する基準を準用して算定した額の10/100に相当する額及び指定施設で規定する食材料費、日常生活費等を負担する。</p>	<p>4. 利用者負担</p>	<p>4. 利用者負担</p>	<p>4. 利用者負担</p>	<p>4. 利用者負担</p>	<p>4. 利用者負担</p>
<p>5. その他</p>	<p>5. その他</p>	<p>5. その他</p>	<p>5. その他</p> <p>生活管理指導短期宿泊事業へ移行。 (平成12年度)</p>	<p>5. その他</p>	<p>5. その他</p>

提案第 12 号

健康・保健関係事務事業の取扱い（その 1）について

健康・保健関係事務事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

健康・保健関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 7
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 母子健康手帳交付事務及び妊婦健康相談の取扱い 豊岡市及び日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>2. 母親学級の取扱い 日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>3. 妊産婦・新生児訪問指導の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>4. 乳児健診の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>5. 離乳食講習会の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>6. 乳幼児歯科相談の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>7. 乳幼児健康相談の取扱い 日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>8. 1歳6ヶ月児健診の取扱い 出石町及び但東町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>9. フッ素塗布事業の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li><li>10. 2歳児健診の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</li></ol>		

( 続き )

健康・保健関係事務事業の取扱い	協定番号	2 2 - 7
<p>11. 3歳児健診の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>12. 乳幼児訪問指導の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>13. 育児支援教室の取扱い 豊岡市及び出石町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。</p> <p>14. 保育・幼稚園児歯科指導事業の取扱い 制度は新市に引き継ぎ、詳細は合併の日までに調整する。</p>		

次回協議 ( 全件 ・ )

平成 1 5 年 月 日確認 ( 全件 ・ )

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	母子健康手帳交付事務及び妊婦健康相談の取扱い			小分類	母子健康手帳交付事務及び妊婦健康相談の取扱い			細分類	母子健康手帳交付事務及び妊婦健康相談の取扱い		

問 題 点	<p>1. 母子健康手帳について、豊岡市及び日高町は妊婦健康相談の際に交付し、竹野町、城崎町、出石町及び但東町は随時窓口で交付しており、交付方法に差異があるため調整を要する。 また、手帳の様式についても、1市5町間に差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 妊婦健康相談について、豊岡市、竹野町、日高町は定例的に実施し、城崎町、出石町及び但東町は母子健康手帳交付時等随時窓口相談で対応しており、実施方法に差異があるため調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 母子健康手帳は、定例の妊婦健康相談の際に交付することを基本とするが、窓口における随時交付でも対応する。 手帳の様式は、使いやすいものとなるよう合併までに調整する。</p> <p>2. 妊婦健康相談は、日高町の例を基本とし、保健師、栄養士、歯科衛生士の専門スタッフにより定例実施する。 また、手帳の随時交付の際にも保健師による妊婦健康相談を行なう。</p> <p>3. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向 母子手帳交付：定例相談時の交付を基本とする。 妊婦健康相談：日高町の例を基本とする。</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)
(対象) 妊娠届をする人 (人数) 491人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 24人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 45人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 138人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 102人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 34人
2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所
保健センター	城崎町役場	竹野町役場	健康福祉センター	出石町役場・保健福祉センター	健康福祉センター
3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法
母子手帳交付：定例実施(定例相談時) 妊婦健康相談：定例実施 回数：月2回 第2・4金 <PR> 医療機関に妊娠届出書と交付日案内 チラシ配布・市広報・ホームページ <受付時間> 9:00～11:00	母子手帳交付：随時実施 妊婦健康相談：随時実施 <PR> 医療機関に妊娠届出書を配布	母子手帳交付：定例及び随時実施 妊婦健康相談：定例実施 回数：月3回 *保健師のいる時は保健指導 *相談は別途実施 <PR> カレンダー 広報 妊婦健康相談 定例健康相談3地区で実施 <受付時間> 9:30～11:30 定例の健康相談で実施、8人(H13実績)	母子手帳交付：定例実施(定例相談時) 妊婦健康相談：定例実施 回数：月2回 第2・4月 <PR> 医療機関に妊娠連絡票と健康カレンダーを配布 広報・健康カレンダー <受付時間> 9:00～11:00	母子手帳交付：随時実施 妊婦健康相談：随時実施 <PR> 医療機関に妊娠届出書を配付し随時交付できることをPR	母子手帳交付：随時実施 妊婦健康相談：随時実施 <PR> 医療機関に妊娠届出書を送付
4. 内容	4. 内容	4. 内容	4. 内容	4. 内容	4. 内容
保健相談 栄養相談 待ち時間にビデオによる健康教育 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド ・乳房ケアリーフレット	定例実施は行っていない *保健師のいる時のみ保健指導 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	血圧測定 尿検査 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	保健相談 栄養相談 歯科相談(潜血反応検査実施) <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	定例実施は行っていない *保健師のいる時のみ保健指導 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	定例実施は行っていない *保健師のいる時のみ保健指導 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド
4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)
事務職員 1人 保健師 1～2人 栄養士 1人	保健師(不在時は、事務職員)	保健師 1～2人	保健師 1人 栄養士 1人 歯科衛生士 1人	保健師	保健師 2人
5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)
なし	なし	なし	歯科衛生士賃金@5,650円+交通費	なし	なし
6. 手帳単価	6. 手帳単価	6. 手帳単価	6. 手帳単価	6. 手帳単価	6. 手帳単価
130円	130円	130円	165円	130円	130円



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	2	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	母親学級の取扱い			小分類	母親学級の取扱い			細分類	母親学級の取扱い		

問 題 点	<p>1. 豊岡市、但東町は実施せず、他の4町と実施状況について差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 城崎町、竹野町及び出石町は対象を妊婦としているが、日高町は対象に2ヶ月の乳児とその保護者を加えて実施しており、調整を要する。</p> <p>3. 内容、専門職の配置について差異があり調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 日高町の例を基本とし新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 対象及び内容は、日高町の例を基本とする。</p> <p>3. 専門職及び職員の配置は、保健師及び栄養士を基本とし、合併後速やかに調整する。</p> <p>4. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向                  対象 日高町の例を基本とする。                  内容 妊産婦期の注意点、育児に関する質問、不安等に対する相談、母親同士の意見交換の場とする。                  体制 保健師・栄養士を基本とする。</p>
-------------	---	-------------	--	-------------	---

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象・人数 実施なし	1. 対象・人数(H13実績) 妊婦 (対象人数)25人 (実施人数)3人	1. 対象・人数(H13実績) 妊婦 (対象人数)30人 (実施人数)11人	1. 対象・人数(H13実績) 妊婦と生後2か月の乳児とその保護者 (対象人数)100人 (実施人数)46人。	1. 対象・人数(H13実績) 妊婦 (対象人数)111人 (実施人数)45人	1. 対象・人数 現在実施せず (平成15年度以降年6回実施予定)
2. 実施場所	2. 実施場所 保健センター(総合福祉会館3階)	2. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	2. 実施場所 健康福祉センター	2. 実施場所 保健福祉センター	2. 実施場所 健康福祉センター
3. 通知・PR方法	3. 通知・PR方法 母子健康手帳交付者 妊娠36週までに届出の方に、個別通知 広報 青雲カレンダー 放送	3. 通知・PR方法 予防接種カレンダーの全戸配布 広報おしらせ版に掲載 町内一斉放送 妊娠4~8か月くらいの妊婦に個別通知を行う	3. 通知・PR方法 健康カレンダー 広報 個別にハガキ通知	3. 通知・PR方法 妊娠届出者に個別通知	3. 通知・PR方法 母子健康手帳交付時にPR 町広報紙
4. 実施方法	4. 実施方法 年3回(5・9・12月) 受付時間:13:00~13:30 内容 集団指導 歯科診察 RDテスト 集団歯科指導 SIDSのビデオ鑑賞 意見交換 個別相談	4. 実施方法 年3回(5月、9月、1月) 受付時間:13:30~16:00 内容 妊娠中の歯の手入れ方法についての話 サリバスター・RDテストの実施 歯科相談 妊娠中の過ごし方や栄養 母乳の手入れ等についての話 妊産婦体操の講義と実践 血圧測定・尿検査	4. 実施方法 年12回 月1回(第1木午後) 3回で1クール 受付時間:13:30~15:00 内容 妊産婦期の注意点 育児に関する質問 不安等の相談を受ける 母親同士の意見交換等の場を提供	4. 実施方法 年6回 前期3回(5・9・2月) 後期3回(7・11・3月) 受付時間:13:30~16:00 内容(前期) 血圧測定 検尿 健康相談 調理実習、試食会 内容(後期) 血圧測定 検尿 健康相談 助産師による母乳栄養の話 沐浴実習	4. 実施方法 年6回(予定) 詳細は現在検討中
5. 体制(専門職・職員配置等)	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 歯科医師 歯科衛生士	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 助産師 歯科衛生士	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 助産師 歯科衛生士 栄養士	助産師 保健師	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 歯科衛生士 栄養士等
6. 経費	6. 経費 歯科医師(委託料)@40,000円/1回 歯科衛生士(賃金)@5,600円/1回	6. 経費 助産師(賃金)@5,500円/1回 歯科衛生士(報償費)@5,500円/1回	6. 経費 助産師(賃金)@5,850円+交通費/回 歯科衛生士(賃金)@5,650円/回	6. 経費 助産師(賃金)@6,700円/1回	6. 経費

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	3	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	妊産婦・新生児訪問指導の取扱い			小分類	妊産婦・新生児訪問指導の取扱い			細分類	妊産婦・新生児訪問指導の取扱い		

<p>問 題 点</p> <p>1. 1市5町とも訪問指導を行っているが、対象について差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 指導内容は法令に基づく指導のため差異はない。</p> <p>3. 城崎町及び但東町は町保健師が訪問し、豊岡市、竹野町、日高町及び出石町は一部委託を行っている。実施体制に差異があるため調整を要する。</p>	<p>対 応 策</p> <p>1. 対象者について、妊婦訪問は、第1子の妊婦の希望者及び若年・妊娠中毒症等のハイリスク妊婦とし、新生児・産婦訪問については、第1子及び希望者とする。</p> <p>2. 訪問指導内容は、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>3. 実施体制は保健師による訪問及び一部委託とし、詳細は合併後速やかに調整する。</p>	<p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向 対 象 妊婦訪問指導の対象は第1子妊婦、ハイリスク妊婦とする。 新生児・産婦は希望者とする。 内 容 現行のとおり。</p>
--	---	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象・人数 (H13実績) 妊 婦: 延 25人・ハイリスク妊婦 ハイリスク妊婦・若年、妊娠中毒症等の妊婦 新生児: 延174人・第1子+希望者 産 婦: 延174人・第1子+希望者	1. 対象・人数 (H13実績) 妊 婦: 3人・第1子で流早産既往あり 妊婦歯科相談欠席者 新生児: 22人・全数訪問 産 婦: 22人・全数訪問	1. 対象・人数 (H13実績) 妊 婦: 28人・妊婦 新生児: 32人・希望者全数 産 婦: 32人・希望者全数	1. 対象・人数 (H13実績) 妊 婦: 0人・希望者 新生児: 98人・希望者全数 産 婦: 98人・希望者全数	1. 対象・人数 (H13実績) 妊 婦: 2人・希望者 新生児: 35人・希望者全数 産 婦: 38人・希望者全数	1. 対象・人数 (H13実績) 妊 婦: 0人・希望者 新生児: 21人・希望者全数 産 婦: 21人・希望者全数
2. 実施方法・内容 自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。	2. 実施方法・内容 自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。 配布物 予防接種予診票 パンフレット 健康事業一覧表	2. 実施方法・内容 自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。	2. 実施方法・内容 自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。 妊婦 妊娠中期以降に訪問	2. 実施方法・内容 自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。 訪問希望箇所が町内一町保健師 希望訪問箇所が町外一豊岡、日高、八鹿、竹野、城崎、香住であれば北但助産師会に依頼 その他は各町保健師に連絡後、依頼	2. 実施方法・内容 自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。 配布物 母子保健一覧表 予防接種つづり 各種パンフレット
3. 体制 市保健師 北但助産師会に委託 150件 (H13実績)	3. 体制 町保健師	3. 体制 町保健師 北但助産師会に委託 50件 (H13実績)	3. 体制 町保健師 北但助産師会に委託 23件 (H13実績)	3. 体制 町保健師 北但助産師会に委託 16件 (H13実績)	3. 体制 町保健師
4. 経費 委託料: @3,000円/件	4. 経費 直営	4. 経費 委託料: @3,000円/件	4. 経費 委託料: @3,000円/件	4. 経費 委託料: @3,000円/件	4. 経費 直営

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	4	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	乳児健診の取扱い			小分類	乳児健診の取扱い			細分類	乳児健診の取扱い		

問 題 点	<p>1. 豊岡市及び日高町は月齢ごとに個別に実施しているが、城崎町、竹野町及び但東町は3ヶ月から12ヶ月までを同時開催としている。また、出石町は3・4ヶ月児健診のみ実施している。対象月齢に差異があり調整を要する。</p> <p>2. 離乳食講習会、歯科相談等同時開催する事業メニューに差異があり調整を要する。</p> <p>3. 豊岡市、日高町は小児科医による診察を実施しており、実施体制に差異があり調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 対象は豊岡市の例により4ヶ月児及び7ヶ月児とする。</p> <p>2. 実施方法は4ヶ月健診にあわせて離乳食講習会を実施、7ヶ月児健診に併せて離乳食講習会及び乳幼児歯科相談を実施する。</p> <p>3. 実施体制は、豊岡市の例を基本とし、7ヶ月児健診に歯科衛生士を加える。</p> <p>4. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向 対象 豊岡市の例による。 内容 豊岡市の例を基本とする。 実施体制 豊岡市の例を基本とする。</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績)
4か月児健康診査/生後4か月～5か月 (対象人数) 495人 (受診人数) 490人  7か月児健康診査/生後7か月～8か月 (対象人数) 490人 (受診人数) 475人	4か月児健康診査/対象4・5ヶ月児 (対象人数) 28人 (受診人数) 28人 6か月児健康診査/対象7ヶ月児 (対象人数) 22人 (対象人数) 17人 9か月児健康診査/対象10・11ヶ月児 (対象人数) 31人 (対象人数) 28人 1歳児検診/対象1歳・1歳1ヶ月 (対象人数) 35人 (対象人数) 29人	4か月児健康診査/3～4ヶ月児 (対象人数) 41人 (受診人数) 41人 9か月児健康診査/9～10ヶ月児 (対象人数) 46人 (受診人数) 46人 1歳児検診/12～13ヶ月児 (対象人数) 38人 (受診人数) 38人	3か月児健康診査/生後3・4か月児 (対象人数) 141人 (受診人数) 132人 6か月児健康診査/生後6・7か月児 (対象人数) 157人 (受診人数) 154人	3・4ヶ月児健診/3・4ヶ月児 (対象人数) 104人 (実施人数) 104人	4か月児健康診査/3～4ヶ月児 (対象人数) 29人 (受診人数) 29人 7～8ヶ月児健康診査/7～8ヶ月児 (対象人数) 39人 (受診人数) 37人 11～12ヶ月児健康診査/11～12ヶ月児 (対象人数) 43人 (受診人数) 43人
2. 実施場所 保健センター(豊岡福祉会館2階)	2. 実施場所 保健センター(総合福祉会館3階)	2. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	2. 実施場所 日高町健康福祉センター	2. 実施場所 保健福祉センター	2. 実施場所 健康福祉センター
3. 実施方法 4か月児健康診査/ 月2回(第2,4木)・受付9:00～10:00 7か月児健康診査/ 月1回(第4月)・受付13:00～14:20 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導  離乳食講習会を同時開催	3. 実施方法 年6回(5・7・9・11・1・3月) 受付:13:00～13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導  歯科診察、離乳食講習会を同時開催。	3. 実施方法 年6回(5,7,9,11,1,3月) 受付13:00～13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 歯科相談を同時開催 サリバスター検査を3ヶ月の母親 RDテストを3ヶ月児に実施	3. 実施方法 3か月児健診/奇数月年間6回 受付13:00～13:30 6か月児健診/偶数月年間6回 受付13:00～13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 保健・栄養指導 歯科指導、ツルツル反応検査 を同時開催(6か月児健診)	3. 実施方法 年6回 偶数月 受付時間 13:30～14:00 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 離乳食講習会を同時開催	3. 実施方法 年6回 偶数月 受付時間 3～4ヶ月児は13:00～13:10 7～8ヶ月児及び11～12ヶ月児 13:30～13:40 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 離乳食講習会、歯科相談(RDテスト) あそびと生活相談を同時開催
4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)
事務職員 看護師 保健師 小児科医師 栄養士	事務職員 保健師 内科医師 歯科医、歯科衛生士または、栄養士	保健師 内科医師 歯科衛生士 栄養士 助産師	保健師 看護師 小児科医師 栄養士 助産師 歯科医師(6ヶ月健診のみ)	保健師 看護師 内科医師 栄養士 助産師 出石町いずみ会	事務職員 看護師 保健師 内科医師 栄養士 但東町いずみ会
5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)
医師(委託料) @1,575円/1名 公立豊岡病院 看護師(賃金) @4,700円/1回	医 師(委託料) @40,000円/1回 歯科医師(委託料) @40,000円/1回 保健師(賃金) @7,000円/1回 看護師(賃金) @5,600円/1回 栄養士 @5,600円/1回 歯科衛生士 @5,600円/1回 通勤実費加算	医 師(報償費) @23,000円/1回 保健師(報償費) @5,500円/1回 助産師(賃金) @5,500円/1回 栄養士(報償費) @5,500円/1回 歯科衛生士(報償費) @5,500円/1回 通勤費なし	医 師(委託料) @23,000円/1回 助産師(賃金) @5,850円/1回 看護師(賃金) @4,750円/1回 栄養士(報償費) @5,500円/1回 通勤手当は町の規定により支給	医 師(報償費) @23,000円/1回 助産師(報償費) @6,700円/1回 看護師(賃金) @6,700円/1回 いずみ会(委託料) 91,500/年 助産師のみ旅費実費支給	全て報償費 医師 @23,000円/1回 看護師 @7,800, 6,300/1回 保健師 @9,000円/1回 栄養士 @9,000円/1回(町外) @6,300/1回(町内) 歯科衛生士 @9,000円/1回(町外) @6,300/1回(町内)

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	5	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	離乳食講習会の取扱い			小分類	離乳食講習会の取扱い			細分類	離乳食講習会の取扱い		

問 題 点	<p>1. 1市5町ともに乳児健診、育児支援教室、幼児健康相談などと併せて開催しているが、同時に開催する事業により対象に差異が生じている。実施方法について調整を要する。</p> <p>2. 実施内容は差異がなく調整を要しない。</p> <p>3. 実施体制は、出石町及び但東町がいずみ会へ委託するなど差異があるが、実施方法とあわせ調整する必要がある。</p>	対 応 策	<p>1. 実施方法は、豊岡市の例により、4ヶ月児健診、7ヶ月児健診及び1歳児幼児健康相談と併せて実施することとする。</p> <p>2. 実施内容は、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>3. 実施体制は、豊岡市の例により、保健師及び栄養士による指導を基本とする。</p> <p>4. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向          対象 豊岡市の例による。          実施方法 乳児健診及び幼児健康相談と同時開催とする。          実施内容 現行のとおり。          実施体制 豊岡市の例を基本とする。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象・人数 (H13実績) ・4ヶ月児(対象)495人 (受診者)490人 ・7ヶ月児(対象)490人 (受診者)475人 ・1才児(対象)479人 (受診者)293人	1. 対象・人数 (H13実績) 4・6・9ヵ月・1歳児 (受講人数)72人	1. 対象・人数 (H13実績) 乳幼児 (受講人数)31人	1. 対象・人数 (H13実績) 4か月児 (受講人数)73人	1. 対象・人数 (H13実績) 3・4ヶ月児 (受講人数)104人	1. 対象・人数 (H13実績) 乳幼児 (受講人数)109人
2. 実施場所 豊岡市保健センター	2. 実施場所 保健センター	2. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	2. 実施場所 健康福祉センター	2. 実施場所 保健福祉センター	2. 実施場所 健康福祉センター
3. 実施方法 ・4ヶ月児 - 月2回 (第2・4木9:00~10:00) ・7ヶ月児 - 月2回 (第4月 13:00~14:20) ・1才児 - 月2回 (奇数月第4金13:00~15:30) 内容 離乳食栄養指導・幼児食試食 健診・育児教室と同時開催	3. 実施方法 年3回(7・11・3月) 時間:13:00~13:30 内容 栄養指導・離乳食・幼児食試食 健診と同時開催	3. 実施方法 年6回 偶数月 受付時間:10:00~11:30 内容 栄養指導・離乳食試食 8月はむし歯予防の話に変更	3. 実施方法 年12回 月1回(第3水) 受付時間:9:15~10:30 内容 栄養指導・離乳食試食 乳児健康相談と同時開催	3. 実施方法 年6回(偶数月:第3木) 受付時間:13:30~14:00 内容 栄養指導・離乳食試食 3・4ヶ月児健診と同時開催	3. 実施方法 乳児健康診査に合わせて実施 乳児:年6回 偶数月 受付時間 3~4ヶ月児 13:00~13:10 7~8ヶ月児及び11~12ヶ月児 13:30~13:40 乳児健康診査に合わせて実施
5. 体制(専門職・職員配置等) 栄養士 保健師	5. 体制(専門職・職員配置等) 栄養士 保健師	5. 体制(専門職・職員配置等) 栄養士 保健師 助産師	5. 体制(専門職・職員配置等) 栄養士 保健師	5. 体制(専門職・職員配置等) 栄養士 いずみ会会員	5. 体制(専門職・職員配置等) 栄養士 いずみ会会員
6. 経費 栄養士(市職員)	6. 経費 栄養士:5,600円(通勤実費加算)	6. 経費 栄養士:5,500円/回(報償費) 助産師:5,500円/回(賃金)	6. 経費 栄養士(町臨時職員)	6. 経費 いずみ会へ(委託料)91,500/年	6. 経費 いずみ会へ(委託料)4,000円/回



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	6	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	乳幼児歯科相談の取扱い			小分類	乳幼児歯科相談の取扱い			細分類	乳幼児歯科相談の取扱い		

<p>問</p> <p>題</p> <p>点</p>	<p>対</p> <p>応</p> <p>策</p>	<p>調</p> <p>整</p> <p>案</p>
<p>1. 対象、実施方法に差異があるため調整を要する。豊岡市は育児教室、城崎町、竹野町及び但東町は乳幼児健診と合わせて実施している。また、日高町は1歳児を対象に独立して事業を実施し、出石町はイベントの中で実施している。</p> <p>2. 事業内容についても各市町間に差異があるため調整を要する。</p> <p>3. 城崎町では、歯科医師による歯科診察を実施しているため、専門職員の配置について調整を要する。</p>	<p>1. 法定健診には歯科相談が含まれているため、対象は7ヶ月児、1歳児及び2歳児とし、実施方法は7ヶ月健診、1歳児幼児健康相談、2歳児歯科検診と併せて開催することとする。</p> <p>2. 実施内容は、豊岡市の例を基本とし、合併後速やかに調整する。</p> <p>3. 実施体制は、豊岡市の例により、歯科衛生士を基本とする。</p> <p>4. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向          対象 7・8ヶ月児、12ヶ月児及び2歳児とする。          実施内容 豊岡市の例を基本とする。          実施体制 歯科衛生士を基本とする。</p>

各市町における事務事業等の現況					
豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象・人数(H13実績) (対象) 「すくすく教室歯科相談」(1歳児) 「にこにこ教室」(2歳児) (人数) 293人	1. 対象・人数(H13実績) (対象)乳幼児 (人数)61人	1. 対象・人数(H13実績) (対象)乳幼児 (人数)3ヶ月～12ヶ月児 126人 3ヶ月児は母を実施 41人	1. 対象・人数(H13実績) (対象者)1歳児及其他希望者 (人数) 120人	1. 対象・人数(H13実績) (対象)乳幼児 (人数) 81人	1. 対象・人数(H13実績) (対象)乳幼児 (人数)109人
2. 実施場所 保健センター (トレーニング室)	2. 実施場所 保健センター(総合福祉会館3階)	2. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	2. 実施場所 日高町健康福祉センター	2. 実施場所 福祉まつり ひぼこホール こどもまつり ふれあいセンター	2. 実施場所 健康福祉センター
3. 実施方法 年6回 <内容> 各育児教室で歯科衛生士により、 歯の衛生教育と個別歯科相談を行う	3. 実施方法 年3回(5・9・12月) <内容> 歯の生えていない児 歯科指導 歯の生えている児 歯科診察 歯科指導 ・4・6・9ヵ月・1歳児健診と同時開催	3. 実施方法 <内容> 乳幼児健診、母親教室、育児教室、 フッ化物塗布事業に合わせて実施	3. 実施方法 乳児 年12回	3. 実施方法 年2回(福祉まつり、こどもまつり) こどもが多く集まる町主催のイベント時に、相談 コーナーを作って実施	3. 実施方法 乳幼児健診とあわせて実施
4. 体制(専門職・職員配置等) 歯科衛生士	4. 体制(専門職・職員配置等) 歯科医師 歯科衛生士	4. 体制(専門職・職員配置等) 歯科衛生士	4. 体制(専門職・職員配置等) 歯科衛生士	4. 体制(専門職・職員配置等) 歯科衛生士 保健師	4. 体制(専門職・職員配置等) 歯科衛生士
5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科衛生士(賃金) @4,700円	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科医師(委託料) @40,000円 歯科衛生士(賃金) @5,600円 * 通勤実費加算	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科衛生士(報償費) @5,500円	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科衛生士(賃金) @5,650円	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科衛生士(報償費) @6,700円	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科衛生士(報償費) 町内 @6,300円 町外 @9,000円
6. その他 育児支援教室「すくすく教室」 「にこにこ教室」に再掲	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	7	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	乳幼児健康相談の取扱い			小分類	乳幼児健康相談の取扱い			細分類	乳幼児健康相談の取扱い		

問 題 点	<p>1. 対象月齢及び実施方法に差異があるため調整を要する。豊岡市は育児教室、但東町は乳幼児健診と併せて実施しており、城崎町、竹野町、日高町及び出石町は3ヶ月児から3歳児を対象とし独立実施している。</p> <p>2. 出石町は小児科医による診察を行い、但東町は心理判定員を配置するなど実施内容、体制に差異があるため調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 対象は1歳児とし幼児歯科相談、幼児食講習会（離乳食講習会）及び育児支援教室と併せて実施する。</p> <p>2. 実施内容及び体制は、日高町の例を基本とする。</p> <p>3. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向                  対象 1歳児とする。                  実施内容 日高町の例を基本とする。                  実施体制 日高町の例を基本とする。</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象・人数	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数(H13実績)	1. 対象・人数
1歳児 2歳児	対象:乳幼児 実施人数 61人	対象:乳幼児 受診人数 129人	対象:1歳児及び希望者 相談者 132人	対象:乳幼児全般 実施人数 397人	乳児健診・1歳6ヶ月児健診 2歳児健診に合わせて実施。
2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所
保健センター	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	出石町保健福祉センター	健康福祉センター
3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法
1歳児育児教室(すくすく教室) 2歳児育児教室(にこにこ教室) に併せて実施 年12回 奇数月(6回)1歳児 偶数月(6回)2歳児 <内容> 受付 計測 育児・発達相談 幼児食指導	年6回(4・6・8・10・12・2月) 受付13:00～13:30 <内容> 受付 計測 集団指導(テーマを毎回変えて実施) 個別相談	年36回(毎月各会場1回ずつ) 受付9:30～11:00 <内容> 受付 計測 育児・発達相談 通知方法:健診と予防接種のカレンダー、広報、一斉放送、	年間12回 毎月第3水曜 受付9:30～11:00 <内容> 受付 計測 育児・発達相談 (相談内容により栄養士による栄養指導)	年12回 毎月第二火曜日 受付13:30～14:30 <内容> 受付 問診 計測 小児科診察 保健指導(保健師・栄養士) 通知方法:無線・健康カレンダー	乳児:年6回 偶数月 受付時間 3～4ヶ月児 13:00～13:10 7～8ヶ月児及び11～12ヶ月児 13:30～13:40 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 幼児:年6回 受付時間 13:00～13:10 <内容> 問診 計測 内科診察 歯科診察 保健相談 歯科相談(歯垢の染め出し) 栄養相談 幼児食試食
4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)
保健師 栄養士 看護師	保健師(ただし、内容に応じて、スタッフを配置)	保健師	保健師 栄養士	小児科医師 保健師 栄養士 看護師	事務職員 看護師 保健師 内科医師 栄養士 但東町いずみ会 歯科衛生士 歯科医師(2歳児のみ) 心理判定員(2歳児のみ)
5. 経費	5. 経費	5. 経費	5. 経費	5. 経費	5. 経費
栄養士(市職員) 看護師(賃金)@4,700円/回	保健師不在時 看護師:@5,600円/回(通勤実費加算)		栄養士(町臨時職員)	医師(報償費) @23,000円/回 看護師(賃金) @6,700円/回	心理判定員 11,000円
6. その他	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他
平成15年度より実施					平成14年度より心理判定員による育児相談(育児支援強化事業)

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	8	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	母子健康診査の取扱い			小分類	1歳6ヶ月児健診の取扱い			細分類	1歳6ヶ月児健診の取扱い		

問 題 点	<p>1. 法令に定められた健診であり、基本的に内容に差異は無いが、専門職員の配置等実施体制に差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 同時に実施する事業に差異があり調整を要する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>母子保健法</p> <p>(健康診査)</p> <p>第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。</p> <p>一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児</p> <p>二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児</p> <p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> </div>	対 応 策	<p>1. 出石町及び但東町の例を基本とし新市に引継ぐ。</p> <p>2. フッ素塗布事業を併せて実施する。</p> <p>3. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">実施内容</td> <td>現行のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>実施体制</td> <td>出石町及び但東町の例を基本とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>フッ素塗布事業をあわせて実施する。</td> </tr> </table>	実施内容	現行のとおりとする。	実施体制	出石町及び但東町の例を基本とする。	その他	フッ素塗布事業をあわせて実施する。
実施内容	現行のとおりとする。										
実施体制	出石町及び但東町の例を基本とする。										
その他	フッ素塗布事業をあわせて実施する。										

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象・人数 (H13実績)	1. 対象・人数 (H13実績)	1. 対象・人数 (H13実績)	1. 対象・人数 (H13実績)	1. 対象・人数 (H13実績)	1. 対象・人数 (H13実績)
1歳6か月～8か月児 対象人数 504人 受診人数 493人	1歳6か月～1歳8ヶ月児 対象人数 26人 受診人数 25人	1歳6か月～8か月児 対象人数 46人 受診人数 45人	1歳6か月～8か月児 対象人数 170人 受診人数 160人	1歳6ヶ月～8ヶ月児 対象人数 123人 対象人数 120人	1歳6ヶ月児～8ヶ月児 対象人数 36人 受診人数 36人
2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所	2. 実施場所
保健センター	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	出石町保健福祉センター	健康福祉センター
3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法
月1回(第2火) 受付時間 13:00～14:00 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成13年度より育児支援強化事業を実施	年4回(4、7、10、1) 受付時間;13:00～13:30 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	年6回(5、7、9、11、1、3) 受付時間は13:00～13:30、 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成15年度より育児支援強化事業を実施	年6回偶数月第4月 受付時間13:00～13:30 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	年4回(6、9、12、3)の第2木 受付時間 13:30～14:00 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	年6回(5、7、9、11、1、3) 受付時間 13:00～13:10 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施
4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)
受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士 保育士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 保育士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 助産師	看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 栄養士 助産師 保育士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 保育士 栄養士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 保育士 栄養士
5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等)
医師(委託料)@1名あたり1,575円 歯科医師(委託料)@1名あたり945円 看護師(賃金) @4,700円 保育士(賃金) @4,700円 歯科衛生士(賃金)@4,700円 ただし賃金は1回当たり	医師(委託料) @40,000円 歯科医師(委託料) @40,000円 保健師(賃金) @7,000円 歯科衛生士(賃金) @5,600円 看護師(賃金) @5,600円 心理判定員(委託料)@11,000円 保育士(賃金) @5,600円 ただし1回当たり	医師(報償費) @23,000円 歯科医師(報償費)@23,000円 歯科衛生士(報償費)@5,500円 助産師(賃金) @5,500円 心理相談員(報償費)@5,500円 ただし1回当たり	医師(委託料) 23,000円 歯科医師(委託料) @23,000円 助産師(賃金) @5,850円 看護師(賃金) @4,750円 歯科衛生士(賃金) @5,650円 心理相談員(賃金) @4,750円 ただし1回当たり	医師(報償費) @23,000円 歯科医師(報償費) @23,000円 歯科衛生士(報償費) @6,700円 心理相談員(委託料)@11,000円 看護師(賃金) @6,700円 保育士(賃金) @6,700円 ただし1回当たり	医師(報償費) @30,000円 歯科医師(報償費) @30,000円 看護師(報償費) @7,800円 @6,300円 看護師町外(報償費) @9,000円 栄養士(報償費) @9,000円 歯科衛生士(報償費) @6,300円 @9,000円 心理判定員(委託料)@11,000円 ただし1回当たり

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	9	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	フッ素塗布事業の取扱い			小分類	フッ素塗布事業の取扱い			細分類	フッ素塗布事業の取扱い		

問 題 点	<p>1. 城崎町を除く1市4町が実施しており、実施状況に差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 対象年齢、実施方法、内容、費用負担についても差異があるため調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 豊岡市の例を基本とし新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 対象、実施方法、体制は豊岡市の例を基本とし、1歳6ヶ月児健診及び2歳児歯科検診にあわせて実施する。 (1歳6ヶ月児：歯ブラシ法、2歳児：イオン導入法) また、費用負担は豊岡市、竹野町及び日高町の例による。</p> <p>3. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向 対 象 豊岡市の例による。 体 制 豊岡市の例を基本とする。 実 施 内 容 豊岡市の例を基本とする。 費 用 負 担 豊岡市、竹野町及び日高町の例による。 1歳半及び2歳児健診にあわせて実施する。</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 名称 フッ素塗布事業	1. 名称 制度なし	1. 名称 ピカピカ教室	1. 名称 幼児歯科講習会フッ素塗布事業	1. 名称 フッ素塗布事業	1. 名称 フッ素塗布事業
2. 対象・人数 1歳6ヶ月児 2歳児	2. 対象・人数	2. 対象・人数 1歳半～5歳	2. 対象・人数(H13実績) 2歳児以上の児で保護者の希望があり、かつ歯科医師が必要と認められた者。 実施者184人。	2. 対象・人数(H13実績) 3歳児健診対象者 実施人数 72人	2. 対象・人数 1歳6ヶ月から4歳の誕生日まで
3. 実施場所 保健センター	3. 実施場所	3. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	3. 実施場所 日高町健康福祉センター	3. 実施場所 出石町保健福祉センター	3. 実施場所 保健センター
4. 実施内容 1歳6ヶ月児健診と同時開催。 希望者に染め出しを行う ブラッシングを指導 歯ブラシ法によりフッ素を塗布  育児支援教室(にこにこ教室)と同時開催。 希望者に染め出しを行う ブラッシングを指導 イオン導入法によりフッ素を塗布	4. 実施内容	4. 実施内容 年6回 内容 奥歯の生えている幼児にはトレー法 はえてない乳幼児には歯ブラシ法を実施 歯ブラシ法は2ヶ月毎に利用している人もある。	4. 実施内容 年12回 幼児歯科講習会に合わせて実施。 内容 染め出し 歯みがき 歯科医師による健診 歯科衛生士によるフッ素塗布 (イオン導入法:3ヵ月に1回) (ブラッシング法:2ヵ月に1回)	4. 実施内容 3歳児健診に併用して実施。 内容 イオン導入法(年1回)	4. 実施内容 年4回 内容 歯ブラシ法とイオン導入法 歯磨きカレンダー配布 歯の健康カードを配布によりフッ素塗布実施状況を管理 PR 1歳6ヶ月・2歳児健診案内時にパンフレット及び母子保健事業一覧表の送付
5. 体制 歯科医師 保健師 歯科衛生士4名 看護師	5. 体制	5. 体制 歯科医師 歯科衛生士	5. 体制 歯科医師 保健師 歯科衛生士 看護師	5. 体制 歯科衛生士 (3歳児健診に合わせて実施)	5. 体制 保健師 事務 看護師 歯科医師 歯科衛生士
6. 経費 歯科医師(健診医) 歯科衛生士@4,700円	6. 経費	6. 経費 1歳6ヶ月児・2歳児健診に合わせて実施	6. 経費 歯科医師 @20,000円 保健師 歯科衛生士 @5,650円 看護師 @4,750円	6. 経費 3歳児健診に併用して実施	6. 経費 歯科医師 @23,000円/1回 看護師 @7,800円/1回 歯科衛生士 @6,300円/1回(町内) @9,000円/1回(町外)
7. 費用負担 イオン導入法 @1,400円/回 ブラッシング法@500円/回	7. 費用負担	7. 費用負担 イオン導入法@1,400円/1回 ブラッシング法@500円/1回(歯ブラシ代込み)	7. 費用負担 イオン導入法 @1,400円/回 ブラッシング法@500円/回	7. 費用負担 イオン導入法@1,000円/1回	7. 費用負担 イオン導入法 @1,000円/1回 歯ブラシ法 @500円/1回



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	10	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	2歳児健診の取扱い			小分類	2歳児健診の取扱い			細分類	2歳児健診の取扱い		

問題点	<p>1. 豊岡市及び日高町は内科診察を実施しておらず、他の4町と実施状況に差異があるため調整を要する。但し、豊岡市はフッ素塗布のための歯科検診を実施しており、日高町は歯科講習会を実施している。</p>	対応策	<p>1. 新市においては、内科診察を中心とする健診は廃止し、2歳児歯科検診として実施する。                  2. 対象は竹野町、但東町の例により、内容および体制は、日高町の例を基本とするが、幼児食講習は当該事業では実施しない。                  3. フッ素塗布事業及び育児支援教室をあわせて実施する。                  4. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調整案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続                  2. 制度・組織等の一元化 必要                  3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日                  4. 一元化の方向                  対象：竹野町、但東町の例による。                  体制：日高町の例による。                  内容：日高町の例を基本とする。</p>
-----	---	-----	---	-----	--

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象・対象人数・受診人数 平成15年度よりフッ素塗布の歯科検診を実施。にこにこ教室 2歳児	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績) (対象) 2歳(3~5ヶ月) (対象人数) 25人 (実施人数) 20人	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績) (対象) 2歳(2~4ヶ月) (対象人数) 49人 (受診人数) 46人	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績) (対象) 2歳児及び希望者 (対象人数) (受診人数) 248人(フッ素塗布参加者含む)	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績) (対象) 2歳児(1~3ヶ月) (対象人数) 115人 (実施人数) 106人	1. 対象・対象人数・受診人数(H13実績) (対象) 2歳(2~4ヶ月) (対象人数) 30人 (受診人数) 28人
2. 実施場所 保健センター	2. 実施場所 保健センター(総合福祉会館3階)	2. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	2. 実施場所 日高町健康福祉センター	2. 実施場所 出石町保健福祉センター	2. 実施場所 健康福祉センター
3. 実施方法 偶数月(6回) <内容> 受付 計測 育児・発達相談 幼児食指導 歯科指導	3. 実施方法 年4回(4・7・10・1月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 ・1歳6ヵ月健診と同時開催 ・14年度より育児支援強化事業を実施 集団遊び・親子遊び・育児相談・心理判定	3. 実施方法 年6回(5・7・9・11・1・3月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 1歳6ヵ月児健診、ピカピカ教室(フッ化物塗布事業)を同時に実施	3. 実施方法 年12回(第3月曜午後) 受付13:15~13:30 <内容> 受付 問診 計測 歯科診察 歯科指導 保健指導 幼児食講習 ・保護者の希望及び歯科医師の診察により 医師の指示でフッ素塗布も実施 (イオン法・歯ブラシ法)	3. 実施方法 年4回(5・8・11・2月)第2木曜 受付13:30~14:00 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 ・保健指導には、保健師・栄養士 心理相談員が従事	3. 実施方法 年6回(5・7・9・11・1・3月) 受付13:30~13:40 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 育児相談 ・1歳6ヵ月健診と同時開催
4. 体制(専門職・職員配置等) 保健師、栄養士、歯科医衛生士 看護師	4. 体制(専門職・職員配置等) 事務職員 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 保育士 心理判定員	4. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理相談員 助産師	4. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 看護師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士	4. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 看護師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士 心理相談員	4. 体制(専門職・職員配置等) 事務職員 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士 心理判定員
5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科医衛生士(賃金) @4,700円/回	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 医師(委託料) @40,000円 歯科医師(委託料) @40,000円 保健師(賃金) @7,000円 歯科衛生士 @5,600円 看護師 @5,600円 保健師不在時のみ 心理判定員(委託料) @11,000円 保育士(賃金) @5,600円 * 通勤実費を加算	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 心理相談員(報償費) @5,500円 助産師(賃金) @5,500円 歯科衛生士(報償費) @5,500円 内科医師(報償費) @23,000円 歯科医師(報償費) @23,000円	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 歯科医師(報償費) @20,000円 看護師(賃金) @4,750円 歯科衛生士(賃金) @5,650円	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 医師(報償費) @23,000円 歯科衛生士(報償費) @6,700円 心理相談員(委託) @11,000円 看護師(賃金) @6,700円	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 医師(報償費) @30,000円 歯科医師(報償費) @30,000円 看護師(報償費) 町外@7,800円 " 町内@6,300円 看護師(報償費) 町外@9,000円 栄養士(報償費) @9,000円 歯科衛生士(報償費) 町内@6,300円 町外@9,000円 心理判定員(委託) @11,000円

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	4 福 祉 部 会	分科会名	17 健 康 分 科 会	コード	22	7	1102	11	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	3歳児健診の取扱い			小分類	3歳児健診の取扱い			細分類	3歳児健診の取扱い		

問 題 点	<p>1. 法令に定められた健診であり、基本的に内容に差異は無いが、専門職員の配置等実施体制に差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 視聴覚健診は、豊岡市のみ3歳児健診時のアンケート結果により、専門医による診察を実施しており、実施方法に差異があるため調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 実施方法及び体制は、豊岡市の例に心理判定員を加える。</p> <p>2. 視聴覚健診は、豊岡市の例により拠点において実施する。</p> <p>3. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向 対 象 豊岡市の例による。 実 施 内 容 豊岡市の例による。 実 施 体 制 豊岡市の例を基本とする。 視 聴 覚 検 診 豊岡市の例による。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)	1. 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)
3歳児健康診査/3歳2ヶ月～4歳未満 (対象人数)521人 (受診人数)490人 3歳児視聴覚健診 (対象人数)視覚 33人 聴覚 29人 (受診人数)視覚 33人 聴覚 29人	3歳2ヶ月～3歳5ヶ月 15年度より3歳3ヶ月～3歳6ヵ月までとする (対象人数) 34人 (受診人数) 34人	対象;3歳1ヶ月～5ヶ月児 (対象人数) 45人 (受診人数) 45人	対象;3歳～3歳2ヵ月児 (対象人数) 167人 (受診人数) 159人	対象;3歳1ヶ月から3歳3ヶ月児 (対象人数) 114人 (受診人数) 111人	対象;3歳児(3歳～3歳6ヶ月) (対象人数) 44人 (受診人数) 44人
2. 実施場所 保健センター	2. 実施場所 保健センター(総合福祉会館3階)	2. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	2. 実施場所 健康福祉センター	2. 実施場所 保健福祉センター	2. 実施場所 健康福祉センター
3. 実施方法 3歳児健診 月1回・開催時期 第1火 受付 13:00～13:40 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 平成13年度より育児支援強化事業を実施 3歳児視聴覚健診 年4回 第3水 受付 13:00～13:30 <内容> 視覚健診 聴覚健診	3. 実施方法 年3回(6・10・2月) 受付13:00～13:30 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3. 実施方法 年3回(6月、10月、2月) 受付13:00～13:30 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 配布物 800円相当の絵本 平成15年度より育児支援強化事業を実施	3. 実施方法 年4回(5・8・12・2月) 受付13:00～16:00 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3. 実施方法 年4回(4・7・10・1月) 受付13:30～14:00 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3. 実施方法 年2回(6・12月) 受付13:00～13:30 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 幼児食試食 平成14年度より育児支援強化事業を実施(心理判定員)
4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)	4. 体制(専門職・職員配置等)
3歳児健康診査 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 事務職員 栄養士 看護師 保育士 3歳児視聴覚健診 保健師 眼科医師 耳鼻科医師 事務職員 看護師	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 事務職員 保育士 心理判定員	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理相談員 助産師  平成14年度より、絵本の読み聞かせの実施	保健師 内科医師 歯科医師 歯科医衛生士 保育士 助産師 栄養士 看護師	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 栄養士 看護師 保育士	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 看護師 事務職員 但東町いずみ会
5. 経費(専門職の支払区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払区分・金額等)	5. 経費(専門職の支払区分・金額等)
医師(委託料) @1,575円/名 豊岡市城崎郡医師会 歯科医師(委託料) @ 945円/名 豊岡市歯科医師会 眼・耳鼻科(委託料) @20,500円/回 立豊岡病院 看護師(賃金) @4,700円/回 歯科衛生士(賃金) @4,700円/回	医師(委託料) @40,000円/回 歯科医師(委託料) @40,000円/回 保健師(賃金) @7,000円/回 歯科衛生士(賃金) @5,600円/回 看護師(賃金) @5,600円/回 心理判定員委託料 @11,000円/回 保育士(賃金) @5,600円/回 通勤実費加算	心理相談員(報償費) @5,500円/回 助産師(賃金) @5,500円/回 歯科衛生士(報償費) @5,500円/回 内科医師(報償費) @23,000円/回 歯科医師(報償費) @23,000円/回	医師(委託料) @23,000円/回 歯科医師(委託料) @23,000円/回 助産師(賃金) @5,850円/回 看護師(賃金) @4,750円/回 心理相談員(賃金) @4,750円/回 歯科衛生士(賃金) @5,650円/回	医師(報償費) @23,000円/回 歯科医師(報償費) @23,000円/回 歯科衛生士(報償費) @6,700円/回 心理相談員(委託料) @11,000円/回 看護師(賃金) @6,700円/回 保育士(賃金) @6,700円/回	医師 @30,000円/回(報償費) 歯科医師 @30,000円/回(報償費) 看護師 @7,800円/回(報償費) @6,300円/回(報償費) 保健師 @9,000円/回(報償費) 栄養士 @9,000円/回(報償費) 歯科衛生士 @6,300円/回(町内) @9,000円/回(町外) 但東町いずみ会 @4,000円/回(報償費) 心理判定員 @11,000円/回(委託料)

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	12	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	乳幼児訪問指導の取扱い			小分類	乳幼児訪問指導の取扱い			細分類	乳幼児訪問指導の取扱い		
問題点	1. 対象者、実施体制及び内容に差異があり調整を要する。				対応策	1. 対象は、豊岡市、日高町、出石町及び但東町の例により、新生児訪問を受けなかった乳幼児で希望する者、健診非受検児及び健診でフォローが必要な乳幼児とする。 また、内容及び体制は豊岡市の例を基本とし、詳細は合併後速やかに調整する。				調整案	1. 制度・組織等の存廃                    存続 2. 制度・組織等の一元化                必要 3. 廃止又は一元化の時期                合併後最初に到来する4月1日 4. 一元化の方向 対象                    豊岡市・日高町・出石町・但東町の例による。 実施方法                豊岡市を基本とする。 実施体制                豊岡市の例を基本とする。				

各市町における事務事業等の現況					
豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象・人数 (H13実績) ・新生児訪問指導を受けなかった児で希望する者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 50人	1. 対象・人数 (H13実績) ・町内に里帰り出産し依頼のあった新生児 ・出生後28日以上の乳児 ・健診フォロー児 8人	1. 対象・人数 (H13実績) ・新生児訪問の出来なかった乳児に必要な児や希望者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 ・予防接種の接種勧奨を必要とする児 26人	1. 対象・人数 (H13実績) ・新生児訪問指導を受けなかった児で希望する者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 1人	1. 対象・人数 (H13実績) ・新生児訪問指導を受けなかった児で希望する者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 3人	1. 対象・人数 (H13実績) ・新生児訪問指導を受けなかった児で希望する者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 12人
2. 実施方法・内容 保健師・栄養士による家庭訪問指導 必要に応じて家庭相談員とも同行訪問	2. 実施方法・内容 保健師による家庭訪問指導 必要によりこどもセンター職員と訪問	2. 実施方法・内容 保健師による家庭訪問指導 必要によりこどもセンター職員と訪問	2. 実施方法・内容 保健師による家庭訪問指導 必要によりこどもセンター職員と訪問	2. 実施方法・内容 保健師による家庭訪問指導	2. 実施方法・内容 保健師による家庭訪問指導
3. 体制 保健師 栄養士 必要に応じて家庭相談員とも同伴	3. 体制 保健師 こどもセンター職員	3. 体制 保健師 こどもセンター職員	3. 体制 保健師 こどもセンター職員	3. 体制 保健師 こどもセンター保健師 健康福祉事務所保健師	3. 体制 保健師

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	13	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	育児支援教室の取扱い			小分類	育児支援教室の取扱い			細分類	育児支援教室の取扱い		

問 題 点	<p>1. 豊岡市は1歳児、2歳児を対象とし、城崎町、竹野町、日高町及び但東町は3ヶ月児から3歳児まで、出石町は言葉の発達遅れ等の健診後要経過観察児を対象としており、対象者に差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 保育士、助産師、心理判定員等の専門職員の配置に差異があるため調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 育児支援教室は、対象を1歳児及び2歳児、保育園入園までの健診後要経過観察児とする。</p> <p>2. 1歳児及び2歳児を対象とする教室の内容及び体制は豊岡市の例を基本とし、それぞれ乳幼児健康相談及び2歳児歯科健診と併せて実施する。 言葉の発達遅れ等の健診後要経過観察児及びその保護者を対象とする教室の内容及び体制は、出石町の例を基本とし、拠点開催として新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 実施場所、実施回数、経費等詳細は保健センターのあり方等整理後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日</p> <p>4. 一元化の方向 対象者 (1) 1歳児及び2歳児 (2) 健診後要経過観察児及びその保護者 実施内容 (1) 豊岡市の例を基本とする。 (2) 出石町の例を基本とする。 実施体制 (1) 豊岡市の例を基本とする。 (2) 出石町の例を基本とする。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	---

各市町における事務事業等の現況					
豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 名称 すくすく教室(1歳児育児教室) にこにこ教室(2歳児育児教室)	1. 名称 乳幼児健康相談	1. 名称 すくすく教室	1. 名称 カンガルークラブ	1. 名称 こがもらんど	1. 名称 乳児健診、1歳半健診、2歳健診に併せて実施
2. 対象(H13実績) 対 象 1歳、1歳1か月児の親子 対象人員 479人 参加人員 293人	2. 対象(H13実績) 対 象 乳幼児の希望者 参加人員 19人	2. 対象(H14実績) 対 象 乳幼児の希望者 参加人員 57人	2. 対象(H13実績) 対 象 3歳までの乳幼児とその保護者 参加人員 75人	2. 対象(H13実績) 対 象 健診要経過観察児 2~3歳児(幼稚園就園まで) 参加人員 延べ59人	2. 対象(H13実績) 対 象 乳幼児の希望者 参加人員 延137人
3. 実施場所 保健センター(トレーニング室)	3. 実施場所 保健センター(総合福祉会館3階)	3. 実施場所 ふれあい会館(老人福祉センター)	3. 実施場所 日高町農村環境改善センター他。	3. 実施場所 出石町保健福祉センター	3. 実施場所 健康福祉センター
4. 実施方法 年6回 奇数月 第4金 年6回 偶数月 第4金 受付時間 13:00~13:30  内 容 計測 育児発育相談 歯科指導 幼児食指導	4. 実施方法 年6回 偶数月 受付時間13:30~14:00  内 容 受付 計測 集団指導 個別相談 保健師による講話 交流会(テーマをきめて話し合い)	4. 実施方法 6回 偶数月 受付時間10:00~11:30  内 容 離乳食の講習、 子育てについての交流 身体計測 虫歯予防の話(8月のみ)	4. 実施方法 月1回(第4火曜日)年間12回。 受付時間10:00~11:30  内 容 保健師、栄養士の一口講話 親子体操 親子製作	4. 実施方法 年9回(5・6・7・8・9・10・11・1・2) 第4月 受付時間 8:45~11:30  内 容 自由遊び、 親子体操、 親子遊び(紙芝居、凧揚げ等)、 交流会(テーマを決めて話し合い、雑談)	4. 実施方法 乳児:年6回 偶数月 幼児(1歳半、2歳):年6回 三歳児:年2回  保健相談、栄養相談、歯科相談、 保育士による遊びと生活相談、 心理判定員による育児相談
5. 体制(専門職・職員配置等) 受付事務 保健師 栄養士 看護師 歯科衛生士 保育士	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 こどもセンター(年1回)	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 栄養士 助産師	5. 体制(専門職・職員配置等) 保育士 保健師 栄養士	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 栄養士 心理相談員 保育士 歯科衛生士(1回のみ)	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 栄養士 歯科衛生士 保育士 心理判定員
6. 経費 看護師(賃金)1回 4,700円 歯科衛生士(賃金)1回 4,700円	6. 経費	6. 経費 栄養士(報償費)1回5,500円	6. 経費 栄養士(町臨時職員)	6. 経費 心理相談員(委託料)1回11,000円 保育士(賃金) 1回6,700円 歯科衛生士(賃金) 1回6,700円	6. 経費 心理判定員 11,000円



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	4 福祉部会	分科会名	17 健康分科会	コード	22	7	1102	15	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い	
大分類	母子保健事業の取扱い			中分類	保育・幼稚園児歯科指導事業の取扱い			小分類	保育・幼稚園児歯科指導事業の取扱い			細分類	保育・幼稚園児歯科指導事業の取扱い		

<p>問題点</p> <p>1. 豊岡市を除く他の5町が実施しており、実施状況に差異があるため調整を要する。 2. 事業を実施している5町においても、対象、内容等に差異があるため調整を要する。</p>	<p>対応策</p> <p>1. 歯科保健の重要性から、制度は新市に引継ぐ。 2. 対象、内容等事業の詳細及び事業の所管については、合併の日までに教育、福祉部局と調整する。</p>	<p>調整案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続 2. 制度・組織等の一元化 必要 3. 廃止又は一元化の時期 合併の日までに 4. 一元化の方向</p>
--	--	--

## 各市町における事務事業等の現況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
1. 対象・人数 制度なし	1. 対象・人数(H13実績) 保育園児とその保護者 実施人数85組 幼稚園児とその保護者 実施人数27組	1. 対象・人数(H13実績) 保育園児 幼稚園児 実施人員218名	1. 対象・人数(H13実績) 保育園児と保護者 (保護者については園の希望による) 実施人員249人	1. 対象・人数(H13実績) 保育園児 幼稚園児 実施人数266人	1. 対象・人数(H13実績) 保育園児 幼稚園児 実施人数382人
2. 実施場所	2. 実施場所 保育園(1園) 幼稚園(1園)	2. 実施場所 保育園(2園) 幼稚園(2園)	2. 実施場所 保育園(8園)	2. 実施場所 保育園(2園) 幼稚園(5園)	2. 実施場所 保育園(3園) 幼稚園(3園)
3. 通知・PR方法	3. 通知・PR方法 各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に連絡していただく	3. 通知・PR方法 各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に連絡していただく	3. 通知・PR方法 園への協力については、園長会等の集まり時に内容等を説明し、参加を促す。	3. 通知・PR方法 各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に連絡していただく	3. 通知・PR方法 各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に連絡していただく
4. 実施方法	4. 実施方法 年1回(6月頃) 時間(保育園)10:00~11:30 (幼稚園)9:30~10:30 内容 保育園 保健師の集団指導 歯科衛生士のエプロンシアター 染め出し 歯磨き指導 うがいの練習・約束 幼稚園 保健師の集団指導 歯科衛生士のペープサート 染め出し 歯磨き指導 うがいの練習・約束 配布物: 歯科衛生士の作成した物	4. 実施方法 保育園 年2回(6月と1~2月) 時間10:00~11:00、 幼稚園 年1回(6月) 時間10:00~11:00 内容 虫歯予防の話 6歳臼歯の萌出に関する話 基本的な歯みがき方法の説明と実践 相互磨きなど	4. 実施方法 年1回(7月) 時間 午前中で1時間程度 内容 歯科衛生士による歯の話 歯垢染め出し 歯のチェック 歯みがき指導。 配布物: 糸ようじ 指導チラシ	4. 実施方法 年1回(11~12月) 時間10:00~11:30 内容 歯科衛生士による虫歯菌、おやつ、6歳臼歯の話 歯のみがき方 歯の染め出し 園児同士の相互みがき 栄養士による栄養の話 配布物: 歯みがきカレンダー ディスプレイ	4. 実施方法 年間3回実施 内容は各園及び学校で検討 保育園 *おやつとむし歯について *自分で磨こう!!(みがきっこ)、親にも「磨いてください。」と指導。 幼稚園 *6歳臼歯中心場所 *磨きっこ*おやつについて *動物の歯について *6歳臼歯を描いてみよう!!(最後に)
5. 体制(専門職・職員配置等)	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 歯科衛生士	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 歯科衛生士	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 歯科衛生士	5. 体制(専門職・職員配置等) 保健師 歯科衛生士 栄養士	5. 体制(専門職・職員配置等) 歯科衛生士
6. 経費	6. 経費 歯科衛生士(賃金)@5,600円/1回 (通勤実費を加算)	6. 経費 在宅歯科衛生士(報償費)@5,500円/1回	6. 経費 歯科衛生士(賃金)@5,650円/1回 + 交通費/回	6. 経費 歯科衛生士(報償費)@6,700円/1回	6. 経費 教育委員会にて予算化 (1日2園で10,000円)

1市5町母子保健の現状

	対象者	豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町	現状回数				
妊娠期	母子手帳交付	定例交付(年24回)	随時交付	随時交付	定例交付(年24回)	随時交付	随時交付					
	妊婦健康相談	定例(年24回)	随時	定例(年36回)	定例(年24回)	随時	随時					
	妊婦母親学級	実施なし	妊婦(年3回)	妊婦(年3回)	妊婦、2ヶ月母親(年12回)	妊婦(年6回)						
	妊婦 新生児、産婦	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (保健師)	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (保健師)					
乳児期	乳幼児	訪問指導	訪問指導	訪問指導	訪問指導	訪問指導	訪問指導					
	3~4ヶ月	年24回 乳児健診(4・5ヶ月) 離乳食講習会	年6回(奇数月) 乳児健診(4・5ヶ月) 乳児健診(7ヶ月) 乳児健診(10・11ヶ月) 乳児健診(12・13ヶ月) 離乳食講習会 乳幼児歯科相談	乳幼児健康相談、 育児教室(年6回) (同時実施)	年6回(奇数月) 乳児健診(3・4ヶ月) 乳児健診(9・10ヶ月) 乳児健診(12・13ヶ月) 乳幼児歯科相談	乳幼児健康相談(年3・6回) ( 育児教室(年6回) ( 離乳食講習会(同時実施)	年6回(奇数月) 乳児健診(3・4ヶ月) 離乳食講習会	育児教室(年1・2回) ( 乳幼児健康相談(年1・2回) (	年6回(偶数月) 乳児健診(3・4ヶ月) 離乳食講習会	乳幼児健康相談(年1・2回) ( 育児教室(年1・2回) (	年6回(偶数月) 乳児健診(3・4ヶ月) 乳児健診(7・8ヶ月) 乳児健診(11・12ヶ月) 離乳食講習会 乳幼児歯科相談 乳幼児健康相談 育児教室	54回
	6~8ヶ月	年12回 乳児健診(7・8ヶ月) 離乳食講習会 ブックスタート	同時実施	実施せず	年6回(偶数月) 乳児健診(6・7ヶ月) 歯科診察 ツ反	同時実施	実施せず	同時実施	30回			
	9~11ヶ月	実施せず	同時実施	同時実施	実施せず	同時実施	実施せず	同時実施				
	12ヶ月	年6回 すくすく教室(育児教室) 離乳食講習会 乳幼児健康相談 乳幼児歯科相談	同時実施	同時実施	同時実施	年12回 乳幼児歯科相談	同時実施	同時実施	84回			
	1歳半	年12回 1歳半健診 フッソ塗布事業	年4回 1歳半健診 2歳健診(2~4)	年6回(奇数月) 1歳半健診 2歳健診(2~4) フッソ塗布事業	年6回(偶数月) 1歳半健診	同時実施	同時実施	同時実施	38回			
	2歳	年6回 にこにこ教室(育児教室) フッソ塗布事業 乳幼児健康相談	同時実施	同時実施	年12回 2歳歯科講習会(3~5) フッソ塗布事業	同時実施	同時実施	同時実施	32回			
幼児期	2~3歳	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず					
	3歳	年12回 3歳健診(2~4) 視聴覚健診	年3回 3歳健診(2~5)	年3回 3歳健診(1~5)	年4回 3歳健診(0~2)	年4回 3歳健診(1~3) フッソ塗布事業	年2回 3歳健診(0~6) 育児教室	28回				
	4~5歳	実施せず	歯科指導 保育園1 幼稚園1	歯科指導 保育園2 幼稚園2	歯科指導 保育園8	歯科指導 保育園2 幼稚園5	歯科指導 保育園3 幼稚園3					



新市移行後事業

	対象者	実施事業	内容等	体制
妊娠期	妊婦	母子健康手帳交付	拠点での定例相談時の交付を基本 窓口での随時交付も行う	
	妊婦	妊婦健康相談 (拠点での定例実施)	保健相談 栄養相談 歯科相談	保健師 栄養士 歯科衛生士 随時交付は保健師のみ
	妊婦 生後2ヶ月児及 び保護者	母親学級	妊産婦期の注意 育児に関する質問 不安等の相談 先輩ママとの交流	保健師 栄養士
	ハイリスク妊婦 新生児・産婦	訪問指導	法令に基づく内容 (第1子及び希望者)	保健師 北但助産師会(一部委託)
乳児期	非受検児 要フォロー児	訪問指導	家庭訪問指導	保健師 家庭相談員(必要に応じ)
	4~5ヶ月	乳児健診(4ヶ月) 離乳食講習会 -同時実施-	問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 離乳食栄養指導	小児科医師 保健師 看護師 栄養士
	7~8ヶ月	乳児健診(7ヶ月) 乳幼児歯科相談 離乳食講習会 -同時実施-	内科診察 保健指導 歯科指導 離乳食栄養指導	小児科医師 保健師 看護師 歯科衛生士 栄養士
	12ヶ月	育児支援教室 乳幼児健康相談 乳幼児歯科相談 離乳食講習会 -同時実施-	計測 育児・発達相談 歯科指導 幼児食指導	保健師 保育士 看護師 歯科衛生士 栄養士
	1歳 6~8ヶ月	1歳半健診 (法定健診) フッソ塗布事業 -同時実施-	計測・問診 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健・栄養指導 フッソ塗布	内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 保健師 看護師 栄養士 保育士
	2歳 2ヶ月~4ヶ月	2歳児歯科検診 フッソ塗布事業 育児支援教室 -同時実施-	歯科診察 フッソ塗布 歯科指導 保健指導 育児指導 幼児食指導	歯科医師 歯科衛生士 保健師 看護師 保育士 栄養士
	2~3歳	要経過観察児の 育児支援教室	育児指導 交流会 等	テーマごとに必要なスタッフ
幼児期	3歳 2ヶ月~4ヶ月	3歳健診 (法定健診) 視聴覚健診 -別途拠点実施-	内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導 栄養指導 視覚健診 聴覚健診	保健師 歯科医師 栄養士 保育士 内科医師 歯科衛生士 看護師 心理判定員 眼科医師 耳鼻科医師 看護師
	4~5歳	保育園幼稚園 歯科指導	歯科指導	歯科衛生士

提案第 13 号

社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について

社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

社会教育関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 9
<p>1 . 体育館の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 1 年を目安に調整する。</p> <p>2 . 運動場の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、詳細は合併の日までに調整する。</p> <p>3 . 野球場の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、詳細は合併の日までに調整する。</p>		

次回協議（ 全件 ・ ）

平成 15 年 月 日確認（ 全件 ・ ）

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	5 教育部会	分科会名	20 社会体育分科会	コード	22	9	1202	1	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会教育関係事務事業の取扱い	
大分類	社会体育施設の取扱い			中分類	体育館の取扱い			小分類	体育館の取扱い			細分類	体育館の取扱い		

問 題 点	<p>1. 城崎町を除く1市4町が体育館を設置しているが、使用料の取扱いについて、同種同規模同程度の施設でありながら、差異があるものがあり調整を要する。</p> <p>2. 減免の取扱いについて、差異があるため調整を要する。</p> <p>3. 各施設の休館日に差異があり、調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 施設及び使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同種同規模同程度の施設については、合併後1年を目安に調整する。</p> <p>2. 減免規定は、豊岡市の例を参考に、取扱いに不均衡が生じないよう合併の日までに調整する。</p> <p>3. 休館日は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、年末年始は12月29日から翌年1月3日までとし、日高町の8月14・15日は開館日とする。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃            存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化        必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期        合併後1年後を目安に</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p style="margin-left: 20px;">施設            現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">使用料        現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">減免規定     豊岡市の例を参考に</p> <p style="margin-left: 20px;">休館日        現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">利用可能時間 現行のとおり新市に引き継ぐ</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 名称 豊岡市総合体育館(S63.5) 豊岡市民体育館(S35.7)	1. 名称 該当無し	1. 名称 B&G 体育館(S61)	1. 名称 日高町文化体育館(S62.8)	1. 名称 B & G 体育館(S57.5)	1. 名称 但東町中央体育館(S58.2) 資母体育館(H5.2)
2. 規模(用途、面積) 用途 体育・スポーツ・レクリエーション活動 面積(アリーナ) 1,855.8㎡ 766.8㎡	2. 規模(用途、面積)	2. 規模(用途、面積) 用途 体育・スポーツレクリエーション活動 面積 1,321.1㎡	2. 規模(用途、面積) 用途 体育・スポーツレクリエーション活動 面積 2,742㎡	2. 規模(用途、面積) 用途 体育・スポーツレクリエーション活動 面積 1,219㎡	2. 規模(用途、面積) 用途 体育・スポーツレクリエーション活動 面積 983.63㎡ 957㎡
3. 利用可能競技 バレーボール4面、バスケット2面 バレーボール2面、バスケット1面	3. 利用可能競技	3. 利用可能競技 バスケット1面 バレーボール2面 バドミントン3面 剣道1面、柔道50畳、卓球3台 ウェイトトレーニング	3. 利用可能競技 バレーボール 2面 バスケット 1面 バドミントン 3面 テニス 1面	3. 利用可能競技 バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バドミントン 3面	3. 利用可能競技 バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バドミントン 4面 室内テニス 1面 ソフトバレー 4面
4. 使用料一覧表 別シート「体育施設使用料一覧表」	4. 使用料一覧表	4. 使用料一覧表 別シート「体育施設使用料一覧表」	4. 使用料一覧表 別シート「体育施設使用料一覧表」	4. 使用料一覧表 別シート「体育施設使用料一覧表」	4. 使用料一覧表 別シート「体育施設使用料一覧表」
5. 休館日 火曜日 12月28日～1月4日	5. 休館日	5. 休館日 月曜日、祝祭日(祝祭日が月曜日の場合、翌日) 12月28日～1月3日	5. 休館日 12月29日～1月3日、8月14日、15日	5. 休館日 月曜日 12月27日～1月5日	5. 休館日 12月29日～1月3日
6. 利用可能時間 9:00～22:00	6. 利用可能時間	6. 利用可能時間 9:00～22:00	6. 利用可能時間 9:00～22:00	6. 利用可能時間 9:00～22:00	6. 利用可能時間 9:00～22:00
7. 駐車可能台数 100台 20台	7. 駐車可能台数	7. 駐車可能台数 約70台	7. 駐車可能台数 40台	7. 駐車可能台数 普通車 52台	7. 駐車可能台数 30台 50台
8. 減免規定 別シート「体育施設使用料一覧表」	8. 減免規定	8. 減免規定	8. 減免規定 別シート「体育施設使用料一覧表」	8. 減免規定 別シート「体育施設使用料一覧表」	8. 減免規定 別シート「体育施設使用料一覧表」
9. 人員配置及び管理体制 嘱託2名、臨時1名 嘱託1名 両体育館とも夜間はシルバーセンター管理委託	9. 人員配置及び管理体制	9. 人員配置及び管理体制 所長 1名(公民館長兼務) センター育成士(正職) 1名 臨時 1名 夜間 嘱託 1名	9. 人員配置及び管理体制 昼間は3人(シルバー人材センター事務所) 夜間は、上記のうち1人	9. 人員配置及び管理体制 嘱託職員2名 (1名 所長 1名体育教室担当) 夜間シルバーセンター管理委託	9. 人員配置及び管理体制 職員なし、教育委員会が管理 事務手続は博物館 維持管理は非常勤管理人に委託
10. その他	10. その他	10. その他 町民と生駒市民は無料 他市町の学校の場合半額	10. その他	10. その他	10. その他



体育館使用料、減免規定

豊岡市										
豊岡市民体育館、総合体育館										
区 分				使用料						
				9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	18:00～22:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
基 本 料 金	市 民 体 育 館	競 技 場	専 用 使 用	体育・スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	円	円	円	円	円	円
				営利又は宣伝を目的として使用する場合	1,500	2,600	4,100	4,100	6,700	7,800
				その他の目的に使用する場合	11,000	19,000	30,000	30,000	49,000	58,000
				その他の目的に使用する場合	2,300	4,400	6,700	6,700	11,100	13,200
				会議室	500	500	1,000	600	1,100	1,500
	総 合 体 育 館	専 用 使 用	体育・スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,800	6,600	10,400	10,400	17,000	19,800	
			営利又は宣伝を目的として使用する場合	27,000	49,000	76,000	76,000	125,000	148,000	
			その他の目的に使用する場合	5,800	11,000	16,800	16,800	27,800	33,000	
			個人使用	400	400	800	500	900	1,300	
			会議室	1,500	1,900	3,400	2,500	4,400	5,500	
		ミーティング室	500	600	1,100	700	1,300	1,700		

特別料金  
1 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加算する。  
2 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につき、当該使用区分に係る基本料金の1時間当たりの額の2割増の額を徴収する。この場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てる。  
3 市内に居住、在学又は在勤する者以外の者が使用するときは、当該使用区分に係る基本料金(2に該当するときは、2により計算した額を含む。)の5割の額を加算する。  
4 冷暖房を使用するときは、当該使用区分に係る基本料金(2に該当するときは、2により計算した額を含む。)の5割の額を加算する。  
5 附属設備の使用料は、別に教育委員会規則で定める。  
6 使用料の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

減免規定

- 市が主催又は教育委員会と教育関係団体が共催で使用場合(使用料の全額)
- スポーツ行事で教育委員会が特に必要と認める場合(使用料の全額)
- 市と共催又は市の後援で諸団体が使用する場合(使用料の5割)
- 教育委員会が後援する事業で特に必要と認める場合(使用料の5割)
- 教育委員会が特別の理由があると認める場合(教育委員会が認める額)

城崎町

該当なし

竹野町

B & G 海洋センター使用料						
施設	区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	備 考	
体育館	団体	3,000円	4,000円	5,000円	1. 町民の使用は無料	
	個人	小・中学生	100円	150円		200円
		高校生以上	200円	300円		400円
プール	団体	平日	2,000円	3,000円	4,000円	3. プールの使用期間は6月～9月
		日曜・祝日	3,000円	4,000円	5,000円	
	個人	小・中学生	100円	100円	100円	
		高校大学生	200円	200円	200円	
		大人	200円	300円	300円	

日高町

文化体育館使用料 (単位:円)				
	使用時間			延長1時間当りの加算額
	9時から12時	12時～17時	17時～22時	
大ホール	5,250	8,400	8,400	2,100
ステージ	2,630	4,200	4,200	1,050
ステージ(ピアノを使用する場合)	5,780	7,350	7,350	2,100
小ホール	2,100	3,150	3,150	840
トレーニング室	110	110	110	

減免規程

使用料の全額を免除	日高町議会、日高町選挙管理委員会、日高町農業委員会が主催して使用する場合
	日高町区長会、日高町農会長会が主催して使用する場合
	日高町社会福祉協議会が主催して使用する場合
	シルバー人材センターが主催して使用する場合
	町立学校等が園児・児童・生徒全員を対象として行う事業に使用する場合
	町立中学校がクラブ活動として、郡大会以上の大会2週間前3日間に限り使用する場合
使用料の半額を免除	町立中学校がクラブ活動として、平日の15:00～18:00に限り使用する場合
	町内の保育園が園児を対象として行う事業に使用する場合
	日高町社会教育関係団体を構成する組織が使用する場合
	日高町又は日高町教育委員会が後援する行事に使用する場合
	日高町老人クラブ連合会が主催して使用する場合
	地区公民館が主催して使用する場合
目的外料金の半額を免除	各種大会において、但馬大会以上の大会に使用する場合
	各分館が主催して使用する場合
	町内の学校等が児童・生徒の一部を対象として使用する場合
目的外料金は、通常料金の3倍	

出石町

体育館 (単位:円)						
区分	9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	18:00～20:00	20:00～22:00	備考
	団体	1,000	1,000	1,000	1,500	
個人	高校生・一般	100	100	100	100	100
	中学生以下	50	50	50	50	50

- 団体とは、委員会が認めたスポーツ団体又は20人以上とする。
  - 町外者の使用料は、倍額とする。
  - スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は、使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。
- 減免規定
- 町又は、委員会が主催又は、共催する行事及び町立学校が使用する場合(使用料の全額)
  - スポーツ行事で委員会が特に必要と認めた場合(使用料の全額)
  - 町又は、委員会が後援する行事で特に必要とする場合(使用料10分の5以内)
  - 委員会が認めた町内の社会教育団体、スポーツ団体、福祉団体及び各区等がスポーツ行事で使用する場合(使用料10分の5以内)
  - 前号の団体及び第1号の規定による町立学校以外の学校が、年間を通じて定期的にスポーツ活動で使用する場合(委員会が相当と認める額)
  - 前各号に規定する場合のほか、委員会が特別の理由があると認める場合(委員会が相当認める額)

但東町

中央体育館 (単位:円)					
区分	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00	
体育室	全室	500	750	1,000	2,250
	室の2分の1	300	450	600	1,350

  

資母体育館 (単位:円)					
区分	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00	
体育室	全室	500	750	1,000	2,250
	室の2分の1	300	450	600	1,350

- 使用料の減免
  - 町が主催で使用する場合 使用料の全額
  - 町教育委員会(町立学校、園行事を含む。以下同様とする。)又は、町公民館が主催で使用する場合 使用料の全額
  - 学校週5日制の当該休日に町内の児童・生徒が使用する場合 使用料の全額
  - 青少年育成活動として町民が使用する場合(町子ども会事業、スポーツ少年団育成事業を含む。) 使用料の全額
  - 町が共催、又は後援で使用する場合 使用料の50%に相当する額
  - 町教育委員会、又は町公民館が共催、又は後援で使用する場合 使用料の50%に相当する額
  - 町又は町教育委員会が認めた町内の福祉団体、社会教育団体、スポーツ団体及び各区等がスポーツ大会行事で使用する場合 使用料の50%に相当する額
  - 前各号に規定する場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合 教育委員会が相当と認める額

7号の団体については、町補助金交付要綱に定められているもの他、町から補助金等の交付を受ける団体等をいう。
- 使用料減免申請書の提出免除
 

前項の(3)による使用料の減免を受ける場合には、兵庫県が発行している「ひょうごっこコロナカード」を提示することにより減免申請書の提出があったものとみなすことができる。

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	5 教育部会	分科会名	20 社会体育分科会	コード	22	9	1202	2	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会教育関係事務事業の取扱い	
大分類	社会体育施設の取扱い			中分類	運動場の取扱い			小分類	運動場の取扱い			細分類	運動場の取扱い		

問 題 点	<p>1. 城崎町を除く1市4町が運動場を設置しているが、設置年次、用途、面積、付帯設備等により使用料に差異が生じている。</p> <p>2. 減免の取扱いについて、差異があるため調整を要する。</p> <p>3. 各施設の休館日、利用可能時間の設定に差異がある。</p>	対 応 策	<p>1. 施設及び使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 減免規定は、豊岡市の例を参考に、取扱いに不均衡が生じないように合併の日までに調整する。</p> <p>3. 休館日及び利用可能時間は、住民の間に定着しており、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p style="margin-left: 20px;">施設 現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">使用料 現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">減免規定 豊岡市の例を参考にする</p> <p style="margin-left: 20px;">休館日 現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">利用可能時間 現行のとおり新市に引き継ぐ</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 名称 総合市民グラウンド 円山川運動公園	1. 名称 該当なし	1. 名称 竹野中央公園	1. 名称 植村直己記念スポーツ公園	1. 名称 出石町立町民総合スポーツセンター	1. 名称 但東スポーツ公園
2. 規模 陸上競技場: 18,563㎡ テニスコート: 4面 多目的グラウンド: 野球2面 多目的広場 ゲートボール場: ゲートボール2面 円山川運動公園: 97,620㎡	2. 規模	2. 規模 グラウンド: 約15,700㎡ 野球1面 ソフトボール2面 テニスコート: 3面	2. 規模 陸上競技場 17,563㎡ (多目的グラウンド) 400mトラック、8コース、 芝生76m×80m テニスコート 2面 ゲートボール場 4面	2. 規模 陸上競技場 26,563㎡ 1周400m 8コース フィールド内芝生張り テニスコート 2面 夜間照明施設9基12灯 練習コート(壁うち 1面240㎡)	2. 規模 多目的グラウンド (夜間照明あり)12,000㎡ テニスコート (夜間照明あり) 4面 管理棟・・・167㎡ いこいの広場・・・2,000㎡
3. 利用可能競技 陸上競技 テニス 屋外スポーツ ゲートボール	3. 利用可能競技	3. 利用可能競技 屋外スポーツ等 テニス	3. 利用可能競技 陸上競技 屋外スポーツ等 テニス ゲートボール	3. 利用可能競技 陸上競技 屋外スポーツ等 テニス	3. 利用可能競技 屋外スポーツ等 テニス ゲートボール
4. 使用料 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	4. 使用料	4. 使用料 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	4. 使用料 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	4. 使用料 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	4. 使用料 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照
5. 休館日 毎週火曜日、12月1日～2月末日 多目的グラウンドは12月28日～1月4日	5. 休館日	5. 休館日 なし	5. 休館日 毎週水曜日、12月29日～1月3日	5. 休館日 月曜日 12月1日から翌年2月末日まで テニスコートは月曜日 12月27日から翌1月5日	5. 休館日 12月29日～1月3日
6. 利用可能時間 6:00～19:30 テニスコートは6:00～21:30	6. 利用可能時間	6. 利用可能時間 日の出から日没まで	6. 利用可能時間 6:00～21:30	6. 利用可能時間 9:00～21:30	6. 利用可能時間 6:00～22:00
7. 駐車可能台数 総合市民グラウンド: 60台、 円山川運動公園: 150台	7. 駐車可能台数	7. 駐車可能台数 100台	7. 駐車可能台数 200台	7. 駐車可能台数 陸上競技場 普通車 77台 マイクロ2台 テニスコート 10台	7. 駐車可能台数 86台
8. 減免規定 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	8. 減免規定	8. 減免規定 町・体育協会主催事業は無料	8. 減免規定 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	8. 減免規定 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	8. 減免規定 別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照
9. 人員配置及び管理体制 総合市民グラウンド: 嘱託2名 円山川運動公園: 嘱託2名	9. 人員配置及び管理体制	9. 人員配置及び管理体制 なし(B&Gセンター職員が兼務)	9. 人員配置及び管理体制 臨時職員2人(野球場の管理を含む)(清掃、草刈り業務等は、シルバーに委託)	9. 人員配置及び管理体制 シルバー人材センター 1名 交替勤務	9. 人員配置及び管理体制 但東シルクロード観光協会へ委託

## 陸上競技場使用料一覧表・減免規定

豊岡市										
陸上競技場使用料一覧表・減免規定										
区分	施設	使用区分	使用料の額							
			6:00 ～8:00	8:30 ～12:00	13:00 ～17:00	8:30 ～17:00	17:30 ～19:30	19:30 ～21:30		
基本料	専用	総合市民グラウンド	陸上競技場	900円	2,000円	2,600円	4,600円	1,100円		
			テニスコート	一面につき	300円	500円	800円	1,300円	400円	400円
	共用	円山川運動公園	多目的広場		300円	800円	1,000円	1,800円	400円	
			多目的グラウンド	ソフトボール一面につき	500円	1,000円	1,400円	2,400円	600円	
料金	練習使用	陸上競技場円山川運動公園(多目的広場に限定)(個人使用の場合)	児童生徒	当日使用				日額	70円	
				年間使用				年額	1,200円	
	一般	当日使用				日額	150円			
		年間使用				年額	2,500円			
特別料金	(1) 営利、宣伝又は設置目的以外で使用する場合は、基本料金に10を乗じて得た額を加算する。 (2) 入場料を徴収する場合は、最高入場料の額に100を乗じて得た額を加算する。 (3) 附属施設の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で規則で定める。 (4) 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につきその使用区分1時間当たりの2割増の額を徴収する。ただし、1時間に満たない端数は、30分以上を1時間とし、30分未満は、切り捨てる。 (5) 市外の使用者は、基本料金の5割増を徴収する。 (6) 使用料金の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。									

- 減免規定
- 市が主催又は教育委員会と教育関係団体が共催で使用場合(使用料の全額)
  - スポーツ行事で教育委員会が特に必要と認める場合(使用料の全額)
  - 市と共催又は市の後援で諸団体が使用する場合(使用料の5割)
  - 教育委員会が後援する事業で特に必要と認める場合(使用料の5割)
  - 教育委員会が特別の理由があると認める場合(教育委員会が認める額)

城崎町	
該当なし	

竹野町			
竹野中央公園使用料			
施設名	使用料		備考
	町内者	町外者	
多目的グラウンド	2時間につき 1,000円	2時間につき 3,000円	個人単独練習にため一部使用は2時間以内無料
テニスコート	1面2時間につき 400円	1面2時間につき 800円	

日高町									
植村直己記念スポーツ公園使用料一覧表 (単位:円)									
区分	施設	基本料金の額						延長1時間当りの加算額	1時間当り夜間照明使用料の額
		6時～8時	8時30分～12時	13時分～17時	8時30分～17時	17時30分～19時30分	19時30分～21時30分		
専用使用	多目的グラウンド	620	1,330	1,530	2,860	620	620	410	300
	テニスコート(1面)	410	920	1,020	1,940	410	410	310	300
	ゲートボールコート(1面)	410	920	1,020	1,940	410	410	310	

町外利用者が使用する場合の施設使用料は、3倍の額とする。  
営利・宣伝で使用する場合の施設使用料は、10倍の額とする。

## 減免規程

使用料の全額を免除	日高町議会、日高町選挙管理委員会、日高町農業委員会が主催して使用する場合
	日高町区長会、日高町農会長会が主催して使用する場合
	日高町社会福祉協議会が主催して使用する場合
	町立学校等が園児・児童・生徒全員を対象として行う事業に使用する場合
使用料の半額を免除	町立中学校がクラブ活動として、次に掲げる大会に出場するための練習に使用する場合 (ただし、2週間前から5日間に限る)次の大会とは、 但馬中学校 春季新人大会 城崎郡中学校夏季総合体育大会 但馬中学校総合体育大会 但馬中学校秋季新人大会 但馬中学校 東西野球大会
	日高町社会教育関係団体を構成する組織が使用する場合
	日高町又は日高町教育委員会が後援する行事に使用する場合
	日高町老人クラブ連合会が主催して使用する場合
目的外料金の半額を	地区公民館が主催して使用する場合
	町内の学校等が児童・生徒の一部を対象として使用する場合
	各種大会において、但馬大会以上の大会に使用する場合
	各分館が主催して使用する場合
目的外料金の半額を	日高町外で、かつ但馬内の小・中・高等学校が児童・生徒を対象として行う行事に使用する場合

目的外料金は、通常料金の3倍

## 社会教育関係団体とは

日高町体育協会	日高町文化協会	日高町子ども育成会連絡協議会	日高町PTA協議会
日本ボーイスカウト日高第1団	ガールスカウト日本連盟兵庫第82団	日高町人権教育研究協議会	
地区老人会、区単位老人会も社会教育関係団体と同様の扱いをする。			

出石町						
テニスコート(1面)						
区分	9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	9:00～17:00	17:30～19:30	19:30～21:30
テニスコート(1面)	600	400	400	1,400	400	400

- 使用時間区分以外の時間帯に使用するときは、1時間当たり200円。ただし30分未満は切り捨てる。
- テニス夜間照明施設を使用するときは、一面60分あたり300円を徴収する。
- 町外の使用者の使用料は、倍額とする。ただし、前項の規定は適用しない。
- スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は、使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。

陸上競技場						
区分	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	18:00～20:00	20:00～22:00	備考
陸上競技場	2,100	2,800	5,000			

- 陸上競技場が個人が単独で練習のため一部使用するときは無料とする。ただし、2時間以内を原則
- 使用時間区分以外の時間帯に使用するときは、1時間当たり700円。ただし30分未満は切り捨てる。
- 町外の使用者の使用料は、倍額とする。
- スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は、使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。

## 減免規定

- 町又は、委員会が主催又は、共催する行事及び町立学校が使用する場合(使用料の全額)
- スポーツ行事で委員会が特に必要と認めた場合(使用料の全額)
- 町又は、委員会が後援する行事で特に必要とする場合(使用料10分の5以内)
- 委員会が認めた町内の社会教育団体、スポーツ団体、福祉団体及び各区等がスポーツ行事で使用する場合(使用料10分の5以内)
- 前号の団体及び第1号の規定による町立学校以外の学校が、年間を通じて定期的にスポーツ活動で使用する場合(委員会が相当と認める額)
- 前各号に規定する場合のほか、委員会が特別の理由があると認める場合(委員会が相当認める額)

但東町				
1 多目的グラウンド、テニスコート (単位 円)				
区分	6:00～9:00	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
多目的グラウンド	全面2コート	500	1,000	1,500
	半面1コート	300	600	900
テニスコート	1面	400	800	1,200

- 備考
- 連続して使用する場合は、区分毎の使用料を加算する。
  - 町外者の使用は、使用料を50%増額とする。
  - スポーツ関係以外及び入場料を徴する使用は、使用料を10倍の額とし、前項の規定は適用しない。

2 夜間照明 (単位 円)		
区分	1時間	
多目的グラウンド	20灯用	1,600
	10灯用	1,000
テニスコート	1面	600

- 備考
- 町外者の使用は、使用料を50%増額とする。
  - スポーツ関係以外及び入場料を徴する使用は、使用料を10倍の額とし、前項の規定は適用しない。

## 1. 多目的グラウンド・テニスコート・夜間照明使用料の減免

事項	グラウンド・テニスコート	夜間照明
1 町が主催で使用する場合	全額	
2 町教育委員会(町立学校、園行事を含む。以下同様とする。)又は、町公民館が主催で使用する場合	全額	
3 学校週5日制の当該休日に町内の児童・生徒が使用する場合	全額	
4 青少年育成活動として町民が使用する場合(町子ども会事業、スポーツ少年団育成事業を含む。)	全額	
5 町が共催、又は後援で使用する場合	50%相当額	
6 町教育委員会、又は町公民館が共催、又は後援で使用する場合	50%相当額	
7 町又は町教育委員会が認めた町内の福祉団体、社会教育団体、スポーツ団体及び各区等がスポーツ大会行事で使用する場合	50%相当額	
8 前各号に規定する場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合	教育委員会が相当と認める額	

7号の団体については、町補助金交付要綱に定められているもの他、町から補助金等の交付を受ける団体等をいう。

## 2 使用料減免申請書の提出免除

前項の(3)による使用料の減免を受ける場合には、兵庫県が発行している「ひょうごっ子ココロカード」を提示することにより減免申請書の提出があったものとみなすことができる。

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	5 教育部会	分科会名	20 社会体育分科会	コード	22	9	1202	3	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	社会教育関係事務事業の取扱い	
大分類	社会体育施設の取扱い			中分類	野球場の取扱い			小分類	野球場の取扱い			細分類	野球場の取扱い		

問 題 点	<p>1. 豊岡市、日高町及び出石町が野球場を設置しているが、設置年次、用途、面積、付帯設備等により使用料に差異が生じている。</p> <p>2. 減免の取扱いについて、差異があるため調整を要する。</p> <p>3. 各施設の休館日、利用可能時間の設定に差異がある。</p>	対 応 策	<p>1. 施設及び使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 減免規定は、豊岡市の例を参考に、取扱いに不均衡が生じないように合併の日までに調整する。</p> <p>3. 休館日及び利用可能時間は、住民の間に定着しており、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p style="margin-left: 20px;">施設 現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">使用料 現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">減免規定 豊岡市の例を参考に</p> <p style="margin-left: 20px;">休館日 現行のとおり新市に引き継ぐ</p> <p style="margin-left: 20px;">利用可能時間 現行のとおり新市に引き継ぐ</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1. 名称 コウノリススタジアム	1. 名称 該当なし	1. 名称 該当なし	1. 名称 植村直己記念スポーツ公園野球場	1. 名称 出石町立町民総合スポーツセンター野球場	1. 名称 該当なし
2. 規模(用途、面積) 面積 26,161㎡ (球場面積:12,783㎡) (センター120m 両翼90m)	2. 規模(用途、面積)	2. 規模(用途、面積)	2. 規模(用途、面積) 総面積:17,730㎡ (センター122.0m 両翼99.3m)	2. 規模(用途、面積) 面積 11,160㎡ (中堅111m 両翼92m)	2. 規模(用途、面積)
3. 利用可能競技 野球	3. 利用可能競技	3. 利用可能競技	3. 利用可能競技 野球	3. 利用可能競技 野球、ソフトボール	3. 利用可能競技
4. 使用料一覧表(ナイター含む) 別シート「野球場使用料一覧表」参照	4. 使用料一覧表(ナイター含む)	4. 使用料一覧表(ナイター含む)	4. 使用料一覧表(ナイター含む) 別シート「野球場使用料一覧表」参照	4. 使用料一覧表(ナイター含む) 別シート「野球場使用料一覧表」参照	4. 使用料一覧表(ナイター含む)
5. 休館日 毎週火曜日、12月1日～2月末日	5. 休館日	5. 休館日	5. 休館日 毎週水曜日、12月1日から翌年2月末日まで	5. 休館日 月曜日 12月1日から翌年2月末日	5. 休館日
6. 利用可能時間 6:00～21:30	6. 利用可能時間	6. 利用可能時間	6. 利用可能時間 6:00～19:30	6. 利用可能時間 9:00～21:30	6. 利用可能時間
7. 駐車可能台数 40台	7. 駐車可能台数	7. 駐車可能台数	7. 駐車可能台数 200台	7. 駐車可能台数 普通車 20台	7. 駐車可能台数
8. 減免規定 別シート「野球場使用料一覧表」参照	8. 減免規定	8. 減免規定	8. 減免規定 別シート「野球場使用料一覧表」参照	8. 減免規定 別シート「野球場使用料一覧表」参照	8. 減免規定
9. 人員配置及び管理体制 嘱託2人	9. 人員配置及び管理体制	9. 人員配置及び管理体制	9. 人員配置及び管理体制 臨時職員2人(多目的グラウンド等を含む)(清掃、草刈り業務等はシルバーに委託)	9. 人員配置及び管理体制 陸上競技場と同様 人材センターシルバー1名で管理	9. 人員配置及び管理体制

野球場使用料、減免規定

豊岡市

このとりスタジアム使用料

区分	使用料の額					
	6:00 ～8:00	8:30 ～12:00	13:00 ～17:00	8:30 ～17:00	17:30 ～19:30	19:30 ～21:30
基本料金 野球場	1,000円	2,000円	2,800円	4,800円	1,200円	1,200円

特別料金

- (1) 営利、宣伝又は設置目的以外で使用する場合は、基本料金の10を乗じて得た額を加算する。
- (2) 入場料を徴収する場合は、最高入場料の額に100を乗じて得た額を加算する。
- (3) 附属施設の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で規則で定める。
- (4) 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につきその使用区分1時間当たりの2割増の額を徴収する。ただし、1時間に満たない端数は、30分以上を1時間とし、30分未満は、切り捨てる。
- (5) 市外の使用者は、基本料金の5割増を徴収する。
- (6) 使用料金の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

減免規定

- (1) 市が主催又は教育委員会と教育関係団体が主催で使用する場合(使用料の全額)
- (2) スポーツ行事で教育委員会が特に必要と認める場合(使用料の全額)
- (3) 市と主催又は市の後援で諸団体が使用する場合(使用料の5割)
- (4) 教育委員会が後援する事業で特に必要と認める場合(使用料の5割)
- (5) 教育委員会が特別の理由があると認める場合(教育委員会が認める額)

日高町

植村直己記念スポーツ公園使用料

(単位:円)

区分	使用料の額						延長1時間 当りの加算 額
	6:00 ～8:00	8:30 ～12:00	13:00 ～17:00	8:30 ～17:00	17:30 ～19:30	19:30 ～21:30	
基本料金 野球場	1,400	3,500	4,100	7,600	1,400		1,100

特別料金

- (1) 町外利用者が使用する場合の施設使用料は、3倍の額とする。
- (2) 営利・宣伝で使用する場合の施設使用料は、10倍の額とする。

減免規定

使用料の 全額を免 除	日高町議会、日高町選挙管理委員会、日高町農業委員会が主催して使用する場合
	日高町区長会、日高町農会長会が主催して使用する場合
	日高町社会福祉協議会が主催して使用する場合
	町立学校等が園児・児童・生徒全員を対象として行う事業に使用する場合 町立中学校がクラブ活動として、次に掲げる大会に出場するための練習に使用する場合 (ただし、2週間前から5日間に限る)次の大会とは、 但馬中学校 春季新人大会 城崎郡中学校夏季総合体育大会 但馬中学校総合体育大会 但馬中学校秋季新人大会 但馬中学校東西野球大会
使用料の 半額を免 除	日高町社会教育関係団体を構成する組織が使用する場合
	日高町又は日高町教育委員会が後援する行事に使用する場合
	日高町老人クラブ連合会が主催して使用する場合
	地区公民館が主催して使用する場合
	町内の学校等が児童・生徒の一部を対象として使用する場合 各種大会において、但馬大会以上の大会に使用する場合 各分館が主催して使用する場合
目的外料金の半額を免除	日高町外で、かつ但馬内の小・中・高等学校が児童・生徒を対象として行う行事に使用する場合

社会教育関係団体とは

日高町体育協会 日高町文化協会 日高町子ども育成会連絡協議会  
日高町PTA協議会 日本ボーイスカウト日高第1団 ガールスカウト日本連盟兵庫県第82団  
日高町人権教育研究協議会

地区老人会、区単位老人会も社会教育関係団体と同様の扱いをする。

出石町

出石町立町民総合スポーツセンター野球場

(単位:円)

区分	使用料の額					備考
	9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	9:00 ～17:00	17:30 ～19:30	19:30 ～21:30	
基本料金 野球場	2,100	2,800	5,000	1,400	1,400	

特別料金

- (1) 使用時間区分以外の時間帯に使用するときは、1時間当たり700円。ただし30分未満は切り捨てる。
- (2) 野球場夜間照明施設を使用するときは、30分あたり全灯点灯の場合は1,200円を部分点灯の800円
- (3) 町外の使用者の使用料は、倍額とする。ただし、前項の規定は適用しない。
- (4) スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は、使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。

減免規定

- (1) 町又は、委員会が主催又は、共催する行事及び町立学校が使用する場合(使用料の全額)
- (2) スポーツ行事で委員会が特に必要と認めた場合(使用料の全額)
- (3) 町又は、委員会が後援する行事で特に必要とする場合(使用料10分の5以内)
- (4) 委員会が認めた町内の社会教育団体、スポーツ団体、福祉団体及び各区等がスポーツ行事で使用する場合(使用料10分の5以内)
- (5) 前号の団体及び第1号の規定による町立学校以外の学校が、年間を通じて定期的にスポーツ活動で使用する場合(委員会が相当と認める額)
- (6) 前各号に規定する場合のほか、委員会が特別の理由があると認める場合(委員会が相当認める額)

提案第 14 号

環境関係事務事業の取扱い（その 1）について

環境関係事務事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 15 年 7 月 23 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

環境関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 13
<p>1. 環境衛生対策の取扱い ねずみ対策、病害虫関係補助は廃止する。 不快害虫対策は、出石町の例を参考とし、新市において調整する。</p>		

次回協議

平成 15 年 月 日確認

# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	8 環境部会	分科会名	27 環境分科会	コード	22	13	1101	8	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	環境関係事務事業の取扱い	
大分類	環境衛生の取扱い			中分類	環境衛生対策の取扱い			小分類	環境衛生対策の取扱い			細分類	環境衛生対策の取扱い		

問 題 点	<p>1. ねずみ対策については、豊岡市、竹野町及び日高町で対応していないが、城崎町では鼠捕りシートを全世帯に無償配布、出石町、但東町では殺鼠剤等のあっせん事務を行っており市町により差異があるため調整を要する。</p> <p>2. 不快害虫対策は、豊岡市では平成13年度で補助制度を廃止、城崎町、竹野町では無償配布、日高町、出石町では補助制度をもち、但東町ではあっせん事務のみを実施しているなど市町間で差異があり調整を要する。</p> <p>3. その他の対策については、各市町とも同じ扱いをしており問題はない。</p> <p>4. 公衆便所については、豊岡市だけが設置している。</p>	対 応 策	<p>1. ねずみ対策は、殺鼠剤等の購入実績も低下してきていることから、合併の日までに廃止の方向で調整する。</p> <p>2. 不快害虫対策は、下水道事業の普及とともに実績が低下してきているため、出石町の例を参考とし、新市において調整する。 なお、日高町の病虫害防除器購入費補助金は合併の日までに廃止する。</p> <p>3. その他の対策については、現行のとおり新市に引き継ぎ、詳細は合併後速やかに調整する。</p> <p>4. 豊岡市の公衆便所の管理清掃については、現行のとおり新市に引き継ぎ、詳細は合併後速やかに調整する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続(一部廃止)</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要(一部不要)</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日</p> <p>4. 一元化の方向 ・ねずみ対策、日高町の病虫害防除機器購入費補助金制度は、合併の日までに廃止する。 ・不快害虫対策は、出石町の例を参考とし新市において調整する。 ・その他の対策及び公衆トイレの管理、清掃は、現行のとおり新市に引き継ぎ、詳細は新市において調整する。</p>
-------------	--	-------------	---	-------------	--

各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況					
豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
<b>1. ねずみ対策</b> なし (平成12年度まで実施)	<b>1. ねずみ対策</b> ・年1回、全世帯にネズミ捕りシートを無償配布(1,473世帯) 平成14年度実績 201,600円	<b>1. ねずみ対策</b> なし	<b>1. ねずみ対策</b> なし	<b>1. ねずみ対策</b> ・殺鼠剤・捕鼠器を斡旋 平成14年度実績 1,688件	<b>1. ねずみ対策</b> ・年1回、殺鼠剤等を斡旋 平成14年度実績 852件
<b>2. 不快害虫対策</b> 制度廃止(平成14年度から) (参考) 平成13年度実績 区数 : 42区 総額 : 1,530,690円 補助額 : 790,690円	<b>2. 不快害虫対策</b> ・年1回、区へ薬剤を無償配布 平成14年度実績 区数 : 27区 町負担額 : 359,520円	<b>2. 不快害虫対策</b> ・年1回、希望区へスミチオン乳剤を無償配布 平成14年度実績 区数 : 33区 町負担額 : 114,000円	<b>2. 不快害虫対策</b> ・衛生害虫等防除薬剤購入補助 購入区に対し薬剤購入費の1/2を補助 平成14年度実績 区数 : 40区 総額 : 1,727,145円 補助額 : 863,562円 ・病虫害防除機器購入費補助 購入区に対し機器購入費の30%以内を補助(上限10万円) 平成14年度実績なし	<b>2. 不快害虫対策</b> ・乳剤を斡旋、購入代金補助 購入区に対し薬剤購入費の1/3を助成 平成14年度実績 区数 : 31区 総額 : 915,222円 補助額 : 305,074円	<b>2. 不快害虫対策</b> ・年1回、防疫用の殺虫剤等を斡旋 補助制度なし 平成14年度実績 区数 : 19区 総額 : 266,000円
<b>3. その他の対策</b> ・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰を配布	<b>3. その他の対策</b> ・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰を配布	<b>3. その他の対策</b> ・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰を配布	<b>3. その他の対策</b> ・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰を配布	<b>3. その他の対策</b> ・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰を配布	<b>3. その他の対策</b> ・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰を配布
<b>4. 公衆便所</b> ・生活環境課所管公衆便所の管理・清掃(3ヶ所) 清掃業務 : 個人に委託 年間経費 646千円 清掃回数週6回 (日曜日を除く) 管 理 : 便器・蛍光灯の破損等の修理は生活環境課で対応	<b>4. 公衆便所</b> なし	<b>4. 公衆便所</b> なし	<b>4. 公衆便所</b> なし	<b>4. 公衆便所</b> なし	<b>4. 公衆便所</b> なし



提案第 15 号

建設関係事務事業の取扱い(その1)について

建設関係事務事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

建設関係事務事業の取扱い	協定番号	22 - 15
<p>1. 道路占用の取扱い 占用料は豊岡市の例を参考とし、合併の日までに調整する。</p> <p>3. 公営住宅の維持管理等の取扱い 豊岡市の例を参考とし、合併の日までに調整する。ただし、合併後新たに整備されるものについては、豊岡市の例を参考とし、新市において調整する。</p>		

次回協議( 全件 ・ )

平成15年 月 日確認( 全件 ・ )



# 北但合併協議会 合併協定調書

専門部会名	9 建設部会	分科会名	31 建設分科会	コード	22	15	1202	2	1	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	建設関係事務事業の取扱い	
大分類	道路管理の取扱い			中分類	道路占用の取扱い			小分類	道路占用の取扱い			細分類	道路占用の取扱い		

問 題 点	<p>1. 1市5町とも「兵庫県道路占用料の徴収等に関する条例」に基づき条例を制定しているため基本的には差異はないが、豊岡市は、「乙」地適用、5町は「丙」地適用となるため料金設定に差異がある。 また、5町の中でも但東町において占用物件に一部差異がある。</p> <p>2. 掘削弁償金については、日高町だけに制度があり調整を要する。</p>	対 応 策	<p>1. 現在各市町とも県条例を根拠に条例制定しているため、新市においても同様に県条例を基準として、合併の日までに豊岡市の例を参考に調整する。なお、新市においては「乙」地適用となる。</p> <p>2. 掘削弁償金制度については、道路の維持管理上から判断すると効果的であると考えられるが、新市における路線数(現在1市5町で2,688路線)を勘案すると事務的に困難であるため、新市においては廃止する。</p>	調 整 案	<p>1. 制度・組織等の存廃 存続(一部廃止)</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日</p> <p>4. 一元化の方向 1. 占用料については、豊岡市の例を参考とし、合併の日までに調整する。 2. 掘削弁償金は、新市において廃止する。</p>
-------------	--	-------------	--	-------------	---

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町
<b>1. 占用料</b>	<b>1. 占用料</b>	<b>1. 占用料</b>	<b>1. 占用料</b>	<b>1. 占用料</b>	<b>1. 占用料</b>
平成14年度実績 申請件数：535件 うち有料件数：56件 決算額：30,110千円	平成14年度実績 申請件数：76件 うち有料件数：16件 決算額：962千円	平成14年度実績 申請件数：35件 うち有料件数：30件 決算額：1,196千円	平成14年度実績 申請件数：155件 うち有料件数：23件 決算額：5,848千円	平成14年度実績 申請件数：48件 うち有料件数：9件 決算額：3,313千円	平成14年度実績 申請件数：10件 うち有料件数：10件 決算額：1,491千円
<b>2. 基準</b>	<b>2. 基準</b>	<b>2. 基準</b>	<b>2. 基準</b>	<b>2. 基準</b>	<b>2. 基準</b>
根拠：県条例(兵庫県道路占用料の徴収等に関する条例) 市条例「豊岡市道路占用料条例」 乙適用 免除の取扱い 商店街等の団体	根拠：県条例(兵庫県道路占用料の徴収等に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関する条例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠：県条例(兵庫県道路占用料の徴収等に関する条例) 町条例「竹野町道路占用料徴収条例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠：県条例(兵庫県道路占用料の徴収等に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関する条例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠：県条例(兵庫県道路占用料の徴収等に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関する条例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠：県条例(兵庫県道路占用料の徴収等に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関する条例」 丙適用 免除の取扱い なし
<b>3. 掘削弁償金</b>	<b>3. 掘削弁償金</b>	<b>3. 掘削弁償金</b>	<b>3. 掘削弁償金</b>	<b>3. 掘削弁償金</b>	<b>3. 掘削弁償金</b>
なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度実績 12件 892,820円</li> <li>・㎡当たりの単価 50㎡未満 14,600円</li> <li>50㎡以上 別途設計</li> <li>年度内本舗装計画道路 2,700円</li> </ul>	なし	なし

## 道路占用料比較資料（市町条例抜粋）

区 分			県乙地適用	県丙地適用	備 考
			豊岡市	城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町	
柱 類	電 柱	第1種	1,000 円/本・年	770 円/本・年	
		第2種	1,600 円/本・年	1,200 円/本・年	
		第3種	2,200 円/本・年	1,600 円/本・年	
	電 話 柱	第1種	930 円/本・年	690 円/本・年	
		第2種	1,500 円/本・年	1,100 円/本・年	
		第3種	2,100 円/本・年	1,500 円/本・年	
その他の柱類		72 円/本・年	53 円/本・年		
看 板 類	看 板	一時的	440 円/㎡・月	110 円/㎡・月	
		常設	4,400 円/㎡・年	1,100 円/㎡・年	
	標 識		1,100 円/本・年	850 円/本・年	
	広 告 塔		4,400 円/㎡・年	1,100 円/㎡・年	
	旗 竿	一時的	45 円/本・日	11 円/本・日	但東町は除く
		常設	440 円/本・月	110 円/本・月	
資材等の仮置			440 円/㎡・月	110 円/㎡・月	

# 北 但 合 併 協 議 会 合 併 協 定 調 書

専門部会名	9 建設部会	分科会名	32 住宅分科会	コード	22	15	1301	3	2	1	協定項目	各種事務事業の取扱い	協定細目	建設関係事務事業の取扱い	
大分類	公営住宅の取扱い			中分類	公営住宅の維持管理等の取扱い			小分類	公営住宅の維持管理等の取扱い			細分類	公営住宅の維持管理等の取扱い		

<p>問 題 点</p> <p>1. 現住宅戸数は、豊岡市582戸、城崎町90戸、竹野町50戸、日高町63戸、出石町106戸、但東町118戸の合計1,009戸である。</p> <p>2. 家賃収納方法では、城崎町だけが前納であり、納期限も各市町で差異があり調整を要する。</p> <p>3. 共益費、敷金の有無については、市町ごと又住宅ごとに相当な差異があり調整を要する。</p> <p>4. 駐車場使用料等に関しては、豊岡市だけが徴収しており調整を要する。</p> <p>5. 自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)については、すべての市町で証明事務を行っているが、豊岡市と日高町のみが手数料を徴収している。</p>	<p>対 応 策</p> <p>1. 家賃の収納方法は、新市においてはすべて後納方法に統一する。</p> <p>2. 共益費が必要な住宅については、豊岡市の例を参考とし団地ごとに代表者等が徴収し処理する。 なお、共益費としては団地敷地内にある共同の電気料金、水道料金、ガス料金及び電球代金を基本とする。</p> <p>3. 敷金は、城崎町以外の市町の例により、合併の日までに調整する。</p> <p>4. 駐車場使用料は、合併の日までに整備された住宅に合併の日までに入居する者は、1市5町の現行どおりの措置とし、合併の日以後に完成した駐車場を施設として持つ住宅に入居する者については、豊岡市の例を参考とし新市において調整する。ただし、広場、戸建住宅の併設駐車スペースは含まないものとする。</p> <p>5. 自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)は、新市においても現行のとおり処理を行うが、証明手数料を徴収する方向で合併の日までに調整する。</p>	<p>調 整 案</p> <p>1. 制度・組織等の存廃 存続</p> <p>2. 制度・組織等の一元化 必要</p> <p>3. 廃止又は一元化の時期 合併の日 合併後速やかに</p> <p>4. 一元化の方向</p> <p>1. 家賃の収納方法は、新市においては後納方法に統一する。</p> <p>2. 共益費は、豊岡市の例を参考とし合併の日までに調整する。</p> <p>3. 敷金は、城崎町以外の市町の例を基本とし合併の日までに調整する。</p> <p>4. 駐車場使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後新たに整備されたものについては、豊岡市の例を参考とし、新市において調整する。</p> <p>5. 自動車保管場所使用承諾証明書は、現行のとおり発行し、証明手数料は、徴収する方向で合併の日までに調整する。</p>
--	--	--

## 各 市 町 に お け る 事 務 事 業 等 の 現 況

豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1. 住宅数(管理戸数)	1. 住宅数(管理戸数)	1. 住宅数(管理戸数)	1. 住宅数(管理戸数)	1. 住宅数(管理戸数)	1. 住宅数(管理戸数)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>戸数</th><th>建設年度</th><th>種別</th><th>構造</th><th>近傍同種家賃</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>塩津住宅</td><td>12</td><td>S56</td><td>2</td><td>中耐</td><td>57,600</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>6</td><td>S56</td><td>2</td><td>中耐</td><td>66,100</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>3</td><td>S58</td><td>1</td><td>中耐</td><td>58,900</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>3</td><td>S58</td><td>1</td><td>中耐</td><td>65,700</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>6</td><td>S58</td><td>2</td><td>中耐</td><td>65,800</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>12</td><td>S58</td><td>2</td><td>中耐</td><td>57,500</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>7</td><td>S61</td><td>1</td><td>高耐</td><td>75,600</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>4</td><td>S61</td><td>1</td><td>高耐</td><td>76,000</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>4</td><td>S61</td><td>1</td><td>高耐</td><td>68,400</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>8</td><td>S61</td><td>2</td><td>高耐</td><td>68,300</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>2</td><td>S61</td><td>1</td><td>高耐</td><td>72,800</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>1</td><td>S61</td><td>1</td><td>高耐</td><td>72,200</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>15</td><td>S61</td><td>2</td><td>高耐</td><td>71,500</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>1</td><td>S61</td><td>2</td><td>高耐</td><td>79,400</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>7</td><td>S62</td><td>1</td><td>高耐</td><td>78,300</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>4</td><td>S62</td><td>1</td><td>高耐</td><td>73,700</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>4</td><td>S62</td><td>1</td><td>高耐</td><td>66,700</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>8</td><td>S62</td><td>2</td><td>高耐</td><td>66,600</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>2</td><td>S62</td><td>1</td><td>高耐</td><td>70,800</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>1</td><td>S62</td><td>1</td><td>高耐</td><td>70,200</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>15</td><td>S62</td><td>2</td><td>高耐</td><td>69,600</td></tr> <tr><td>塩津住宅</td><td>1</td><td>S62</td><td>2</td><td>高耐</td><td>76,800</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>10</td><td>S43</td><td>1</td><td>簡2</td><td>21,200</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>20</td><td>S43</td><td>2</td><td>簡2</td><td>20,600</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>10</td><td>S44</td><td>1</td><td>簡2</td><td>21,200</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>20</td><td>S44</td><td>2</td><td>簡2</td><td>20,400</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>20</td><td>S45</td><td>1</td><td>簡2</td><td>21,500</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>10</td><td>S45</td><td>2</td><td>簡2</td><td>21,000</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>20</td><td>S46</td><td>1</td><td>簡2</td><td>24,100</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>10</td><td>S46</td><td>2</td><td>簡2</td><td>23,100</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>20</td><td>S47</td><td>1</td><td>簡2</td><td>26,400</td></tr> <tr><td>今森住宅</td><td>10</td><td>S47</td><td>2</td><td>簡2</td><td>24,200</td></tr> <tr><td>栄町住宅</td><td>20</td><td>S48</td><td>1</td><td>簡2</td><td>33,600</td></tr> </tbody> </table>	団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃	塩津住宅	12	S56	2	中耐	57,600	塩津住宅	6	S56	2	中耐	66,100	塩津住宅	3	S58	1	中耐	58,900	塩津住宅	3	S58	1	中耐	65,700	塩津住宅	6	S58	2	中耐	65,800	塩津住宅	12	S58	2	中耐	57,500	塩津住宅	7	S61	1	高耐	75,600	塩津住宅	4	S61	1	高耐	76,000	塩津住宅	4	S61	1	高耐	68,400	塩津住宅	8	S61	2	高耐	68,300	塩津住宅	2	S61	1	高耐	72,800	塩津住宅	1	S61	1	高耐	72,200	塩津住宅	15	S61	2	高耐	71,500	塩津住宅	1	S61	2	高耐	79,400	塩津住宅	7	S62	1	高耐	78,300	塩津住宅	4	S62	1	高耐	73,700	塩津住宅	4	S62	1	高耐	66,700	塩津住宅	8	S62	2	高耐	66,600	塩津住宅	2	S62	1	高耐	70,800	塩津住宅	1	S62	1	高耐	70,200	塩津住宅	15	S62	2	高耐	69,600	塩津住宅	1	S62	2	高耐	76,800	今森住宅	10	S43	1	簡2	21,200	今森住宅	20	S43	2	簡2	20,600	今森住宅	10	S44	1	簡2	21,200	今森住宅	20	S44	2	簡2	20,400	今森住宅	20	S45	1	簡2	21,500	今森住宅	10	S45	2	簡2	21,000	今森住宅	20	S46	1	簡2	24,100	今森住宅	10	S46	2	簡2	23,100	今森住宅	20	S47	1	簡2	26,400	今森住宅	10	S47	2	簡2	24,200	栄町住宅	20	S48	1	簡2	33,600	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>戸数</th><th>建設年度</th><th>種別</th><th>構造</th><th>近傍同種家賃</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>元薬師1号</td><td>4</td><td>S33</td><td>2</td><td>簡平</td><td>14,600</td></tr> <tr><td>元薬師1号</td><td>6</td><td>S55</td><td>1</td><td>簡2</td><td>47,400</td></tr> <tr><td>元薬師1号</td><td>6</td><td>S56</td><td>1</td><td>簡2</td><td>45,600</td></tr> <tr><td>元薬師1号</td><td>6</td><td>S57</td><td>2</td><td>簡2</td><td>51,000</td></tr> <tr><td>元薬師2号</td><td>8</td><td>S36</td><td>2</td><td>簡2</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>元薬師2号</td><td>16</td><td>S37</td><td>2</td><td>簡2</td><td>15,700</td></tr> <tr><td>内島</td><td>6</td><td>H1</td><td>2</td><td>木2</td><td>91,600</td></tr> <tr><td>内島</td><td>6</td><td>H2</td><td>2</td><td>木2</td><td>98,100</td></tr> <tr><td>内島</td><td>4</td><td>H3</td><td>1</td><td>木2</td><td>107,400</td></tr> <tr><td>内島</td><td>4</td><td>H3</td><td>2</td><td>木2</td><td>102,000</td></tr> <tr><td>内島</td><td>2</td><td>H4</td><td>1</td><td>木2</td><td>114,400</td></tr> <tr><td>内島</td><td>4</td><td>H4</td><td>2</td><td>木2</td><td>108,700</td></tr> <tr><td>内島</td><td>1</td><td>H6</td><td>1</td><td>木2</td><td>104,400</td></tr> <tr><td>内島</td><td>1</td><td>H6</td><td>2</td><td>木2</td><td>99,100</td></tr> <tr><td>結1号</td><td>8</td><td>S54</td><td>2</td><td>簡2</td><td>33,400</td></tr> <tr><td>結2号</td><td>6</td><td>S61</td><td>2</td><td>木2</td><td>65,200</td></tr> <tr><td>結2号</td><td>2</td><td>S63</td><td>1</td><td>木2</td><td>63,400</td></tr> <tr><td>計</td><td>90</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃	元薬師1号	4	S33	2	簡平	14,600	元薬師1号	6	S55	1	簡2	47,400	元薬師1号	6	S56	1	簡2	45,600	元薬師1号	6	S57	2	簡2	51,000	元薬師2号	8	S36	2	簡2	15,500	元薬師2号	16	S37	2	簡2	15,700	内島	6	H1	2	木2	91,600	内島	6	H2	2	木2	98,100	内島	4	H3	1	木2	107,400	内島	4	H3	2	木2	102,000	内島	2	H4	1	木2	114,400	内島	4	H4	2	木2	108,700	内島	1	H6	1	木2	104,400	内島	1	H6	2	木2	99,100	結1号	8	S54	2	簡2	33,400	結2号	6	S61	2	木2	65,200	結2号	2	S63	1	木2	63,400	計	90					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>戸数</th><th>建設年度</th><th>種別</th><th>構造</th><th>近傍同種家賃</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>太田団地1号棟</td><td>5</td><td>S52</td><td>2</td><td>簡2</td><td>21,800</td></tr> <tr><td>太田団地2号棟</td><td>5</td><td>S53</td><td>2</td><td>簡2</td><td>20,900</td></tr> <tr><td>太田団地3号棟</td><td>5</td><td>S54</td><td>2</td><td>簡2</td><td>19,300</td></tr> <tr><td>草飼テラス団地</td><td>10</td><td>S59</td><td>2</td><td>簡2</td><td>35,200</td></tr> <tr><td>草飼テラス団地</td><td>5</td><td>S59</td><td>2</td><td>簡2</td><td>36,700</td></tr> <tr><td>森本団地</td><td>6</td><td>H4</td><td>1</td><td>簡2</td><td>78,400</td></tr> <tr><td>森本団地</td><td>4</td><td>H5</td><td>1</td><td>簡2</td><td>83,000</td></tr> <tr><td>轟団地</td><td>5</td><td>H14</td><td></td><td>簡2</td><td>146,800</td></tr> <tr><td>轟団地</td><td>5</td><td>H15</td><td></td><td>簡2</td><td>建築中</td></tr> <tr><td>計</td><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃	太田団地1号棟	5	S52	2	簡2	21,800	太田団地2号棟	5	S53	2	簡2	20,900	太田団地3号棟	5	S54	2	簡2	19,300	草飼テラス団地	10	S59	2	簡2	35,200	草飼テラス団地	5	S59	2	簡2	36,700	森本団地	6	H4	1	簡2	78,400	森本団地	4	H5	1	簡2	83,000	轟団地	5	H14		簡2	146,800	轟団地	5	H15		簡2	建築中	計	50					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>戸数</th><th>建設年度</th><th>種別</th><th>構造</th><th>近傍同種家賃</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>上郷住宅</td><td>6</td><td>S52</td><td>2</td><td>簡2</td><td>33,100</td></tr> <tr><td>道場住宅</td><td>5</td><td>S59</td><td>1</td><td>簡2</td><td>58,900</td></tr> <tr><td>道場住宅</td><td>5</td><td>S59</td><td>2</td><td>簡2</td><td>56,500</td></tr> <tr><td>鶴岡東住宅</td><td>4</td><td>S62</td><td>1</td><td>中耐</td><td>70,700</td></tr> <tr><td>鶴岡東住宅</td><td>8</td><td>S62</td><td>2</td><td>中耐</td><td>71,400</td></tr> <tr><td>静修住宅</td><td>8</td><td>H3</td><td>1</td><td>中耐</td><td>74,200</td></tr> <tr><td>静修住宅</td><td>12</td><td>H3</td><td>2</td><td>中耐</td><td>72,700</td></tr> <tr><td>鶴岡住宅</td><td>6</td><td>H13</td><td>-</td><td>中耐</td><td>87,200</td></tr> <tr><td>鶴岡住宅</td><td>9</td><td>H13</td><td>-</td><td>中耐</td><td>76,200</td></tr> <tr><td>計</td><td>63</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃	上郷住宅	6	S52	2	簡2	33,100	道場住宅	5	S59	1	簡2	58,900	道場住宅	5	S59	2	簡2	56,500	鶴岡東住宅	4	S62	1	中耐	70,700	鶴岡東住宅	8	S62	2	中耐	71,400	静修住宅	8	H3	1	中耐	74,200	静修住宅	12	H3	2	中耐	72,700	鶴岡住宅	6	H13	-	中耐	87,200	鶴岡住宅	9	H13	-	中耐	76,200	計	63					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>戸数</th><th>建設年度</th><th>種別</th><th>構造</th><th>近傍同種家賃</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>松ノ内</td><td>6</td><td>S42</td><td>1</td><td>木造スレート葺平屋建</td><td>14,800</td></tr> <tr><td>松ノ内</td><td>4</td><td>S42</td><td>2</td><td>木造スレート葺平屋建</td><td>14,600</td></tr> <tr><td>松ノ内</td><td>6</td><td>S43</td><td>2</td><td>簡易耐火造鋼板葺平屋建</td><td>14,600</td></tr> <tr><td>松ノ内</td><td>6</td><td>S44</td><td>2</td><td>簡易耐火造鋼板葺平屋建</td><td>14,500</td></tr> <tr><td>松ノ内</td><td>6</td><td>S45</td><td>2</td><td>簡易耐火造鋼板葺平屋建</td><td>14,200</td></tr> <tr><td>北部</td><td>10</td><td>S47</td><td>2</td><td>簡易耐火造鋼板葺平屋建</td><td>14,600</td></tr> <tr><td>北部</td><td>5</td><td>S48</td><td>2</td><td>簡易耐火造鋼板葺平屋建</td><td>18,600</td></tr> <tr><td>水上</td><td>6</td><td>S53</td><td>2</td><td>簡易耐火造瓦葺2階建</td><td>37,500</td></tr> <tr><td>水上</td><td>6</td><td>S54</td><td>1</td><td>簡易耐火造瓦葺3階建</td><td>37,500</td></tr> <tr><td>鍛冶屋</td><td>5</td><td>S58</td><td>2</td><td>簡易耐火造瓦葺4階建</td><td>52,900</td></tr> <tr><td>鍛冶屋</td><td>5</td><td>S59</td><td>1</td><td>簡易耐火造瓦葺5階建</td><td>54,000</td></tr> <tr><td>鳥居</td><td>5</td><td>S60</td><td>2</td><td>木造瓦葺平屋建</td><td>60,200</td></tr> <tr><td>鳥居</td><td>4</td><td>S61</td><td>1</td><td>木造瓦葺平屋建</td><td>63,400</td></tr> <tr><td>鳥居</td><td>5</td><td>S62</td><td>2</td><td>木造瓦葺平屋建</td><td>77,500</td></tr> <tr><td>鳥居</td><td>5</td><td>S63</td><td>2</td><td>木造瓦葺平屋建</td><td>79,100</td></tr> <tr><td>日野辺</td><td>4</td><td>H2</td><td>2</td><td>木造瓦葺2階建</td><td>89,300</td></tr> <tr><td>日野辺</td><td>6</td><td>H3</td><td>2</td><td>木造瓦葺平屋建</td><td>87,600</td></tr> <tr><td>日野辺</td><td>4</td><td>H4</td><td>1</td><td>木造瓦葺2階建</td><td>95,000</td></tr> <tr><td>日野辺</td><td>4</td><td>H5</td><td>1</td><td>木造瓦葺平屋建</td><td>104,000</td></tr> <tr><td>三井谷</td><td>4</td><td>S58</td><td>-</td><td>簡易耐火造2階建</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>106</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃	松ノ内	6	S42	1	木造スレート葺平屋建	14,800	松ノ内	4	S42	2	木造スレート葺平屋建	14,600	松ノ内	6	S43	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,600	松ノ内	6	S44	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,500	松ノ内	6	S45	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,200	北部	10	S47	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,600	北部	5	S48	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	18,600	水上	6	S53	2	簡易耐火造瓦葺2階建	37,500	水上	6	S54	1	簡易耐火造瓦葺3階建	37,500	鍛冶屋	5	S58	2	簡易耐火造瓦葺4階建	52,900	鍛冶屋	5	S59	1	簡易耐火造瓦葺5階建	54,000	鳥居	5	S60	2	木造瓦葺平屋建	60,200	鳥居	4	S61	1	木造瓦葺平屋建	63,400	鳥居	5	S62	2	木造瓦葺平屋建	77,500	鳥居	5	S63	2	木造瓦葺平屋建	79,100	日野辺	4	H2	2	木造瓦葺2階建	89,300	日野辺	6	H3	2	木造瓦葺平屋建	87,600	日野辺	4	H4	1	木造瓦葺2階建	95,000	日野辺	4	H5	1	木造瓦葺平屋建	104,000	三井谷	4	S58	-	簡易耐火造2階建	13,000	合計	106					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>戸数</th><th>建設年度</th><th>種別</th><th>構造</th><th>近傍同種家賃</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>出合</td><td>10</td><td>S52</td><td>公営</td><td>簡2</td><td>32,700</td></tr> <tr><td>如布</td><td>10</td><td>S53</td><td>公営</td><td>簡2</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>出合市場</td><td>10</td><td>S54</td><td>公営</td><td>木造</td><td>29,900</td></tr> <tr><td>出合第2</td><td>10</td><td>S58</td><td>公営</td><td>木造</td><td>44,600</td></tr> <tr><td>畑山</td><td>5</td><td>S62</td><td>公営</td><td>木造</td><td>63,300</td></tr> <tr><td>畑山</td><td>5</td><td>S63</td><td>公営</td><td>木造</td><td>57,900</td></tr> <tr><td>久畑二ノ宮</td><td>8</td><td>H10</td><td>公営</td><td>木造</td><td>120,900</td></tr> <tr><td>久畑二ノ宮</td><td>2</td><td>H10</td><td>公営</td><td>木造</td><td>80,400</td></tr> <tr><td>中山向町</td><td>5</td><td>H11</td><td>公営</td><td>木造</td><td>119,100</td></tr> <tr><td>矢根</td><td>16</td><td>H2</td><td>公営</td><td>中耐</td><td>51,300</td></tr> <tr><td>赤野</td><td>5</td><td>H14</td><td>公営</td><td>木造</td><td>120,700</td></tr> <tr><td>赤野</td><td>5</td><td>H14</td><td>公営</td><td>木造</td><td>88,300</td></tr> <tr><td>計</td><td>91</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>団地名</th><th>戸数</th><th>建設年度</th><th>種別</th><th>構造</th><th>家賃</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>久畑二ノ宮</td><td>5</td><td>H8</td><td>特公賃</td><td>木造</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>中山向町</td><td>5</td><td>H8</td><td>特公賃</td><td>木造</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>小谷</td><td>8</td><td>H9</td><td>特公賃</td><td>木造</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>小谷</td><td>2</td><td>H9</td><td>特公賃</td><td>木造</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>久畑坂中</td><td>2</td><td>S56</td><td>その他</td><td>木造</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>中山神田</td><td>3</td><td>S57</td><td>その他</td><td>木造</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>旧合機診療所住宅</td><td>1</td><td>S48</td><td>その他</td><td>木造</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>旧資母診療所住宅</td><td>1</td><td>S28</td><td>その他</td><td>木造</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>計</td><td>27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃	出合	10	S52	公営	簡2	32,700	如布	10	S53	公営	簡2	25,000	出合市場	10	S54	公営	木造	29,900	出合第2	10	S58	公営	木造	44,600	畑山	5	S62	公営	木造	63,300	畑山	5	S63	公営	木造	57,900	久畑二ノ宮	8	H10	公営	木造	120,900	久畑二ノ宮	2	H10	公営	木造	80,400	中山向町	5	H11	公営	木造	119,100	矢根	16	H2	公営	中耐	51,300	赤野	5	H14	公営	木造	120,700	赤野	5	H14	公営	木造	88,300	計	91					団地名	戸数	建設年度	種別	構造	家賃	久畑二ノ宮	5	H8	特公賃	木造	100,000	中山向町	5	H8	特公賃	木造	100,000	小谷	8	H9	特公賃	木造	80,000	小谷	2	H9	特公賃	木造	60,000	久畑坂中	2	S56	その他	木造	18,000	中山神田	3	S57	その他	木造	18,000	旧合機診療所住宅	1	S48	その他	木造	23,000	旧資母診療所住宅	1	S28	その他	木造	4,000	計	27				
団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	12	S56	2	中耐	57,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	6	S56	2	中耐	66,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	3	S58	1	中耐	58,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	3	S58	1	中耐	65,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	6	S58	2	中耐	65,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	12	S58	2	中耐	57,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	7	S61	1	高耐	75,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	4	S61	1	高耐	76,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	4	S61	1	高耐	68,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	8	S61	2	高耐	68,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	2	S61	1	高耐	72,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	1	S61	1	高耐	72,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	15	S61	2	高耐	71,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	1	S61	2	高耐	79,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	7	S62	1	高耐	78,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	4	S62	1	高耐	73,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	4	S62	1	高耐	66,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	8	S62	2	高耐	66,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	2	S62	1	高耐	70,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	1	S62	1	高耐	70,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	15	S62	2	高耐	69,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
塩津住宅	1	S62	2	高耐	76,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	10	S43	1	簡2	21,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	20	S43	2	簡2	20,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	10	S44	1	簡2	21,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	20	S44	2	簡2	20,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	20	S45	1	簡2	21,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	10	S45	2	簡2	21,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	20	S46	1	簡2	24,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	10	S46	2	簡2	23,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	20	S47	1	簡2	26,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
今森住宅	10	S47	2	簡2	24,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
栄町住宅	20	S48	1	簡2	33,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
元薬師1号	4	S33	2	簡平	14,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
元薬師1号	6	S55	1	簡2	47,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
元薬師1号	6	S56	1	簡2	45,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
元薬師1号	6	S57	2	簡2	51,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
元薬師2号	8	S36	2	簡2	15,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
元薬師2号	16	S37	2	簡2	15,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	6	H1	2	木2	91,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	6	H2	2	木2	98,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	4	H3	1	木2	107,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	4	H3	2	木2	102,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	2	H4	1	木2	114,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	4	H4	2	木2	108,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	1	H6	1	木2	104,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
内島	1	H6	2	木2	99,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
結1号	8	S54	2	簡2	33,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
結2号	6	S61	2	木2	65,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
結2号	2	S63	1	木2	63,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
太田団地1号棟	5	S52	2	簡2	21,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
太田団地2号棟	5	S53	2	簡2	20,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
太田団地3号棟	5	S54	2	簡2	19,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
草飼テラス団地	10	S59	2	簡2	35,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
草飼テラス団地	5	S59	2	簡2	36,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
森本団地	6	H4	1	簡2	78,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
森本団地	4	H5	1	簡2	83,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
轟団地	5	H14		簡2	146,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
轟団地	5	H15		簡2	建築中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
上郷住宅	6	S52	2	簡2	33,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
道場住宅	5	S59	1	簡2	58,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
道場住宅	5	S59	2	簡2	56,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鶴岡東住宅	4	S62	1	中耐	70,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鶴岡東住宅	8	S62	2	中耐	71,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
静修住宅	8	H3	1	中耐	74,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
静修住宅	12	H3	2	中耐	72,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鶴岡住宅	6	H13	-	中耐	87,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鶴岡住宅	9	H13	-	中耐	76,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	63																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
松ノ内	6	S42	1	木造スレート葺平屋建	14,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
松ノ内	4	S42	2	木造スレート葺平屋建	14,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
松ノ内	6	S43	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
松ノ内	6	S44	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
松ノ内	6	S45	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北部	10	S47	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	14,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北部	5	S48	2	簡易耐火造鋼板葺平屋建	18,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
水上	6	S53	2	簡易耐火造瓦葺2階建	37,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
水上	6	S54	1	簡易耐火造瓦葺3階建	37,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鍛冶屋	5	S58	2	簡易耐火造瓦葺4階建	52,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鍛冶屋	5	S59	1	簡易耐火造瓦葺5階建	54,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鳥居	5	S60	2	木造瓦葺平屋建	60,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鳥居	4	S61	1	木造瓦葺平屋建	63,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鳥居	5	S62	2	木造瓦葺平屋建	77,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鳥居	5	S63	2	木造瓦葺平屋建	79,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日野辺	4	H2	2	木造瓦葺2階建	89,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日野辺	6	H3	2	木造瓦葺平屋建	87,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日野辺	4	H4	1	木造瓦葺2階建	95,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日野辺	4	H5	1	木造瓦葺平屋建	104,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
三井谷	4	S58	-	簡易耐火造2階建	13,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合計	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
団地名	戸数	建設年度	種別	構造	近傍同種家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出合	10	S52	公営	簡2	32,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
如布	10	S53	公営	簡2	25,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出合市場	10	S54	公営	木造	29,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出合第2	10	S58	公営	木造	44,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
畑山	5	S62	公営	木造	63,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
畑山	5	S63	公営	木造	57,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
久畑二ノ宮	8	H10	公営	木造	120,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
久畑二ノ宮	2	H10	公営	木造	80,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
中山向町	5	H11	公営	木造	119,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
矢根	16	H2	公営	中耐	51,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
赤野	5	H14	公営	木造	120,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
赤野	5	H14	公営	木造	88,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	91																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
団地名	戸数	建設年度	種別	構造	家賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
久畑二ノ宮	5	H8	特公賃	木造	100,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
中山向町	5	H8	特公賃	木造	100,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小谷	8	H9	特公賃	木造	80,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
小谷	2	H9	特公賃	木造	60,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
久畑坂中	2	S56	その他	木造	18,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
中山神田	3	S57	その他	木造	18,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
旧合機診療所住宅	1	S48	その他	木造	23,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
旧資母診療所住宅	1	S28	その他	木造	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										



# 第 7 回

## 北 但 合 併 協 議 会

### 参 考 資 料

## 参 考 資 料 目 次

専門部会・分科会開催状況	P 25
新市名称応募一覧	P 26
新市の将来構想案	別冊

# 専門部会・分科会開催状況

平成15年7月15日現在

豊 豊岡市役所	劣 劣働会館	日 文化体育館	合 1	合 併協会議室
城 城崎町役場	中 豊岡市中央会館	日 日高町水道事業所	合 2	合 併協喫煙室
竹 竹野町役場	豊 豊岡市公民館	日 日高町農村環境改善センター	合 3	合 併協 1階会議室
日 日高町役場	豊 豊岡市市民会館	や ま やまびこ	但 但馬広域行政事務組合会議室	
出 出石町役場	城 城崎大会議館	城 城崎町総合福祉会館	北 北但行政事務組合(岩井)	
但 但東町役場	城 城崎町公民館	市 市町めぐり	随 随時追加	

劣働会館は15年4月1日以降、中央会館と名称変更

担当課	部会名等	開催回数	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回		第8回		第9回		第10回		第11回		第12回		第13回		第14回		第15回		第16回		第17回		第18回		第19回		第20回		備考									
			月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所	月日	場所												
第1課	調整部会	総務部会	2月26日	城大	5月6日	合1	6月3日	合1	7月1日	合1																																			毎月第1火曜日							
		分科会	3月7日	豊	3月20日	出	3月28日	合1	4月28日	豊	5月16日	日	7月11日	但																																						
		財政	3月10日	合1	3月28日	合1	4月30日	日	5月23日	日																																										
		管財	3月13日	合1	3月28日	合1	4月30日	日	5月23日	日																																										
		総務	3月12日	合2	5月19日	合1	5月27日	日	6月12日	合1																																										
	調整部会	人事・給与	3月12日	合1	5月19日	合1	5月27日	日	7月2日	合1	7月18日	合3																																								
		出納	3月7日	出	3月11日	豊	6月17日	竹	6月27日	日	7月3日	但	7月17日	城																																						
		企画部会	2月25日	合1	4月8日	合1	5月7日	合1	6月4日	合1	7月2日	合1																																								
		分科会	3月17日	合1	4月22日	合1	5月16日	合1	5月30日	合2	6月27日	市町																																								
		情報管理	3月17日	合1	4月22日	合1	5月16日	合1	5月30日	合2	6月27日	市町																																								
		広報聴取	3月7日	豊	3月19日	城公	4月30日	竹	5月22日	日	6月2日	出	6月18日	但	7月3日	豊	7月18日	豊																																		
		企画	3月3日	合1	3月18日	合1	4月28日	豊	5月27日	城	6月19日	竹	7月18日	豊																																						
		住民部会	2月26日	合1	5月1日	豊	6月5日	城	7月3日	竹																																										
		分科会	3月19日	但	4月17日	合1	5月22日	合1	6月19日	合1																																										
		固定資産	3月19日	但	4月17日	合2	4月24日	但	5月22日	合1	6月20日	合2	7月22日	合2																																						
		住民	2月18日	合1	3月13日	豊	3月20日	日	4月3日	合1	4月30日	合1	5月20日	合1	5月27日	合1	6月18日	合3	6月27日	出	7月1日	合2	7月16日	但																												
		年金・国保	3月4日	合1	3月20日	合1	5月13日	合1	6月2日	合2	6月19日	合2	7月11日	合2																																						
		消防	3月11日	合1	5月20日	但	6月2日	合1	6月26日	城	7月16日	豊																																								
		第2課	福祉部会	老人福祉	2月25日	城	5月6日	竹	6月3日	日	6月30日	合1	7月1日	出																																						
				地域福祉	3月24日	合	4月24日	合1	4月30日	豊福	5月14日	豊福	5月29日	合1	6月12日	合2	6月26日	合1	7月7日	合1	7月22日	合1																														
生活福祉	3月3日			合	3月20日	合	4月28日	合1	5月12日	豊福	5月23日	合1	6月10日	合2	6月20日	豊福	7月11日	豊福	7月16日	豊福																																
健康	4月14日			合1	4月21日	豊福	5月8日	豊福	5月21日	豊福	6月6日	豊福	6月12日	但	7月8日	合1	7月25日	合1																																		
教育部会	2月27日		合	5月7日	豊	5月19日	城福	6月4日	竹	7月2日	日	7月17日	出																																							
分科会	3月7日		豊	3月14日	豊	4月22日	市	4月24日	市	5月20日	市	5月27日	市	6月13日	合1	6月17日	但東	6月26日	市	7月7日	出	7月15日	合1																													
社会教育	2月21日		豊市	3月19日	竹	4月24日	合2	4月30日	市	5月16日	竹	5月26日	合2	6月9日	合3	6月19日	日高	7月3日	日高	7月11日	出	7月16日																														
社会体育	3月19日		竹	4月22日	合1	5月9日	合1	5月20日	但	5月27日	出	6月16日	合2	6月26日	合2	7月8日	合2	7月17日	出																																	
議会部会	2月28日		合	5月8日	合1	6月5日	合1	7月3日	合2																																											
分科会	2月20日		豊	2月21日	豊	3月19日	合	4月21日	合1	4月30日	合1	5月12日	合1	5月27日	合3	6月3日	合2	6月25日	合1																																	
第3課	産業経済部会		農林水産	4月15日	但	6月5日	但	7月3日	但																																											
			農地整備	3月12日	竹	3月14日	合2	3月24日	合2	4月30日	合2	5月14日	合2	5月23日	合3	6月3日	合3	6月16日	合3	7月14日	合2	7月16日	合2	7月18日	合2																											
			農業委員会	2月20日	合1	3月7日	合1	3月20日	合2	4月30日	合2	5月15日	合2	5月27日	合2	6月6日	合2	6月18日	合2	6月30日	合2	7月15日	合2																													
			観光	3月7日	但	3月19日	但	5月1日	合2	5月15日	合2	5月22日	合3	5月29日	合2	6月13日	合2	6月20日	合2	7月16日	合2	7月28日	合2																													
			商工	3月12日	合1	3月24日	合1	4月28日	合2	5月12日	合2	5月23日	合3	6月3日	合3	6月12日	合3	6月17日	合3	6月26日	合3	7月7日	合2	7月11日	合3	7月18日	合2																									
	環境部会	3月5日	豊	6月3日	合1	7月1日	合3																																													
	分科会	2月19日	豊	3月7日	北行	3月24日	北行	4月30日	北行	5月21日	北行	6月12日	北行	6月20日	北行	7月1日	北行	7月10日	北行																																	
	水道	3月10日	竹	4月24日	日水	5月13日	出	5月22日	合2	5月29日	但	6月18日	豊水	7月8日	城	7月22日	豊水																																			
	下水道	2月28日	出	3月11日	但	5月9日	豊	5月19日	城	6月10日	竹	6月19日	日	6月27日																																						

## 新市名称応募一覧

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
1	愛協市	あいきょうし	1	
2	逢依市	あいし	4	
3	愛但市	あいたんし	1	
4	愛鳥市	あいどりし	1	
5	愛の巣市	あいのすし	1	
6	愛葉市	あいようし	1	
7	青海市	あおいうみし	1	
8	青澄市	あおずみし	1	
9	あおぞら市	あおぞらし	4	
10	青空市	あおぞらし	7	
11	青緑市	あおみどりし	1	
12	青山市	あおやまし	1	
13	赤伝鳥市	あかでんちょうし	1	
14	あき市	あきし	1	
15	秋名市	あきなし	1	
16	明未市	あけみし	1	
17	朝霧市	あさぎりし	1	
18	紫陽花市	あじさいし	1	
19	飛鳥市	あすかし	2	
20	温海原市	あつみはらし	1	
21	天神市	あまかみし	1	
22	天海市	あまみし	1	
23	あめのひぼこ市	あめのひぼこし	4	
24	天日槍命市	あめのひぼこのみことし	1	
25	あゆ市	あゆし	1	
26	あらた市	あらたし	1	
27	生き生きと輝く市	いきいきとかがやくし	1	
28	いきと市	いきとし	1	
29	生田市	いくたし	1	
30	いこい市	いこいし	1	
31	伊崎市	いざきし	1	
32	石崎市	いしざきし	1	
33	石高東野岡崎市	いしだかひがしのおかざきし	1	
34	いず市	いずし	1	
35	出市	いずし	4	
36	出石市	いずし	2	
37	いずし市	いずしし	4	
38	出石市	いずしし	24	
39	出但市	いずたんし	1	
40	出ずと市	いずとし	1	
41	出野市	いずのし	1	
42	出日市	いずひし	1	
43	出豊城市	いずほうじょうし	1	
44	泉里市	いずみさとし	1	
45	泉城香市	いずみじょうかし	1	
46	泉鳥市	いずみどりし	1	
47	泉柳市	いずみやなし	1	
48	いちご市	いちごし	1	
49	一五市	いちごし	7	



番号	応募名称	名称かな	件数	備考
50	一護市	いちごし	1	
51	莓市	いちごし	1	
52	一市	いちし	2	
53	一市五町市	いちしごちょうし	1	
54	一番市	いちばんし	1	
55	市丸市	いちまるし	1	
56	壱市伍町市	いっしごちょうし	1	
57	いつわ市	いつわし	1	
58	出湯こうのとり市	いでゆこうのとりし	1	
59	いなか市	いなかし	1	
60	田舎市	いなかし	2	
61	田舎山市	いなかやまし	1	
62	今中川市	いまなかがわし	1	
63	いろどり市	いろどりし	1	
64	岩海市	いわみし	1	
65	岩森市	いわもりし	1	
66	ウイングス但馬市	ういんぐすたじまし	1	
67	植村市	うえむらし	5	
68	うさぎおい市	うさぎおいし	1	
69	う市	うし	1	
70	牛鳥市	うしうし	1	
71	生水市	うずいし	2	
72	うつくしい町ときょうりよくのある町市	うつくしいまちときょうりよくのあるまち	1	
73	うっしっ市	うっしっし	1	
74	牛っ市	うっしっし	1	
75	雨豊市	うとみし	1	
76	海川市	うみかわし	1	
77	海美市	うみびし	1	
78	海山川市	うみやまかわし	1	
79	海山市	うみやまし	6	
80	嬉市	うれし	1	
81	えあーたじま市	えあーたじまし	1	
82	栄但馬市	えいたじまし	1	
83	えがお市	えがおし	1	
84	え顔市	えがおし	1	
85	笑顔市	えがおし	2	
86	江頭市	えがしらし	1	
87	恵北市	えほくし	1	
88	笑市	えみし	2	
89	円悠市	えんゆうし	1	
90	大射市	おおいし	1	
91	大石りく市	おおいしりくし	1	
92	大海原市	おおうなばらし	1	
93	大幸市	おおさちし	3	
94	大空市	おおぞらし	2	
95	大豊市	おおとよし	1	
96	鴻来市	おおとりきたるし	1	
97	鴻市	おおとりし	1	
98	岡崎出豊市	おかさきいずとよし	1	
99	岡崎野高石東市	おかさきのだかいしとうし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
100	小花市	おかし	1	
101	岡野崎市	おかのざきし	1	
102	おとぼけワニさん市	おとぼけわにさんし	1	
103	おに市	おにし	1	
104	お日さま市	おひさまし	1	
105	おもてな市	おもてなし	1	
106	温泉郷市	おんせんきょうし	1	
107	温泉市	おんせんし	3	
108	温泉豊岡市	おんせんとよおかし	1	
109	温田市	おんだし	1	
110	海川市	かいがわし	1	
111	海港市	かいこうし	1	
112	海山幸市	かいざんこうし	1	
113	海山市	かいざんし	3	
114	海山北部市	かいさんほくぶし	1	
115	海山市	かいせんし	1	
116	海泉市	かいせんし	1	
117	海但市	かいたんし	1	
118	海浜市	かいひんし	1	
119	ガウン海市	がうんかいし	1	
120	華織市	かおりし	1	
121	かがやき市	かがやきし	2	
122	鶴城市	かくじょうし	1	
123	鶴豊市	かくほうし	1	
124	花但市	かたんし	1	
125	かっこいい市	かっこいいし	1	
126	合併市	がっぺいし	1	
127	花丹生市	かにいし	1	
128	カニ市	かにし	1	
129	鞆市	かばんし	1	
130	かばんの町市	かばんのまちし	1	
131	紙中市	かみなかし	1	
132	神美市	かみよしし	1	
133	花夢市	かむし	5	
134	かめのがわ市	かめのがわし	1	
135	河内市	かわちし	1	
136	華和蘭市	かわらんし	1	
137	観光市	かんこうし	1	
138	カントリー市	かんとりーし	1	
139	神鍋市	かんなべし	4	
140	がんばり市	がんばりし	1	
141	鶴美市	かんみし	1	
142	城崎市	きさきし	1	
143	輝翔市	きしょうし	9	
144	希城市	きしろし	1	
145	北岡市	きたおかし	4	
146	北風市	きたかぜし	1	
147	北軽市	きたがるし	1	
148	北関西市	きたかんさいし	2	
149	きたきんき市	きたきんきし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
150	北きんき市	きたきんきし	1	
151	北近き市	きたきんきし	2	
152	北近畿市	きたきんきし	22	
153	北近畿未来市	きたきんきみらいし	1	
154	北近市	きたきんし	1	
155	北こうのとり市	きたこうのとりし	1	
156	北神戸市	きたこうべし	1	
157	きたざき市	きたざきし	1	
158	きたさと市	きたさとし	1	
159	北里市	きたさとし	1	
160	北里市	きたざとし	2	
161	城但市	きたし	1	
162	北市	きたし	4	
163	きたたじま市	きたたじまし	2	
164	きた但馬市	きたたじまし	1	
165	喜多たじま市	きたたじまし	1	
166	喜多但馬市	きたたじまし	3	
167	北たじま市	きたたじまし	30	
168	北但島市	きたたじまし	1	
169	北但馬市	きたたじまし	197	
170	北但馬豊岡市	きたたじまとよおかし	1	
171	北但馬ポム市	きたたじまぼむし	1	
172	北但馬豊市	きたたじまゆたかし	1	
173	北但市	きたたんし	1	
174	北豊飛市	きたとひいし	1	
175	北豊市	きたとみし	1	
176	北とよおか市	きたとよおかし	1	
177	北豊岡市	きたとよおかし	3	
178	北豊市	きたとよし	1	
179	木谷朋弘市	きたにともひろし	1	
180	北の郷市	きたのさとし	1	
181	北野里市	きたのさとし	1	
182	北野市	きたのし	1	
183	北のとり市	きたのとりし	1	
184	北のまち市	きたのまちし	1	
185	きたひ市	きたひし	1	
186	きたひょうご市	きたひょうごし	2	
187	喜多兵庫市	きたひょうごし	1	
188	北ひょうご市	きたひょうごし	3	
189	北兵庫市	きたひょうごし	100	
190	北豊城市	きたほうじょうし	1	
191	北前市	きたまえし	2	
192	北円山市	きたまるやまし	2	
193	北美市	きたみし	1	
194	北緑市	きたみどりし	1	
195	北山市	きたやまし	1	
196	北六合市	きたろくごうし	1	
197	城出豊市	きでとよし	1	
198	城岡市	きのおかし	1	
199	城崎温泉市	きのさきおんせんし	4	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
200	城崎郡豊岡市	きのさきぐんとよおかし	1	
201	きのさきコウノトリ市	きのさきこうのとりし	1	
202	きのさき市	きのさきし	61	
203	城崎市	きのさきし	246	
204	城之崎市	きのさきし	2	
205	城崎市	きのさきし	1	
206	城崎市市	きのさきしし	2	
207	城崎町アンド豊岡市	きのさきちょうあんどよおかし	1	
208	城崎豊岡市	きのさきとよおかし	1	
209	城崎ふるさと市	きのさきふるさとし	1	
210	木野市	きのし	1	
211	城竹市	きのたけし	1	
212	城豊出市	きのとよでし	1	
213	希望市	きぼうし	2	
214	城豊市	きぼうし	1	
215	畿北市	きほくし	2	
216	郷愛市	きょうあいし	1	
217	京極市	きょうごくし	2	
218	協楽市	きょうらくし	1	
219	郷里市	きょうりし	1	
220	輝世市	きよし	1	
221	魚田市	ぎょたし	1	
222	キラキラ市	きらきらし	1	
223	喜楽市	きらくし	1	
224	輝来市	きらし	10	
225	綺羅市	きらし	1	
226	キラピカ市	きらぴかし	1	
227	きらめき市	きらめきし	1	
228	きらり市	きらりし	1	
229	霧多市	きりおおし	1	
230	霧華市	きりかし	1	
231	霧の都市	きりのみやこし	1	
232	霧白市	きりはくし	1	
233	杞柳市	きりゅうし	1	
234	木林市	きりんし	1	
235	きれいな浜市	きれいなはまし	1	
236	キング市	きんぐし	1	
237	くにうみ市	くにうみし	1	
238	くみだ市	くみだし	1	
239	栗尾市	くりおし	1	
240	来川市	くるかわし	1	
241	来日市	くるひし	1	
242	紅市	くれないし	1	
243	夏至市	げしし	1	
244	気多市	けたし	2	
245	げん気市	げんきし	1	
246	元気市	げんきし	3	
247	健康市	けんこうし	1	
248	元晴市	げんせいし	1	
249	玄武市	げんぶし	6	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
250	幸運市	こうんし	1	
251	幸岡市	こうおかし	1	
252	コウ海市	こうかいし	1	
253	鴻郷市	こうごうし	1	
254	こうさと市	こうさとし	1	
255	幸市	こうし	1	
256	鴻市	こうし	1	
257	鴻翔市	こうしょうし	4	
258	光城市	こうじょうし	1	
259	高城市	こうじょうし	1	
260	鴻城市	こうじょうし	5	
261	光雪市	こうせつし	3	
262	鴻泉海祭蕎麦市	こうせんかいさいそきし	3	
263	鴻泉市	こうせんし	4	
264	好然市	こうぜんし	1	
265	幸然市	こうぜんし	1	
266	広但市	こうだんし	1	
267	コウちゃん市	こうちゃんし	1	
268	幸鶴市	こうつるし	1	
269	こうづる市	こうづるし	2	
270	弘道市	こうどうし	1	
271	コウトリ市	こうとりし	1	
272	幸取市	こうとりし	2	
273	鴻島市	こうとりし	1	
274	鴻岡市	こうのおかし	1	
275	こうのさと市	こうのさとし	3	
276	こうの郷市	こうのさとし	1	
277	コウノ郷市	こうのさとし	1	
278	コウノ里市	こうのさとし	1	
279	幸の郷市	こうのさとし	1	
280	鴻の郷市	こうのさとし	2	
281	鴻の里市	こうのさとし	2	
282	鴻野里市	こうのさとし	1	
283	鴻ノ郷市	こうのさとし	2	
284	こうの市	こうのし	7	
285	コウノ市	こうのし	1	
286	コウ野市	こうのし	1	
287	幸野市	こうのし	2	
288	鴻の市	こうのし	1	
289	鴻乃市	こうのし	1	
290	鶴市	こうのし	1	
291	鴻ノ市	こうのし	1	
292	こうのす市	こうのすし	1	
293	鴻谷市	こうのたにし	1	
294	コウノ豊岡市	こうのとよおかし	1	
295	コウノトリ温泉市	こうのとりのおんせんし	1	
296	こうのとりに崎市	こうのとりのさきし	1	
297	コウノトリに崎市	こうのとりのさきし	1	
298	コウノトリくつろぎ市	こうのとりのくつろぎし	1	
299	こうのとりに市	こうのとりにし	381	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
300	こうの鳥市	こうのとりにし	16	
301	コウノトリ市	こうのとりにし	198	
302	コウの鳥市	こうのとりにし	1	
303	コウノ鳥市	こうのとりにし	5	
304	交野鳥市	こうのとりにし	1	
305	光ノ鳥市	こうのとりにし	3	
306	幸のとりに市	こうのとりにし	1	
307	幸ノ鳥市	こうのとりにし	3	
308	幸呼鳥市	こうのとりにし	1	
309	幸鳥市	こうのとりにし	2	
310	幸島市	こうのとりにし	1	
311	幸乃鳥市	こうのとりにし	1	
312	幸野鳥市	こうのとりにし	4	
313	鴻の鳥市	こうのとりにし	13	
314	鴻市	こうのとりにし	5	
315	鴻鳥市	こうのとりにし	5	
316	鴻乃鳥市	こうのとりにし	1	
317	鶺鴒市	こうのとりにし	1	
318	鶺鴒市	こうのとりにし	13	
319	鶺鴒野鳥市	こうのとりにし	1	
320	鴻ノ鳥市	こうのとりにし	2	
321	鶺鴒市市	こうのとりにしし	1	
322	こうのとりに但馬市	こうのとりにたじまし	2	
323	コウノトリ但馬市	こうのとりにたじまし	3	
324	こうのとりに豊岡市	こうのとりにとよおかし	1	
325	コウノトリ豊岡市	こうのとりにとよおかし	1	
326	こうのとりに豊の丘市	こうのとりにとよのおかし	1	
327	こうのとりに郷市	こうのとりにさとし	1	
328	コウノトリの里市	こうのとりにさとし	1	
329	こうのとりにランド市	こうのとりにらんどし	1	
330	幸光市	こうひかりし	1	
331	幸福市	こうふくし	2	
332	鴻豊市	こうほうし	1	
333	鶺鴒豊市	こうほうし	1	
334	幸北市	こうほくし	1	
335	鴻舞市	こうまいし	1	
336	コウ円市	こうまるし	1	
337	広美市	こうみし	1	
338	鴻海市	こうみし	2	
339	光明市	こうめいし	1	
340	鶺鴒湯市	こうゆし	1	
341	鴻来市	こうらいし	8	
342	幸楽市	こうらくし	2	
343	鴻陵市	こうりょうし	1	
344	幸緑市	こうりょくし	1	
345	幸輪市	こうわし	1	
346	鴻羽市	こうわし	1	
347	鴻和市	こうわし	1	
348	国府市	こくふし	1	
349	ごくらく市	ごくらくし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
350	古城市	こじょうし	1	
351	コスモス市	こすもすし	2	
352	五但都市	ごただしとし	1	
353	五町一市	ごちょういっし	1	
354	誇道市	こどうし	10	
355	五都市	ごとし	1	
356	このうとり市	このうとりし	1	
357	このとり市	このとりし	1	
358	コノトリ市	このとりし	1	
359	五馬市	ごばし	1	
360	小森市	こもりし	1	
361	埼川市	さいかわし	1	
362	採香市	さいこうし	1	
363	斎隆市	さいたかし	1	
364	済藤高尾市	さいとうたかおし	1	
365	祭豊市	さいとし	1	
366	幸い市	さいわいし	1	
367	栄市	さかえし	1	
368	サギ市	さぎし	1	
369	咲山市	さきやまし	1	
370	桜木市	さくらぎし	1	
371	さくら市	さくらし	4	
372	桜市	さくらし	5	
373	幸笑市	さちえし	1	
374	幸咲市	さちさきし	1	
375	幸野市	さちのし	1	
376	幸道市	さちみちし	1	
377	郷美市	さとうつくし	1	
378	里海市	さとみし	1	
379	五月雨市	さみだれし	1	
380	清か市	さやかし	1	
381	さわやか市	さわやかし	1	
382	山陰城崎市	さんいんきのさきし	1	
383	サンイン市	さんいんし	1	
384	山陰市	さんいんし	3	
385	山陰たじま市	さんいんたじまし	1	
386	山陰但馬市	さんいんたじまし	1	
387	山陰豊岡市	さんいんとよおかし	1	
388	山陰兵庫市	さんいんひょうごし	1	
389	山市	さんかいし	4	
390	山間市	さんかんし	1	
391	山紫水明市	さんしすいめいし	1	
392	山美市	さんびし	1	
393	山緑市	さんりょくし	1	
394	幸仲市	しあなかし	1	
395	幸せ市	しあわせし	1	
396	幸せ都市	しあわせとし	1	
397	しあわせ町市	しあわせまちし	1	
398	自海市	しかいし	1	
399	史街市	しがいし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
400	四季彩市	しきさいし	5	
401	幸希市	しきし	1	
402	四季市	しきし	3	
403	自木市	しきし	1	
404	四季ホーフ市	しきほーふし	1	
405	史香市	しこうし	1	
406	ししまい市	ししまいし	1	
407	しぜんいっばいある市	しぜんいっばいあるし	1	
408	自然コウノトリ市	しぜんこうのとりし	1	
409	しぜん市	しぜんし	2	
410	し然市	しぜんし	1	
411	自然市	しぜんし	7	
412	自ぜん市	じぜんし	1	
413	自然の町市	しぜんのまちし	1	
414	自然豊か市	しぜんゆたかし	1	
415	自但市	したんし	1	
416	志鳥市	しちょうし	1	
417	市新市	しっしっし	1	
418	集広市	しゅうこうし	1	
419	住都市	じゅうとし	1	
420	周楽市	しゅうらくし	1	
421	春夏秋冬市	しゅんかしゅうとうし	1	
422	じゅんさい市	じゅんさいし	1	
423	笑愛市	しょうあいし	1	
424	城石市	じょういしし	1	
425	城下町市	じょうかまちし	2	
426	笑広市	しょうこうし	1	
427	城光市	じょうこうし	1	
428	城古海山市	じょうこかいざんし	1	
429	翔城市	しょうじょうし	1	
430	城石市	じょうせきし	1	
431	城泉市	じょうせんし	1	
432	白鳥市	しらどりし	1	
433	白羽市	しらばねし	1	
434	自歴市	しれきし	1	
435	城石市	しろいしし	1	
436	城岡市	しろおかし	4	
437	城竹市	しろたけし	1	
438	城寺市	しろでらし	1	
439	城野市	しろのし	1	
440	白羽市	しろばねし	1	
441	城円市	しろまるし	1	
442	新合市	しんあいし	1	
443	新出石市	しんいずしし	2	
444	新きたたじま市	しんきたたじまし	1	
445	新北但馬市	しんきたたじまし	2	
446	新城崎温泉市	しんきのさきおんせんし	1	
447	新城崎市	しんきのさきし	3	
448	新鴻市	しんこうし	1	
449	神鴻城体気集山市	しんこうじょうていきしゅうざんし	1	



番号	応募名称	名称かな	件数	備考
450	森水市	しんずいし	1	
451	新生市	しんせいし	1	
452	親善市	しんぜんし	1	
453	新たじまし	しんたじまし	5	
454	新但馬市	しんたじまし	29	
455	親但馬市	しんたじまし	1	
456	新但市	しんたんし	1	
457	親但市	しんたんし	1	
458	心暖市	しんだんし	1	
459	新とよおか市	しんとよおかし	3	
460	新豊岡市	しんとよおかし	43	
461	新豊岡市市	しんとよおかしし	1	
462	新仲市	しんなかし	1	
463	新日高市	しんひだかし	1	
464	新風市	しんふうし	1	
465	しんぶん市	しんぶんし	1	
466	新豊市	しんほうし	1	
467	新北但市	しんほくたんし	5	
468	新北但市	しんほし	1	
469	新六和市	しんむつわし	1	
470	新明市	しんめいし	1	
471	進美市	しんめいし	1	
472	進市	すすむし	1	
473	すそ野市	すそのし	1	
474	魫音市	すだまねし	1	
475	昴市	すばるし	2	
476	澄空市	すみそらし	2	
477	スミヨイ市	すみよいし	1	
478	西京市	せいきょうし	1	
479	星水市	せいすいし	1	
480	清蒼市	せいそうし	1	
481	生但市	せいたんし	1	
482	清流市	せいらりゅうし	2	
483	聖竜市	せいらりゅうし	1	
484	清和市	せいわし	1	
485	石出市	せきでし	1	
486	雪月花市	せつげっかし	2	
487	山市	せんかいし	1	
488	全豊市	ぜんほうし	1	
489	川流市	せんりゅうし	1	
490	泉柳市	せんりゅうし	1	
491	創華市	そうかし	1	
492	そしば市	そしばし	1	
493	そば市	そばし	1	
494	蘇武市	そぶし	2	
495	大翔市	だいしょうし	1	
496	大但馬市	だいたじまし	2	
497	大豊岡市	だいとよおかし	1	
498	大豊市	だいとよし	1	
499	第二豊岡市	だいにとよおかし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
500	大北但市	だいほくたんし	1	
501	太陽市	たいようし	1	
502	大六但市	だいろくたんし	1	
503	高鞍市	たかくらし	1	
504	貴市	たかし	1	
505	高羽市	たかばねし	1	
506	たからの山市	たからのやまし	1	
507	滝豊市	たきとよし	1	
508	たきとり市	たきとりし	1	
509	たきのき市	たきのきし	1	
510	竹岡市	たけおかし	4	
511	竹香日高市	たけかひだかし	1	
512	竹高市	たけだかし	1	
513	竹豊市	たけとよし	1	
514	たけの市	たけのし	1	
515	タケノ市	たけのし	1	
516	竹野市	たけのし	15	
517	竹野はま市	たけのはまし	1	
518	竹野浜市	たけのはまし	1	
519	たけは市	たけはし	1	
520	たこのこ市	たこのこし	1	
521	田咲市	たさきし	1	
522	但馬アルプス市	たじまあるぷすし	1	
523	但馬いちご市	たじまいちごし	1	
524	但馬舞市	たじまうし	1	
525	但舞市	たじまうし	1	
526	但馬雲海市	たじまうんかいし	1	
527	但馬北上市	たじまきたいちし	1	
528	たじまきた市	たじまきたし	1	
529	たじま北市	たじまきたし	1	
530	但馬北市	たじまきたし	6	
531	たじまきのさき市	たじまきのさきし	1	
532	たじま城崎市	たじまきのさきし	1	
533	但馬城崎市	たじまきのさきし	2	
534	但馬清里市	たじまきよさとし	1	
535	但馬きらら市	たじまきららし	1	
536	但馬空港市	たじまくこうし	1	
537	但馬玄武市	たじまげんぶし	1	
538	たじまこうのとり市	たじまこうのとりし	2	
539	但馬こうのとり市	たじまこうのとりし	14	
540	但馬幸野鳥市	たじまこうのとりし	1	
541	但馬鴻の鳥市	たじまこうのとりし	1	
542	但馬コウノトリ市	たじまこうのとりし	3	
543	但馬国府市	たじまこくふし	2	
544	たじま国分寺市	たじまこくぶんじし	1	
545	但馬国分寺市	たじまこくぶんじし	5	
546	たじま栄市	たじまさかえし	1	
547	たじま市	たじまし	138	
548	太治摩市	たじまし	4	
549	太治磨市	たじまし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
550	但牛市	たじまし	1	
551	但島市	たじまし	1	
552	但馬市	たじまし	450	
553	担馬市	たじまし	1	
554	田道間市	たじまし	1	
555	但馬市市	たじましし	1	
556	但馬七市	たじましちし	1	
557	但馬新豊岡市	たじましんとよおかし	1	
558	たじま中央市	たじまちゅうおうし	2	
559	但馬中央市	たじまちゅうおうし	9	
560	但馬富城市	たじまとみしろし	1	
561	たじま豊岡市	たじまとよおかし	2	
562	但馬とよおかし	たじまとよおかし	1	
563	但馬豊岡市	たじまとよおかし	9	
564	但馬豊岡市市	たじまとよおかしし	1	
565	たじま豊里市	たじまとよさとし	1	
566	但馬中市	たじまなかし	1	
567	但馬日本海市	たじまにほんかいし	1	
568	たじまの国市	たじまのくにし	1	
569	但馬の国市	たじまのくにし	2	
570	但馬の郷市	たじまのさとし	1	
571	たじまの市	たじまのし	1	
572	但馬美市	たじまはるし	1	
573	たじま東市	たじまひがしし	1	
574	但馬東市	たじまひがしし	2	
575	但馬飛翔市	たじまひしょうし	1	
576	但馬日高市	たじまひだかし	1	
577	但馬ひぼこ市	たじまひぼこし	2	
578	但馬富士市	たじまふじし	1	
579	但馬府中市	たじまふちゅうし	1	
580	但馬豊洲市	たじまほうしゅうし	1	
581	但馬豊城日の出市	たじまほうじょうひのでし	1	
582	但馬北但市	たじまほくたんし	2	
583	但馬まるやまし	たじままるやまし	1	
584	但馬円山市	たじままるやまし	2	
585	たじま緑市	たじまみどりし	1	
586	たじま森市	たじまもりし	1	
587	但馬もり市	たじまもりし	1	
588	但馬守市	たじまもりし	1	
589	田道間守市	たじまもりし	1	
590	たじまゆきんこ市	たじまゆきんこし	1	
591	但馬豊市	たじまゆたかし	2	
592	たじま湯の香市	たじまゆのかし	1	
593	但馬ランド市	たじまらんどし	1	
594	但馬りく市	たじまりくし	1	
595	たじまる市	たじまるし	1	
596	但円市	たじまるし	1	
597	但丸市	たじまるし	1	
598	但馬連合市	たじまれんごうし	1	
599	但馬六郷市	たじまるくきょうし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
600	但馬六郷市	たじまるくごうし	1	
601	但馬六市	たじまるくし	1	
602	但馬六都市	たじまるくとし	1	
603	但馬ん市	たじまんし	1	
604	たちばな市	たちばなし	1	
605	橘市	たちばなし	3	
606	タヂマ市	たぢまし	1	
607	田鶴市	たづるし	2	
608	蓼川市	たでがわし	2	
609	蓼平市	たでひらし	1	
610	棚地市	たなちし	2	
611	たに市	たにし	1	
612	但野市	たのし	1	
613	田畑市	たばたし	1	
614	旅行市	たびゆきし	1	
615	田山市	たやまし	1	
616	但央市	たんおうし	1	
617	但輝市	たんきし	1	
618	但牛市	たんぎゅうし	1	
619	但交市	たんこうし	1	
620	但光市	たんこうし	1	
621	但崎市	たんざきし	1	
622	但州市	たんしゅうし	3	
623	但上市	たんじょうし	1	
624	但城市	たんじょうし	3	
625	但宝市	たんだからし	1	
626	但町市	たんちょうし	1	
627	但出日竹城豊市	たんでひだけきのとし	1	
628	但東市	たんとうし	18	
629	但湯市	たんとうし	1	
630	たんとう町市	たんとうちょうし	1	
631	但都市	たんとし	2	
632	但府市	たんぷし	1	
633	但豊市	たんほうし	1	
634	但豊城市	たんほうじょうし	1	
635	但北市	たんほくし	2	
636	但明市	たんめいし	1	
637	但緑市	たんにょくし	1	
638	地海市	ちかいし	1	
639	竹岡市	ちくおかし	1	
640	知州葉市	ちすばし	1	
641	中央市	ちゅうおうし	1	
642	中央但馬市	ちゅうおうたじまし	2	
643	ちゅうりっぷ市	ちゅうりっぷし	1	
644	超市	ちょうし	1	
645	月島市	つきしまし	1	
646	つばさ市	つばさし	1	
647	翼市	つばさし	1	
648	翼多市	つばたし	3	
649	鶴里市	つるさとし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
650	鶴見市	つるみし	1	
651	鶴美市	つるみし	1	
652	鶴山市	つるやまし	1	
653	出合市	であいし	1	
654	出城豊竹但日市	でしろとよたけたんびし	1	
655	天市	てんし	1	
656	伝統市	でんとうし	1	
657	天都市	てんとし	1	
658	転入市	てんにゅうし	1	
659	東岡市	とうおかし	1	
660	豊城竹日出但市	とうきたけひでたし	1	
661	豊五市	とうごし	1	
662	同人市	どうじんし	1	
663	東但市	とうたんし	1	
664	東町市	とうちょうし	1	
665	統鶴市	とうちょうし	1	
666	湯豊市	とうほうし	1	
667	東北市	とうほくし	1	
668	投馬市	とうまし	1	
669	都栄市	とえいし	1	
670	豊城市	とおじょし	1	
671	ときい市	ときいし	1	
672	ときたひいた市	ときたひいたし	2	
673	時田日市	ときたひし	1	
674	豊城出市	ときでし	1	
675	時の郷市	ときのさとし	1	
676	豊城市	ときのみし	1	
677	豊城出市	ときはなし	1	
678	とたしんぎ市	とたしんぎし	1	
679	トトロ市	ととろし	1	
680	トマト市	とまとし	1	
681	豊城竹日出但市	とみしるたけにちでたんし	1	
682	友枝市	ともえだし	1	
683	とも市	ともし	1	
684	ともだち市	ともだちし	1	
685	豊合市	とよあいし	1	
686	とようか市	とようかし	3	
687	豊永市	とよえいし	1	
688	豊岡出但市	とよおかいずたんし	1	
689	豊岡北市	とよおかきたし	1	
690	豊岡城崎市	とよおかきのさきし	2	
691	豊岡京市	とよおかきょうし	1	
692	豊岡こうのとり市	とよおかこうのとりし	2	
693	豊岡コウノトリ市	とよおかこうのとりし	1	
694	豊岡五市	とよおかごし	2	
695	とよおか市	とよおかし	71	
696	とよ岡市	とよおかし	1	
697	トヨオカ市	とよおかし	2	
698	豊岡市	とよおかし	755	
699	豊丘市	とよおかし	2	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
700	豊岡市コウノトリ市	とよおかしこうのとりし	1	
701	豊岡市市	とよおかしし	9	
702	豊岡新市	とよおかしんし	1	
703	豊岡但馬市	とよおかたじまし	1	
704	とよおかでらっくす市	とよおかでらっくすし	1	
705	豊岡ゆきのさと市	とよおかゆきのさとし	1	
706	豊岡連合市	とよおかれんごうし	2	
707	とよかか市	とよかかし	1	
708	豊風市	とよかぜし	2	
709	豊河市	とよかわし	1	
710	豊城市	とよきし	1	
711	豊城竹市	とよきたけし	1	
712	豊北市	とよきたし	1	
713	とよきたひでたん市	とよきたひでたんし	1	
714	豊城出市	とよきでし	2	
715	豊城市	とよきのし	1	
716	豊城竹日出但市	とよきのたけひでたんし	1	
717	豊城竹日出但市	とよきのたけびでたんし	1	
718	豊國市	とよくにし	1	
719	豊五市	とよごし	2	
720	豊咲市	とよさきし	1	
721	豊崎市	とよさきし	43	
722	豊崎市	とよさきし	1	
723	豊崎竹高出東市	とよさきたけたかでとうし	1	
724	豊崎野日石東市	とよさきのひだずしとうし	1	
725	豊崎日野石市	とよさきひのせきし	1	
726	豊崎日野出東市	とよさきひのでひがしし	1	
727	豊幸市	とよさちし	1	
728	とよさと市	とよさとし	1	
729	豊郷市	とよさとし	3	
730	豊里市	とよさとし	8	
731	豊里市	とよざとし	1	
732	豊市	とよし	1	
733	豊自市	とよじし	1	
734	豊城竹日出但市	とよじょうたけひでたんし	1	
735	豊城竹日出但市	とよじょうちくひいたんし	1	
736	豊城日の出市	とよじょうひのでし	1	
737	豊城市	とよしろし	14	
738	豊城市市	とよしろしし	1	
739	豊城竹日出但市	とよしろたけびいでたんし	1	
740	豊空市	とよそらし	1	
741	豊高市	とよたかし	1	
742	豊高市	とよだかし	1	
743	豊竹市	とよたけし	3	
744	豊竹市	とよだけし	1	
745	豊但出市	とよたんいずし	1	
746	豊但市	とよたんし	6	
747	豊富市	とよとみし	1	
748	豊鳥市	とよとりし	1	
749	豊鳥市	とよどりし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
750	豊根市	とよねし	1	
751	とよのおか市	とよのおかし	1	
752	豊野駕市	とよのかし	1	
753	豊の郷市	とよのさとし	1	
754	豊の里市	とよのさとし	1	
755	豊野市	とよのし	2	
756	豊野城市	とよのしろし	1	
757	豊柱市	とよばしし	1	
758	豊花市	とよはなし	2	
759	豊美市	とよびし	1	
760	豊日出市	とよひでし	1	
761	豊町市	とよまちし	2	
762	豊円市	とよまるし	2	
763	豊美川市	とよみかわし	1	
764	豊海市	とよみし	1	
765	豊美市	とよみし	1	
766	豊水市	とよみずし	2	
767	豊六市	とよむつし	1	
768	豊野日市	とよやひし	1	
769	豊山市	とよやまし	3	
770	豊りく市	とよりくし	1	
771	鳥蟹市	とりかにし	1	
772	鳥市	とりし	1	
773	鳥野郷市	とりのさとし	1	
774	戸露奴市	とろぬし	1	
775	叶露火加留腐留鶺鴒鶴田市	とろびかるふるうつだし	1	
776	直己市	なおみし	2	
777	仲愛市	なかあいし	1	
778	仲高市	なかだかし	1	
779	中但馬市	なかたじまし	3	
780	仲町市	なかちょうし	1	
781	仲頼市	なかともし	1	
782	なかの市	なかのし	1	
783	仲間市	なかまし	1	
784	なかよ市	なかよし	2	
785	仲良市	なかよし	4	
786	なかよし市	なかよしし	6	
787	仲良し市	なかよしし	2	
788	なかよしふるさと市	なかよしふるさとし	1	
789	なぎさ市	なぎさし	1	
790	なごみ市	なごみし	2	
791	和市	なごみし	1	
792	和里市	なごりし	1	
793	七色市	なないろし	1	
794	なのはな市	なのはなし	1	
795	新但市	にいたんし	1	
796	にこにこ市	にこにこし	1	
797	西軽井沢市	にしかるいさわし	1	
798	西京都市	にしきょうとし	1	
799	虹市	にじし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
800	虹城市	にじしろし	1	
801	西但馬市	にしたじまし	1	
802	日但市	にったんし	1	
803	日本市	にっぽんし	1	
804	日本ふるさと市	にっぽんふるさとし	1	
805	仁忍賀市	ににんがし	1	
806	日本海市	にほんかいし	4	
807	日本市	にほんし	1	
808	ニュー豊岡市	にゅーとよおかし	2	
809	ノース兵庫市	のーすひょうごし	2	
810	ノーダウト市	のーだうとし	1	
811	のじぎく市	のじぎくし	1	
812	のぞみ市	のぞみし	2	
813	のどか市	のどかし	1	
814	白都市	はくとし	2	
815	白豊市	はくほうし	1	
816	はぐるま市	はぐるまし	1	
817	羽間市	はざまし	1	
818	花右京市	はなうきょうし	1	
819	花咲市	はなさきし	4	
820	花園市	はなぞのし	1	
821	花但馬市	はなたじまし	1	
822	花畑市	はなばたし	1	
823	花火市	はなびし	1	
824	花都市	はなみやこし	1	
825	花柳市	はなやなぎし	1	
826	花山市	はなやまし	1	
827	はばたき市	はばたきし	2	
828	はばたけこうのとり市	はばたけこうのとりし	1	
829	浜津市	はまつし	1	
830	播磨市	はりまし	1	
831	陽郷市	はるさとし	1	
832	春侍穂市	はるじおんし	1	
833	春野市	はるのし	1	
834	阪神タイガース市	はんしんたいがーすし	1	
835	ひあた市	ひあたし	1	
836	ひうし市	ひうしし	1	
837	美化市	びかし	1	
838	ひがし但馬市	ひがしたじまし	1	
839	東たじま市	ひがしたじまし	7	
840	東但馬市	ひがしたじまし	33	
841	ピカピカ市	ぴかぴかし	1	
842	光岡市	ひかりおかし	1	
843	ひかり市	ひかりし	3	
844	ピカリ市	ぴかりし	1	
845	美郷市	びきょうし	1	
846	飛翔市	ひしょうし	2	
847	飛翔但馬市	ひしょうたじまし	1	
848	美清市	びせいし	1	
849	ひだいとよ市	ひだいとよし	1	



番号	応募名称	名称かな	件数	備考
850	ひだか市	ひだかし	9	
851	ヒダカ市	ひだかし	1	
852	火高市	ひだかし	1	
853	美但市	びたんし	1	
854	日出豊崎但竹市	ひでとよさきたんたけし	1	
855	ひときたい市	ひときたいし	1	
856	日豊市	ひとよし	1	
857	ひので市	ひのでし	1	
858	日の出市	ひのでし	3	
859	日出市	ひのでし	1	
860	日野出市	ひのでし	2	
861	日の出豊市	ひのでゆたかし	1	
862	日野山市	ひのやまし	1	
863	陽浜市	ひはまし	1	
864	飛舞市	ひぶし	1	
865	ひぼこ市	ひぼこし	38	
866	天日槍市	ひぼこし	1	
867	日槍市	ひぼこし	13	
868	日矛市	ひぼこし	1	
869	ひまわり市	ひまわりし	1	
870	日槍市	ひやりし	1	
871	日豊市	ひゆたかし	1	
872	兵北市	ひょうきたし	1	
873	ひょうご北市市	ひょうごきたいちし	1	
874	ひょうご北市	ひょうごきたし	1	
875	兵庫北市	ひょうごきたし	4	
876	兵庫県ゆとり市	ひょうごけんゆとりし	1	
877	兵庫こうのとり市	ひょうごこうのとりし	1	
878	兵庫市	ひょうごし	7	
879	兵庫北但市	ひょうごほくたんし	1	
880	兵たじま市	ひょうたじまし	1	
881	兵但馬市	ひょうたじまし	1	
882	兵但市	ひょうたんし	3	
883	兵豊岡市	ひょうとよおかし	1	
884	兵北市	ひょうほくし	8	
885	兵北市	ひょうぼくし	1	
886	兵北但東部市	ひょうほくたんとうぶし	1	
887	兵北市	ひよほくし	1	
888	日和山市	ひよりやまし	1	
889	広杉田市	ひろすぎだし	1	
890	広田市	ひろたし	1	
891	風雅市	ふうがし	1	
892	福寿市	ふくじゅし	1	
893	福玉市	ふくたまし	1	
894	福見市	ふくみし	1	
895	ふるさと市	ふるさとし	6	
896	ふる里市	ふるさとし	1	
897	ふるるん市	ふるるんし	1	
898	ふれあい市	ふれあいし	4	
899	ふれ愛市	ふれあいし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
900	フレアイ豊岡市	ふれあいとよおかし	1	
901	文化交流市	ぶんかこうりゅうし	1	
902	米花市	べいかし	1	
903	へいしぜん市	へいしぜんし	1	
904	平成市	へいせいし	1	
905	平成豊市	へいせいとよし	1	
906	兵但市	へいたんし	1	
907	平和鳥市	へいとちょうし	1	
908	兵北市	へいほくし	1	
909	平和市	へいわし	7	
910	平和の市	へいわのし	1	
911	兵庫市	へうごし	1	
912	弁議市	べんぎし	1	
913	べんきょう市	べんきょうし	1	
914	豊円市	ほうえんし	1	
915	豊郷市	ほうきょうし	1	
916	豊郷市	ほうごうし	2	
917	豊国市	ほうこくし	1	
918	ほうご市	ほうごし	1	
919	豊集市	ほうしゅうし	1	
920	豊城市	ほうじょうし	17	
921	豊城石市	ほうじょうせきし	2	
922	豊城竹日出但市	ほうじょうちくにちしゅったんし	1	
923	豊城竹日出但市	ほうじょうちくひでたんし	1	
924	豊心市	ほうしんし	1	
925	豊成市	ほうせいし	1	
926	豊石崎市	ほうせきざきし	1	
927	豊泉市	ほうせんし	2	
928	豊大市	ほうだいし	1	
929	豊高竹城但出市	ほうだかたけじょうたんいずし	1	
930	豊但市	ほうたんし	1	
931	豊湯市	ほうとうし	1	
932	豊南市	ほうなんし	1	
933	豊日出市	ほうひいずし	1	
934	豊美市	ほうびし	1	
935	豊夢市	ほうむし	1	
936	豊楽市	ほうらくし	1	
937	豊陵市	ほうりょうし	3	
938	豊緑市	ほうりょくし	1	
939	ほがらか市	ほがらかし	1	
940	北栄市	ほくえいし	1	
941	北島市	ほくじまし	1	
942	北新市	ほくしんし	1	
943	北但馬市	ほくたじまし	1	
944	北但合併市	ほくたんがっぺいし	1	
945	北但城崎市	ほくたんきのさきし	1	
946	北但こうのとり市	ほくたんこうのとりし	3	
947	北但コウノトリ市	ほくたんこうのとりし	2	
948	北但伍市	ほくたんごし	1	
949	ほくたんさんいん市	ほくたんさんいんし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
950	ほくたん市	ほくたんし	13	
951	北たん市	ほくたんし	1	
952	北但市	ほくたんし	263	
953	北担市	ほくたんし	2	
954	北但市市	ほくたんしし	2	
955	北但市町市	ほくたんしちょうし	1	
956	北但新市	ほくたんしんし	1	
957	北但石市	ほくたんせきし	2	
958	北但但馬市	ほくたんだじまし	1	
959	北但鳥町市	ほくたんちょうちょうし	1	
960	北但都市	ほくたんとし	1	
961	北但豊岡市	ほくたんとよおかし	1	
962	北但円山川市	ほくたんまるやまがわし	1	
963	北但円山市	ほくたんまるやまし	2	
964	北但六国市	ほくたんむっこくし	1	
965	北但連合市	ほくたんれんごうし	1	
966	北但連そう市	ほくたんれんそうし	1	
967	北但6市	ほくたんろくし	1	
968	北但六市	ほくたんろくし	3	
969	北都市	ほくとし	13	
970	北人台市	ほくとだいし	1	
971	北部市	ほくぶし	3	
972	北葉市	ほくようし	1	
973	北陽市	ほくようし	4	
974	北和市	ほくわし	1	
975	ポケモン市	ぽけもんし	1	
976	北但市	ほたんし	1	
977	盆但市	ぼたんし	1	
978	北但市	ほったんし	1	
979	正市	まさし	1	
980	町市市	まちいちし	1	
981	松葉蟹市	まつばかにし	1	
982	松葉市	まつばし	2	
983	まどか市	まどかし	1	
984	まほろば市	まほろばし	1	
985	円市	まるし	1	
986	円山川市	まるやまかわし	1	
987	まるやまがわ市	まるやまがわし	1	
988	まるやま川市	まるやまがわし	1	
989	まる山川市	まるやまがわし	1	
990	円山川市	まるやまがわし	38	
991	円山こうのとり市	まるやまこうのとりし	1	
992	まるやま市	まるやまし	10	
993	まる山市	まるやまし	2	
994	円山市	まるやまし	160	
995	丸山市	まるやまし	2	
996	円山日の出市	まるやまひのでし	1	
997	円山六市	まるやまろくし	1	
998	三方市	みかたし	1	
999	美川山市	みかわやまし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
1000	美空市	みくうし	1	
1001	未咲市	みさきし	2	
1002	美郷市	みさとし	2	
1003	美里市	みさとし	2	
1004	三色市	みしきし	1	
1005	水神市	みずがみし	1	
1006	美出城市	みずきし	1	
1007	水市	みずし	1	
1008	水穂市	みずほし	10	
1009	水緑市	みずみどりし	1	
1010	海颯市	みそうし	1	
1011	美空市	みそらし	2	
1012	見手山市	みてやまし	1	
1013	緑色山市	みどりいろやまし	1	
1014	緑が岡市	みどりがおかし	1	
1015	緑が丘市	みどりがおかし	1	
1016	緑川市	みどりかわし	1	
1017	みどり市	みどりし	15	
1018	美鳥市	みどりし	2	
1019	美土里市	みどりし	1	
1020	美緑市	みどりし	1	
1021	碧市	みどりし	1	
1022	緑市	みどりし	9	
1023	緑大地市	みどりだいちし	1	
1024	緑山市	みどりやまし	3	
1025	緑豊か市	みどりゆたかし	1	
1026	みなと市	みなとし	1	
1027	美奈斗市	みなとし	1	
1028	甥ノ街市	みなのもちし	2	
1029	皆美市	みなみし	1	
1030	南たじま市	みなみたじまし	1	
1031	水華市	みのはなし	1	
1032	みのり市	みのりし	1	
1033	三開市	みひらきし	1	
1034	都市	みやこし	1	
1035	京但馬市	みやこたじまし	1	
1036	都但市	みやたんし	1	
1037	宮塚市	みやつかし	1	
1038	みやび市	みやびし	1	
1039	海山市	みやまし	1	
1040	美山市	みやまし	1	
1041	ミュウツー市	みゆうつーし	1	
1042	美夢市	みゆし	1	
1043	みらい市	みらいし	1	
1044	未来市	みらいし	16	
1045	美緑市	みりよくし	2	
1046	美しい市	みれいし	1	
1047	美六市	みろくし	1	
1048	みんなであそぼう市	みんなであそぼうし	1	
1049	みんななかよ市	みんななかよし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
1050	六城市	むきのし	1	
1051	六悟市	むごし	1	
1052	六但市	むたんし	1	
1053	六国市	むつくにし	1	
1054	六田市	むつだし	1	
1055	六の色市	むつのいろし	1	
1056	むつみ市	むつみし	1	
1057	六都美市	むつみし	1	
1058	六美市	むつみし	1	
1059	六緑市	むつりょくし	1	
1060	六和生市	むつわきし	1	
1061	陸和市	むつわし	1	
1062	六ツ和市	むつわし	1	
1063	六和市	むつわし	3	
1064	六豊市	むとよし	1	
1065	水上市	むながいし	1	
1066	明空市	めいくうし	1	
1067	名光市	めいこうし	1	
1068	明但市	めいたんし	1	
1069	恵満市	めぐみし	1	
1070	飯市	めし	1	
1071	メトロポリス北但市	めとろぼりすほくたんし	1	
1072	もえぎ市	もえぎし	1	
1073	モコモコ市	もこもこし	1	
1074	もっとひらけて良市	もっとひらけてよし	1	
1075	基市	もとし	1	
1076	もりがわ市	もりがわし	1	
1077	森市	もりし	1	
1078	森中市	もりなかし	1	
1079	盛山市	もりやまし	1	
1080	八素市	やすし	1	
1081	やすらぎ市	やすらぎし	2	
1082	安良木市	やすらぎし	1	
1083	柳行李市	やなぎこうりし	2	
1084	やなぎ市	やなぎし	1	
1085	柳市	やなぎし	7	
1086	山岡市	やまおかし	2	
1087	山上市	やまかみし	1	
1088	山川市	やまかわし	1	
1089	山川市	やまがわし	1	
1090	山川豊市	やまかわゆたかし	1	
1091	山崎市	やまさきし	1	
1092	山里市	やまざとし	1	
1093	山名市	やまなし	5	
1094	山野市	やまのし	1	
1095	山狭間市	やまはざまし	1	
1096	やまびこ市	やまびこし	2	
1097	山呼市	やまびこし	1	
1098	山森市	やまもりし	2	
1099	ヤマヤ市	やまやし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
1100	湯出泉市	ゆいずみし	1	
1101	有希市	ゆうきし	1	
1102	湧水市	ゆうすいし	1	
1103	友但市	ゆうたんし	1	
1104	勇舞市	ゆうまいし	1	
1105	優歌里市	ゆかさとし	1	
1106	湯河里市	ゆかりし	1	
1107	雪温海市	ゆきおみし	1	
1108	雪国市	ゆきぐにし	1	
1109	湯鴻市	ゆこうし	1	
1110	湯島市	ゆしまし	1	
1111	豊ヶ岡市	ゆたかがおかし	1	
1112	豊環境市	ゆたかかんきょうし	1	
1113	ゆたか市	ゆたかし	18	
1114	豊か市	ゆたかし	2	
1115	豊加市	ゆたかし	1	
1116	豊花市	ゆたかし	2	
1117	豊市	ゆたかし	28	
1118	豊心市	ゆたかしんし	1	
1119	豊竹市	ゆたちくし	1	
1120	豊場市	ゆたばし	1	
1121	豊美市	ゆたびし	1	
1122	湯鴻市	ゆといし	1	
1123	ゆとり市	ゆとりし	1	
1124	湯鴻市	ゆとりし	7	
1125	ゆとろぎ市	ゆとろぎし	1	
1126	湯の国市	ゆのくにし	1	
1127	湯の里市	ゆのさとし	3	
1128	湯ノ市	ゆのし	1	
1129	湯の花市	ゆのはなし	1	
1130	優夢笑市	ゆむえし	1	
1131	夢現市	ゆめうつし	1	
1132	ゆめおか市	ゆめおかし	1	
1133	夢ヶ丘市	ゆめがおかし	1	
1134	夢楽都市	ゆめがくとし	1	
1135	ゆめかけ市	ゆめかけし	1	
1136	夢咲市	ゆめさきし	1	
1137	夢里市	ゆめさとし	1	
1138	ゆめ市	ゆめし	1	
1139	夢市	ゆめし	2	
1140	ゆめたじま市	ゆめたじまし	1	
1141	夢たじま市	ゆめたじまし	1	
1142	夢但馬市	ゆめたじまし	22	
1143	夢豊市	ゆめとよし	1	
1144	夢ノ川市	ゆめのがわし	1	
1145	夢ノ町市	ゆめのまちし	1	
1146	ゆめみ市	ゆめみし	2	
1147	夢見市	ゆめみし	1	
1148	緑水市	よくすいし	1	
1149	よさこい市	よさこいし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
1150	よみがえり市	よみがえりし	1	
1151	らいず市	らいずし	1	
1152	未夢市	らいむし	1	
1153	楽円市	らくえんし	1	
1154	六郷市	りくごうし	1	
1155	理玖市	りくし	1	
1156	りさおぐっじょぶやまぐちわー市	りさおぐっじょぶやまぐちわーし	1	
1157	リゾート市	りぞうとし	1	
1158	理想都市	りぞーとし	1	
1159	六華市	りっかし	1	
1160	リニューアル但馬市	りにゅーあるたじまし	1	
1161	柳泉市	りゅういずみし	1	
1162	柳薫市	りゅうかし	10	
1163	柳湯市	りゅうとうし	10	
1164	りょうじ市	りょうじし	1	
1165	緑光市	りよくこうし	1	
1166	緑水市	りよくすいし	1	
1167	緑豊市	りよくとうし	1	
1168	緑豊野市	りよくとよのし	1	
1169	緑楽市	りよくらくし	1	
1170	季柳市	りりゅうし	1	
1171	鈴市	れいし	1	
1172	礼竜市	れいりゅうし	1	
1173	れん花市	れんかし	1	
1174	連合市	れんごうし	1	
1175	六岡市	ろくおかし	1	
1176	六郷市	ろくごうし	2	
1177	六合市	ろくごうし	2	
1178	六市	ろくし	3	
1179	六小市	ろくしょうし	1	
1180	六大市	ろくだいし	1	
1181	六たん市	ろくたんし	1	
1182	六但市	ろくたんし	2	
1183	六町市	ろくちょうし	1	
1184	六馬市	ろくばし	1	
1185	六北但市	ろくほくたんし	1	
1186	六名市	ろくめいし	1	
1187	六恵市	ろくめぐし	1	
1188	六輪市	ろくりんし	1	
1189	ロケット市	ろけっとし	1	
1190	六花市	ろっかし	2	
1191	六国市	ろっこくし	1	
1192	六方市	ろっぽうし	3	
1193	ろてんぶる市	ろてんぶるし	1	
1194	ロマン但馬市	ろまんたじまし	1	
1195	若葉市	わかばし	3	
1196	わたが市	わたがし	1	
1197	和田市	わだし	1	
1198	和統市	わとうし	2	
1199	和平市	わへいし	1	

第 7 回

北 但 合 併 協 議 会

追 加 資 料



.協議第 29 号

新市建設計画を策定する方針について

新市建設計画を策定する方針について協議する。

平成 1 5 年 7 月 2 3 日提出

北但合併協議会

会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

新市建設計画を策定する方針について

豊岡市並びに城崎郡城崎町、竹野町及び日高町並びに出石郡出石町及び但東町が合併する場合の新市建設計画の策定については、新市まちづくり検討小委員会へ付託する。

継続審議

平成 1 5 年 月 日確認